

現 場 説 明 書

工 事 名 国立青少年教育振興機構
国立妙高青少年自然の家 空調設備改修工事

国立青少年教育振興機構財務部施設管理課		
課 長	施設管理課	担 当

1 工事名 国立青少年教育振興機構 国立妙高青少年自然の家 空調設備改修工事

2 工事場所 新潟県妙高市大字関山6323-2（国立妙高青少年自然の家構内）

3 完成期限 令和7年2月28日（金曜日）

4 一般事項

現場説明書の適用方法

- (1) ・印で始まる事項については、○印を付した事項のみ適用する。
- (2) 文中及び表中の各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については記入してある事項のみ適用する。
- (3) ——印又は×印で抹消した事項は全て適用しない。

5 施工に関する事項

(1) 工事用地

範囲は監督職員と協議の上決定し、使用にあたっては「工事用地使用許可願」を監督職員に提出して、発注者等の承諾を得ること。ただし、工事用地の借料は無償とする。

(2) 仮設物の設置等

① 仮設建物等

仮設建物等を設置するときは、「仮設物設置許可願」を監督職員に提出して発注者等の承諾を得ること。

② 障害物の撤去又は移設

障害物の撤去又は移設をするときは、監督職員の指示により行うこと。

③ 仮囲い等

仮囲い等を設けるときは、監督職員の指示により行うこと。

④ 監督職員事務所

・ 設ける（ 号） ☒ 設けない

号	1	2	3	4	5	6
規模 (m ²)	10内外	20内外	35内外	65内外	100内外	

⑤ 仮設物の維持管理等

仮設物は、施工、監督及び検査に便利かつ安全な材料構造でかつ関係法規に準拠して設置するものとし、常に維持保全に注意すること。

⑥ 墜落制止用器具の着用について

労働安全衛生法施行令第13条第3項第28号における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格」（平成31年1月25日厚生労働省告示第11号）による墜落制止用器具（フルハーネス型墜落制止用器具、胴ベルト型墜落制止用器具及びランヤード等）とする。

⑦ その他

- a) 工事期間中、近隣住民等第三者には、十分注意を払うこと。
- b) 既存施設や道路等を汚損もしくは破損したときは、速やかに監督職員と協議の上原状に復するものとする。
- c) 撤去工事における騒音、塵埃等には十分注意し、必要に応じて養生等の処置を講ずること。
- d) 工事車両等の運行にあたっては、安全対策について、監督職員と十分協議の上事故防止に努める。
- e) 断水や停電など施設の運用に影響が出る際は可能な限り休館日に計画

(3) 工事用電力等

(4) 工事写真等

① 工事写真等

工事写真等は、文部科学省が定めた「工事写真撮影要領」により撮影し、次表のものを提出すること。

区 分	大 き さ	種 類	組
敷地状況写真	サービス判	カラー	1組
工 事 写 真	サービス判	カ ラ ー	1 組
完 成 写 真	サービス判	カラー	1組

※ 完成写真はファイルし、表紙に工事名、工期を記入し、撮影方向等を明示した配置図、平面図を添付すること。

② その他

質疑回答書、現場説明書、特記仕様書及び設計図（発注図）のA3版2つ折り仮製本を3部提出すること。

(5) その他

鍵は、各組（一組は同一鍵3本）毎に鍵札（アクリル製）を付け、~~キープラン及び鍵リストを添えて鍵箱（鍵掛け付き）に納めて提出すること。~~

6 契約に関する事項

- (1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構工事請負契約基準（以下、「基準」という。）の運用

- ①基準第3の規定による、

工事費内訳明細書

- 提出する。
- ・ 提出しない。

工 程 表

○ 提出する。

・ 提出しない。

- ② ~~基準第25第1項の規定により請負代金額の変更を請求する場合は、発注者又は受注者から請求のあった日から起算して、残工事の工期が2月以上ある場合とする。~~
- ③ ~~基準第25第2項の残工事代金額を算出する根拠となる残工事量を確認する場合において、工事の工程が受注者の責により遅延していると認められる場合は遅延していると認められる工事量を残工事量に含めないものとする。~~
- ④ 基準第29第4項にいう「請負代金額」とは、損害を負担する時点における請負代金額をいう。
- ⑤ 天災、その他不可抗力による1回の損害合計額が前項にいう請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を越えるときは20万円）に満たないものは損害合計額とみなさないものとする。
- (2) 契約の保証について
- 落れ者は、工事請負契約書案の提出とともに、次の①から⑦のいずれかの書類を提出しなければならない。
- ① 契約保証金として納付するものが、現金の場合は、保管金領収証書及び契約保証金納付書
- ア 保管金領収証書は、三菱ＵＦＪ銀行渋谷支店に契約保証金の金額に相当する金額の現金を払い込んで交付を受けること。
- イ 保管金領収証書の宛名の欄には、独立行政法人国立青少年教育振興機構 出納責任者 山口 圭吾と記載するように申し込むこと。
- ウ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
- エ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、契約保証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- オ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金払渡請求書を提出すること。
- ② 契約保証金の納付に代わる担保が、国債（国債に関する法律の規定により登録された国債を除く）、政府の保証のある債券、銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券、日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道及び日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社が発行した債券で政府の保証のある債券以外のもの、地方債及び独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める社債の場合は、政府保管有価証券払込済通知書及び契約保証金納付書
- ア 政府保管有価証券払込済通知書は、三菱ＵＦＪ銀行渋谷支店に契約保証金の金額に相当する金額の当該有価証券を払い込んで、交付を受けること。
- イ 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、独立行政法人国立青少年教育振興機構 出納責任者 山口 圭吾と記載するように申し込むこと。
- ウ 請負金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
- エ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保管有価証券は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、

超過分を徴収する。

オ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

- ③ 契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関が振り出し又は支払を保証した小切手、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関が引き受け又は保証若しくは裏書をした手形である場合は、当該有価証券及び契約保証金納付書

ア 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

イ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該有価証券は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

ウ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

- ④ 契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関に対する定期預金債権の場合は、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面及び契約保証金納付書

ア 当該債権に質権を設定し提出すること。

イ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

ウ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該債権は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

エ 受注者は、工事完成後、独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和から当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面の返還を受けるものとする。

- ⑤ 債務不履行による損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書及び契約保証金納付書

ア 債務不履行による損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。

イ 保証書の宛名の欄には、独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和と記載するように申し込むこと。

ウ 保証債務の内容は、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

エ 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

オ 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。

カ 保証期間は、工期を含むものとする。

キ 保証債務履行請求の有効期間は、保証期間経過後6カ月以上確保されるものとする。

- ク 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
- ケ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、金融機関等から支払われた保証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- コ 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成後、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**から保証書（変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還すること。
- ⑥ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券
- ア 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に保険金を支払うことを約する保険である。
- イ 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- ウ 保険証券の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**と記載するように申し込むこと。
- エ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- オ 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
- カ 保険期間は、工期を含むものとする。
- キ 請負代金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
- ク 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保険金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- ⑦ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券
- ア 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
- イ 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**と記載するように申し込むこと。
- ウ 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- エ 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
- オ 保証期間は、工期を含むものとする。
- カ 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
- キ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (3) 工事請負代金債権の債権譲渡
- この工事の受注者は、下請セーフティーネット債務保証事業又は地域建築業経営強化融資制度のいずれかに係る融資を受けることを目的として、工事請負代金債権の債権譲渡を申し出ることができるものとする。
- (4) 下請契約の締結
- 受注者は、下請負人を使用する場合は、「建設工事標準下請契約約款」（昭和52年4月26日中央建設業審議会決定）に準拠した適切な下請契約を締結すること。また、「建設業法令遵守ガイドライン（第5版）-元請負人と下請負人の関係に係る留意点-」（平成29年3月国土交通省土地・建設産業局建設業課）により適切な取引をすること。

(5) 建設産業における生産システム合理化指針の遵守等について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成3年2月5日付け建設省経構発第2号の3建設省建設経済局長通知）において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。また、下請代金の支払については発注者から受取った前払金の下請建設業者に対する均てん、下請代金における現金比率の改善、手形期間の短縮等その適正化について特段の配慮をすること。

(6) 監督職員の権限

基準第9第2項第1号から第3号に示す範囲とする。

(7) 請負代金の支払

請負代金（前払金及び中間前払金を含む）は、受注者からの適法な支払請求書に応じて独立行政法人国立青少年教育振興機構財務部財務課から2回以内に支払うものとする。

(8) 請負代金の前払い

公共工事の前払金保証事業会社と保険契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「10分の4」以内の額の前払金を請求することが出来る。~~また、前払金の支払を受けた後、公共工事の前払金保証事業会社と保険契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「10分の2」以内の額の中間前金払を請求することができる。~~

(9) 工事関係保険の締結

この工事の受注者は、速やかに、次の付保条件により、組立保険契約（共済その他これに準じる機能を有するものを含む。）締結すること。

① 保険対象

工事請負契約の対象となっている工事全体とすること。

② 保険契約者

受注者とすること。

③ 被保険者

発注者並びに受注者及びそのすべての下請負人（リース仮設材を使用する場合には、リース業者を含む。）とすること。

④ 保険金額

請負代金額と同額とすること。ただし、支給材料又は貸与品の価額が算入されていないときはその新調達価額を加算し、保険の目的に含まれない工事の費用（解体撤去工事費、用地費、補償費等をいう。）が算入されているときはその金額を控除すること。

⑤ 保険金支払額の控除額（免責額）

請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を超えときは20万円）未満とすること。

⑥ 保険金請求者

受注者とすること。

⑦ 保険期間

工事着手の日から工事目的物の完成引渡しの日までの期間とすること。

⑧ 特約条項

ア 同一発注者による同一工事場内における分離発注工事の隣接工区受注者相互間の求償権不行使特約を付帯すること。

~~イ 水災危険担保特約を付帯すること。~~

ウ 次の付保条件により、損害賠償責任担保特約を付帯（請負業者賠償責任保険その他これに準じる機能を有するものを付保することを含む。）すること。

（ア）対人賠償保険金額は、1名につき1億円以上かつ1事故につき10億円以上とすること。

（イ）対物賠償保険金額は、1事故につき1億円以上とすること。

（ウ）発注者受注者相互間の交差責任担保特約を付帯すること。

（エ）分離発注工事の隣接工区に対する賠償責任担保特約を付帯すること。

⑨ その他

ア ここで示す付保条件は、工事関係保険として最低限必要と思われる付保条件であり、受注者が受注者の判断でこれ以上の付保条件で工事関係保険を付保することを妨げるものでない。ただし、当該付保条件についても発注者が指示したものとみなす。

~~イ 建物の建築工事の受注者は、分離発注される当該建物の付帯設備工事の受注者と協議の上、建築工事の受注者が保険契約者となり、付帯設備工事の受注者を被保険者に加え、一括して建設工事保険契約を締結することも可能である。~~

ウ 受注者が工事関係保険契約を締結したときは、遅滞なく、その保険証券を発注者に提示すること。ただし、総括契約方式による付保の場合は、保険会社の引受証明を発注者に提示すること。

エ 工事関係保険契約締結後に設計変更等により工事期間又は請負代金額に変更を生じた場合などには、速やかに、付保条件について変更の手続をとること。

7 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構が発注する建設工事（以下「発注工事」という）において、暴力団員、暴力団員準構成員又は暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という）による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合には、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。

8 その他

(1) 工事实績情報サービス（CORINS）への登録

この工事の受注者は、工事契約内容及び施工内容について契約締結後10日以内に、登録内容に変更があったときは登録内容に変更が生じた日から10日以内に、完成引渡しについて完成引渡し後10日以内にそれぞれの情報を財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報サービス（CORINS）への登録すること。

(2) 公共事業労務費調査への協力

毎年定期的実施される公共事業労務費調査への協力を依頼することがあるので、労働基準法第108条による賃金台帳を整備しておくこと。

なお、賃金台帳の整備にあたっては、全国建設業協会刊「建設現場の賃金管理の手引き」によること。

(3) 建設業退職金共済制度について

- ① 建設業退職金共済組合に加入するとともに、その建設業退職金共済制度の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。
- ② 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。
- ③ 掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出すること。

~~(4) 工事成績評定について~~

~~この工事は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（令和元年10月18日閣議決定）に基づき、文部科学省が定めた工事成績評定要領（平成20年1月17日付け19文科施第370号）による工事成績評定の対象工事である。~~

~~(5) ワンデーレスポンスの実施について~~

~~本工事はワンデーレスポンスの実施対象工事である。~~

- ~~① ワンデーレスポンスとは、発注者からの質問、協議に対して、発注者は、基本的に「その~~

~~日のうちに」回答するよう対応することである。なお、即日回答が困難な場合に、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうちに」することを含むものとする。~~

~~② 受注者は、実施工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。~~

~~③ 受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。~~

(6) 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間について

① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議の上定める。

② 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

(7) 現場代理人の工事現場における常駐の緩和について

① 基準第10第3項に規定する現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないとは、以下のものとする。

ア 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。）。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議の上、定める。

イ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、発注者に通知した日とする。

ウ 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。

エ 工事現場において作業等が行われていない期間。

② 基準第10第3項に規定する発注者との連絡体制が確保されとは、発注者又は監督職員と携帯電話等で常に連絡が取られること、かつ、発注者又は監督職員が求めたときは、工事現場に速やかに向かう等の対応が取られることとする。

③ その他請負契約の締結後、監督職員と協議の上、現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間を定める。

(8) 建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の工事における取扱いについて

本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を認めない。

~~① 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特定監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下のア～エの要件を全て満たさなければならない。~~

~~ア 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。~~

~~イ 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定品目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。~~

~~ウ 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。~~

~~エ 同一の特定監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に~~

~~＝体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限り）については、これら複数の工事を一の工事とみなす）＝~~

~~オ 特例監理技術者が兼務できる工事は〇〇地域内（例：〇〇市、〇〇市及び〇〇町）の工事であらなければならない。~~

~~カ 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立合等の職務を適正に遂行しなければならない。~~

~~キ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。~~

~~ク 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。~~

~~② 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する事となる場合、前項ア～クの事項について確認できる書類を提出すること。~~

~~③ 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。~~

~~(9) 特別重点調査を受けた者との契約について~~

~~「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」（平成21年3月31日大臣官房文教施設企画部長通知）に基づく特別重点調査を受けた者との契約については、その契約の保証については請負代金の10分の3以上とし、前払金の割合については、請負代金額の10分の2以内とする。ただし、工事が進捗した場合の中間前払金及び部分払の請求を妨げるものではない。~~

(10) 引渡し後点検について

受注者は、完成引渡し後1年経過を目途に、施設の不具合の有無等について点検を行うものとする。

(11) 設計図書の取扱い

本工事の設計図書の取扱いは以下によるものとする。

- ① 図書の取扱い、保管は、善良なる管理者の注意義務を負うことに同意すること。
- ② 目的以外の使用は禁止とすること。
- ③ 図書を複写する場合、その部数は必要最低限とし、複写した図書は用済み後責任を持って確実に処分すること。

(12) デジタル工事写真の黒板情報電子化について

デジタル工事写真の黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入及び工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事で受注者がデジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上でデジタル工事写真の黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。対象工事では、以下の①から③の全てを実施することとする。

なお、本項に規定していない事項は「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」に準ずる。

① 必要な機器・ソフトウェア等の導入

受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）については、「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」の「2.1.2 形状、寸法、仕様等の確認方法2.」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認機能（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL

「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、対象工事での使用機器について提示するものとする。

② デジタル工事写真における黒板情報の電子的記入

受注者は、使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を

電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」の「2.1.2形状、寸法、仕様等の確認方法 2.」による。

なお、対象工事において、「小黑板情報電子化」と「小黑板を被写体に添えての撮影（従来の方法）」を併用することは差し支えない（例えば、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、使用機器の利用が困難な工種が想定される）。

③ 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、②に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL（http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_degitai.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

国立青少年教育振興機構
国立妙高青少年自然の家 空調設備改修工事

図面リスト

	図面	図面名称	図面	図面名称	
※	M-00	表紙・図面リスト	M-26	空気調和設備(配管) 管理研修棟 1階平面図(改修前)	※
	M-01	機械設備特記仕様書 1	M-27	空気調和設備(配管) 管理研修棟 2階平面図(改修前)	
	M-02	機械設備特記仕様書 2	M-28	空気調和設備(計装) 管理研修棟 1階平面図(改修前)	
	M-03	配置図・案内図	M-29	空気調和設備(計装) 管理研修棟 2階平面図(改修前)	
	M-04	空気調和設備 管理研修棟 機器表(新設・撤去)			
	M-05	空気調和設備(配管) 管理研修棟 1階平面図(改修後)	A-01	管理研修棟 B 1 階平面図	
	M-06	空気調和設備(配管) 管理研修棟 2階平面図(改修後)	A-02	管理研修棟 1 階平面図	
	M-07	空気調和設備 アント・ロマダ・ガソハア棟 機器表	A-03	管理研修棟 2階平面図	※
	M-08	空気調和設備(配管) アント・ロマダ・ガソハア棟 1階平面図	A-04	アント・ロマダ・ガソハア棟 2階平面図	
	M-09	空気調和設備(配管) アント・ロマダ・ガソハア棟 2階平面図	A-05	アント・ロマダ・ガソハア棟 3階平面図	
M-10	空気調和設備(配管) アント・ロマダ・ガソハア棟 3階平面図	A-06	ヘルメウス棟 各階平面図		
M-11	空気調和設備(配管) ヘルメウス棟 機器表・平面図	A-07	リリオン棟 平面図		
M-12	空気調和設備(配管) リリオン棟 機器表・平面図	A-08	ふれあい棟 各階平面図		
M-13	空気調和設備(配管) ふれあい棟 機器表・平面図				
※	M-14	空気調和設備(計装) 配置図	K-01	仮設計画図(管理研修棟 1階平面図)	※
	M-15	空気調和設備(計装) 管理研修棟 B1階平面図(改修後)	K-02	仮設計画図 (アント・ロマダ・ガソハア棟 3階平面図)	
	M-16	空気調和設備(計装) 管理研修棟 1階平面図(改修後)	K-03	仮設計画図 (ヘルメウス棟 各階平面図)	
	M-17	空気調和設備(計装) 管理研修棟 2階平面図(改修後)	K-04	仮設計画図 (ふれあい棟 各階平面図)	
	M-18	空気調和設備(計装) 生活関連棟 B1階平面図			
	M-19	空気調和設備(計装) なかよしホール棟 1階平面図			
	M-20	空気調和設備(計装) アント・ロマダ・ガソハア棟 1階平面図			
	M-21	空気調和設備(計装) アント・ロマダ・ガソハア棟 2階平面図			
	M-22	空気調和設備(計装) アント・ロマダ・ガソハア棟 3階平面図			
	M-23	空気調和設備(計装) ヘルメウス棟 平面図			
	M-24	空気調和設備(計装) リリオン棟 平面図			
	M-25	空気調和設備(計装) ふれあい棟 平面図			

※ 別途工事

令和 6 年度

独立行政法人国立青少年教育振興機構

国立妙高青少年自然の家

空調設備改修工事

I 工 事 概 要

1. 工事場所

新潟県妙高市大宇関山6323-2

2. 完成期限

令和7年2月28日（金曜日）

3. 建物概要

建 物 名 称	管理研修棟	かおへ7棟 アンドロダ'棟	へ'れ'す棟	わ'わ'棟	ふれあい棟
工 種	改修	改修	改修	改修	改修
構造	RC造	RC造	RC造	RC造	RC造
階数	地上2階 地下1階	地上3階	地上2階 地下1階	地上1階 地下1階	地上2階 地下1階
建築基準法による	建築面積 (㎡)	-	-	-	-
	延べ面積 (㎡)	2077.50	1784.65	771.76	477.16
737.76					
消防法施行令別表第一の区分	-	-	-	-	-
改修面積 (㎡)	-	-	-	-	-
建物使用の有無	有	有	有	有	有

4. 工事項目（●印の付いたものが対象工事項目）

建物別及び屋外	工 事 種 別				
工 事 種 目	管理研修棟	かおへ7棟 アンドロダ'棟	へ'れ'す棟	わ'わ'棟	ふれあい棟
●空調調設備	一式	一式	一式	一式	一式
○換気設備					
○排煙設備					
●自動制御設備	一式	一式	一式	一式	一式
○衛生器具設備					
○給水設備					
○排水設備					
○給湯設備					
○消火設備					
○ガス設備					
○雨水利用設備					
●撤去工事	一式				

5. 指定部分

●無 ○有 対象部分（指定部分工期 年 月 日）

6. 概成工期

●無 ○有 令和 年 月 日（ 曜日）

（第1編1.1.2）〔第1編1.1.2〕

7. 設備概要（●印の付いたものを適用する）

方式及び種別	設 備 概 要
空調方式	●空冷ヒートポンプエアコン（電気式） ルームエアコン

II 工 事 仕 様

1. 共通仕様

（1）独立行政法人国立青少年教育振興機構発注工事請負契約規則第二章第19条の工事請負契約基準、現場説明書、図面 枚及び本特記仕様書2枚によるほか、●印の付いたものを適用する。

●公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和4年版）（以下「標準仕様書」という。）

●公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和4年版）（以下「改修標準仕様書」という。）

●公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（令和4年版）（以下「標準図」という。）

●文部科学省機械設備工事標準仕様書（特記基準）（令和4年版）（以下「文科仕様書」という。）

●文部科学省機械設備工事標準図（特記基準）（平成31年版）（以下「文科標準図」という。）

●公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和4年版）（以下「改修標準仕様書」という。）

●公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（令和4年版）（以下「標準図」という。）

●文部科学省電気設備工事標準仕様書（特記基準）（令和4年版）（以下「文科仕様書」という。）

●文部科学省工事写真撮影要領（令和元年7月）

（2）建築工事及び電気設備工事を本工事に含む場合は、それぞれの特記仕様書を適用する。

なお、建築工事の特記仕様書は（ ）図、電気設備工事の特記仕様書は（ ）図による。

2. 特記仕様

（1）本特記仕様書の表記

1）項目及び特記事項は、●印の付いたものを適用し、○印の付いたものは適用しない。

2）項目に記載の（第 編 . . . ）内表示番号は、標準仕様書の該当項目番号を示す。

3）項目に記載の〔第 編 . . . 〕内表示番号は、改修標準仕様書の該当項目番号を示す。

4）項目に記載の＜第 編 . . . ＞内表示番号は、文科仕様書の該当項目番号を示す。

章 項 目 特 記 事 項

● ●適用区分

建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。

○風圧力 風速（Vo= m/s）

地面粗度区分（ ）

○積雪荷重 建設省告示第1455号における区域 別表（ ）

この工事現場に、下記のいずれかの電気保安技術者を選任する。

項 目 名 電気保安技術者

1. 第3種電気主任技術者以上の資格を有する者 ●

2. 1級電気工事施工管理技士の資格を有する者 ●

3. 高等学校又はこれと同等以上の教育施設において、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第7条第1項各号の科目を修めて卒業した者 ●

4. 旧電気工事技術者検定規則による高压電気工事技術者の検定に合格した者 ●

5. 公益事業局長又は通商産業局長の指定を受けた高压試験に合格した者 ●

6. 第1種電気工事士の資格を有する者 ●

7. 2級電気工事施工管理技士の資格を有する者 ○

8. 第2種電気工事士の資格を有する者 ○

9. 短期大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上の教育施設の電気工学以外の工学に関する学科において一般電気工学（実験を含む）に関する科目を修めて卒業した者 ○

● 施工条件

（第1編1.3.3）

〔第1編1.3.3〕

● 環境への配慮

（第1編1.4.1）

〔第1編1.4.1〕

● 機材の品質等

（第1編1.4.2）

〔第1編1.4.2〕

○機材の検査等

機材の検査に伴う試験

（第1編1.4.5～6）

〔第1編1.4.5～6〕

● 施工調査

〔第1編1.5.1～3〕

○技能士

（第1編1.5.2）

〔第1編1.6.2〕

● 施工の検査等

検査に伴う試験・立会い等

（第1編1.5.4～6）

〔第1編1.6.5～7〕

● 完成時の提出図書

（第1編1.7.1～2）

〔第1編1.8.1～3〕

● 安全に関する資料

（第1編1.7.3）

〔第1編1.8.4〕

○他工事又は他工種との取り合い

● 電動機

（第2編1.2.1）

〔第2編1.2.1〕

● 電源周波数

● 容量等の表示

● 総合試運転調整

（第2編1.3.1～3）

〔第2編1.3.1～3〕

● 足場その他

（第2編4.1.1）

〔第1編2.1.1〕

● 埋め戻し土・盛土

（第2編4.2.1）

〔第2編7.1.1〕

● 建設発生の処理方法

（第2編4.2.1）

〔第2編7.1.1〕

○地中埋設機等

（第2編2.7.1～3）

事前調査 ●本工事 ○別途

調査内容 ●既存資料調査

調査項目 ○図示 ●工事影響範囲

調査範囲 ○図示 ●目視等

調査方法 ○図示 ●目視等

下記の職種及び作業に適用する。

○配管（配管工事） ○建築板金（ダクト製作及び取付）

○熱絶縁施工（保温工事） ○冷凍空調調和機器施工

下記の施工部分は、監督職員の検査・立会い・検査に伴う試験を受ける。

施 工 部 分 検 査 立 会 試 験 備 考

○ ○ ○ ○

○ ○ ○ ○

○ ○ ○ ○

工事完成後提出する完成図等の種類及び提出部数は下記による。

名 称 体 裁 等 部 数

●完 成 図 原図、縮小原図 -

●完 成 図 見開きA3版仮製本 2

※●完 成 図 黒厚表紙金文字入り製本 2

●施 工 図 原図 -

●施 工 図 見開きA3版仮製本 2

※●機 器 完 成 図 黒厚表紙金文字入り製本 2

※●各種試験成績書 黒厚表紙金文字入り製本 2

※●諸手続き書類（写） 黒厚表紙金文字入り製本 2

※●保 全 指 導 書 黒厚表紙金文字入り製本 2

●工 事 写 真 帳 ・電子媒体・紙媒体（ファイル綴じ） 1

ＣＡＤデータ（●要 ○不要）※JWW、DXF、オリジナルの3形式とする。

※印は一冊にまとめてよい。

本工事は、次の書類について電子納品の対象とする。

●上記完成図書一式

貸与する設計図のCADデータ著作社名： ファイル形式：

貸与条件：貸与するCADデータを本工事における施工図又は完成図の作成の為に以外に使用しないこと。

提出方法：

下記に示す機器及びシステムについては、当該機器又はシステムを運用する職員に対しその機能・操作の説明、保守点検の要領及び障害時の対策等を説明するものとする。

●設備台帳（EXCELファイル）を提出すること。

●フロート排出抑制法に伴う機器管理台帳及び冷媒漏洩点検・整備記録簿を提出すること。

図面に特記なき場合は、工事区分表による。

換気扇、圧力扇及び標準仕様書に記載なく特記のないものの電動機の保護規格は、製造者規格による標準品としてよい。

●50Hz ○60Hz

（1）機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。

（2）電動機出力、燃料消費量、圧力損失等は、原則として表示された数値以下とする。

●本工事 ○別途

調整項目（測定箇所等は監督職員の指示による。）

○風量調整 ○水量調整 ○室内外空気の温湿度の測定

○室内気流及びじんあいの測定 ○騒音の測定 ○飲料水の水質の測定

○雑用水の水質の測定 ○

●別契約の関係受注者が定置したものは無償で利用できる。

○本工事で設置する。（ 図参照）

「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の（2）手すり設置方式又は（3）手すり先行専用足場方式により行う。

○内部足場（ ○ 種 ○ 種）○外部足場（○ 種 ○ 種）

○搬入経路・ELV内、及び既設RC壁・床等の孔明けの際は、ビニールシート又はプラベニア等で適切な養生を行い、周囲を汚損しないよう配慮すること。又、清掃は毎日の作業終了後必ず行うこと。

●根切り土の良質土 ●山砂の類

以下の配管は、管の周囲に山砂の類を施す。

○ ○ ○ ○

●構内敷きならしとする。 ○構外に搬出し、適切に処分する。

（1）地中埋設機 ○要（図示による） ○不要

（2）埋設表示テープ ○要（排水管を除く） ○不要

○耐震措置

●配管

（第2編第2章）

〔第2編第2章〕

＜第2編1.1.1＞

＜第2編2.1.1＞

●絶縁継手

（第2編2.2.12）

〔第2編2.1.1〕

●試験

（第2編2.9.1～5）

〔第2編2.7.1～5〕

○保温

（第2編3.1.1～6）

〔第2編3.1.1～3〕

○塗装

（第2編3.2.1）

〔第2編3.2.1〕

○電線類

（第2編4.7.1）

●電線の色別

（第2編2.1.3）

（第3編1.1.4）

〔第2編2.1.4〕

●既存躯体への穿孔

〔第2編5.2.1〕

設備機器の固定は、次に示す事項を除き、すべて建築設備耐震設計施工指針2014年版（独立行政法人建築研究所監修）による。

（1）機器の据付け及び取付け

設計用水平地震力は、機器の質量（自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量）に、地域係数 A 及び次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。

設計用標準水平震度

	機器種別	○特定の施設 重要機器 一般機器	○一般の施設 重要機器 一般機器
上 層 階	機器	2.0 1.5	1.5 1.0
屋上及び塔屋	防振支持の機器 水槽類	2.0 2.0	2.0 2.0
		2.0 1.5	1.5 1.0
中間階	機器	1.5 1.0	1.0 0.6
	防振支持の機器 水槽類	1.5 1.5	1.5 1.0
		1.5 1.0	1.0 0.6
地階・1階	機器	1.0 0.6	0.6 0.4
	防振支持の機器 水槽類	1.0 1.0	1.0 1.0
		1.5 1.0	1.0 0.6

・上層階とは2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階とする。

・中間階とは地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの

・水槽類にはオイルタンクを含む。

・重要機器は次にによる。

消火等の防災機能を果たす設備機器

（2）設計用鉛直地震力は、設計用水平地震力の1／2とする。

（3）吊りボルト等で吊り下げる機器は1m以上となる場合、全て振れ止めを行うこと。

（1）ステンレス鋼管の接合は、下記による。

○呼び径60Su以下（OSAS322を満足した継手 ○ ）

（2）溶接部の非破壊検査 ○不要 ○要

（3）耐火二層管は各階立管に1箇所、伸縮継手を設置すること。

配管で、機器接続部の金属材料と配管材料のイオン化傾向が大きく異なる場合（銅とステンレス、銅と銅）は、絶縁継手を使用し絶縁を行うものとする。

既設配管を含む部分の試験●要（方法及び圧力： ）

○不要

標準仕様書第2編によるほか次による。ただし、各工事項目で別に指定されたものは除く。

○多湿箇所は下記による。

○共同構内の保温種別は下記による。

次の露出配管は、塗装又は記載の仕上げとする。

○屋外：○金属電線管（○溶融亜鉛めっき仕上げ〔付着量300g/㎡以上〕

○指定色塗装

○配管架台（○溶融亜鉛めっき仕上げ）

○ベントキャップ（○指定色塗装）

○屋内：○消化、ガス管（○指定色塗装 ○ ）

配線及び主回路の導体の色別は、次による。

●標準仕様書による。

○配線及び主回路の導体の色別は、下記による。

電気方式	第1相	第2相	第3相	中性相
高圧	三相3線式 赤	白	青	
低圧	三相3線式 赤	接地側 白	黒	
	三相4線式 赤	青	黒	白
	単相2線式 赤（青）	接地側 白		
	単相3線式 赤	青		白
	直流2線式 青	白		

（1）分岐回路の色別 分岐前の色別による。

（2）発電回路の第2相 接地側の電線の色は黄色とする（無停電回路含む）

（3）切替回路の2次側 規定しない。

（4）漏電遮断器回路の接地 専用接地極とした時の接地線は、監督職員と協議し、一般接地線と色別を区別する。

共通事項 配線（1）～（4）による。

分電盤類

左右・上下及び遠近の別は、正面から見た状態

ア）左右の別は、左からとする。

イ）上下の別は、上からとし、直流2線式は、下からとする。

ウ）遠近の別は、近いほうからとし、直流2線式は、遠いほうからとする。

備考

(a)配電盤類については、次による。

（1）左右、遠近の別は、各回路部分における主となる開閉器の操作側又はこれに準ずる側から見た状態とし、分電盤類による。

（2）三相回路又は単相3線式回路より分岐する回路は分岐前の色別による。

（3）三相交流の相は、第1相、第2相、第3相の順に相回転するものとする。

(b)屋外架空配線の色別は、本表によらなくてよい。

(c)接地線の色別は、監督職員の承諾を受けること。

穿孔機械を使用し既存躯体に穿孔する場合は、金属探知により電源供給が停止できる付属装置等を用いて施工する。

●はつり工事及び穿孔作業を行う場合は、事前に下記の方法により埋設物調査を行い、監督職員に報告する。

○走査式埋設物調査 ●放射線透過検査

円形開口を新設する際には以下に留意すること。

(1)開口際の壁筋は最小かぶり30mmを確保すること。

(2)壁開口の位置は可能な限り、厚の上部かつ幅内に設けること。厚と開口のあきは可能な限り確保し、切断しない壁筋を最低2本は残すこと。

有限会社 オヤマツ設計事務所

一般建築士事務所
新潟県知事登録
(イ) 第5129号
一般建築士登録
第 352364 号
中 野 光

承認

審査

検 図

製 図

特 記

改訂番号

改訂月日

改訂内容

独立行政法人国立青少年教育振興機構

施設管理部長

施設管理課

機 器

業務番号

工事名称

国立青少年教育振興機構
国立妙高青少年自然の家 空調設備改修工事

図面名称

機械設備特記仕様書 1

縮尺

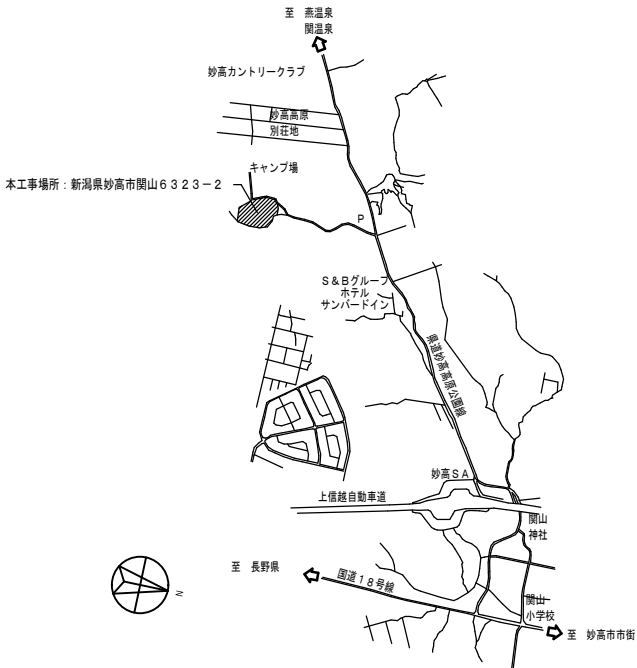
N/S

図面
区分

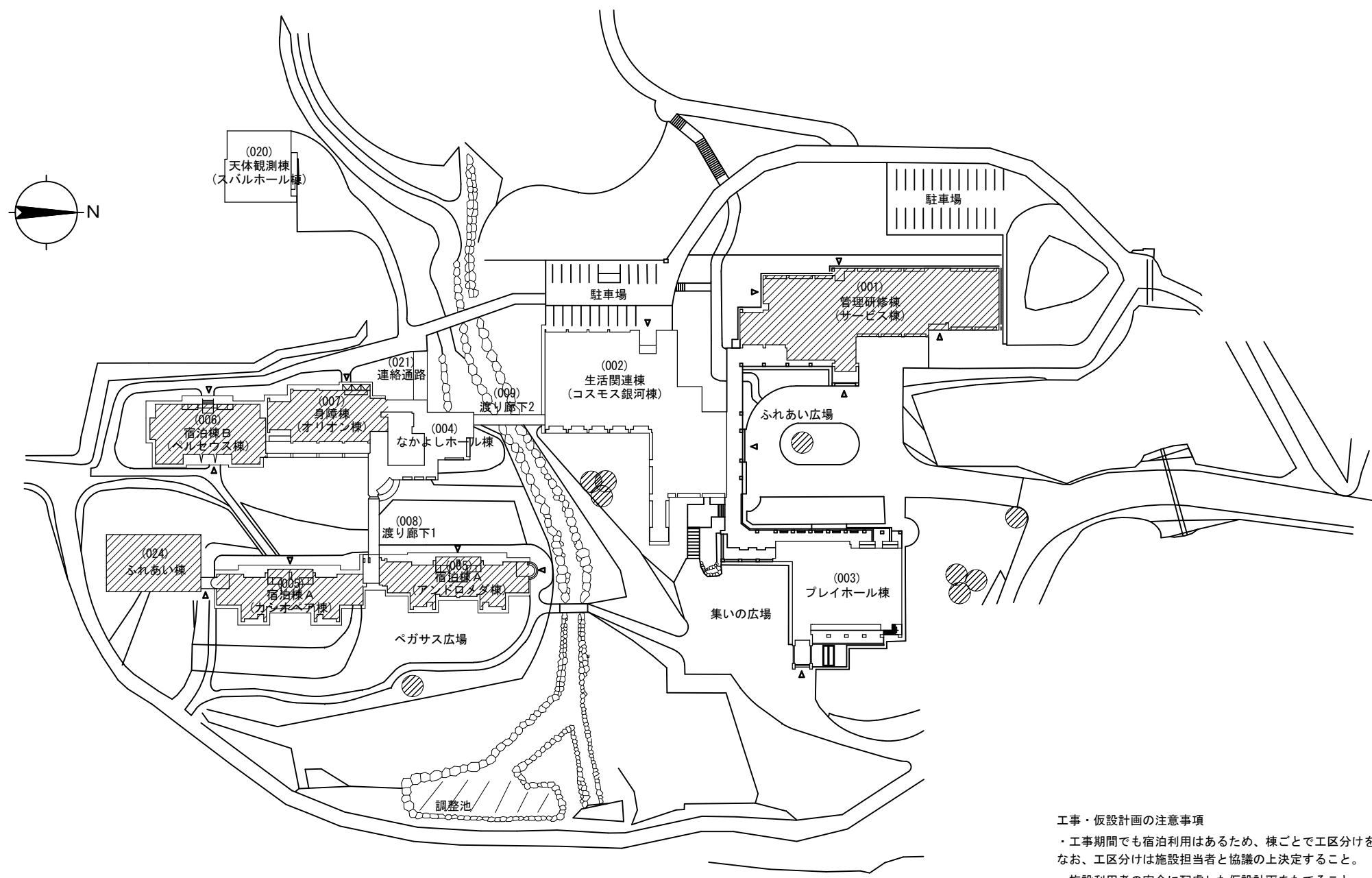
図面
番号

機-01

●空調設備	●設計温湿度 ○銅板製煙道 （第3編1.1.3） 〔第3編1.1.1〕 ○ダクト （第3編1.14.1～3） 〔第3編1.2.1〕 ○チャンパー （第3編1.14.4） 〔第3編1.2.1〕 ○ダンパー （第3編1.15.6～14） 〔第3編1.3.1〕 ●配管材料 （第2編2.1.1～2） 〔第2編2.1.1〕 ＜第2編2.1.1＞ ○弁類 （第2編2.2.1～6） 〔第2編2.1.1〕 ○油面制御装置 （第2編2.3.5） ●保温及び消音内貼 （第2編3.1.1～2） 〔第2編3.1.1〕 〔第2編3.1.3〕	<table border="1"><tr><td></td><td colspan="2">外 気</td><td colspan="8">屋 内</td></tr><tr><td></td><td colspan="2">一般系統</td><td colspan="2">一般系統</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td></td><td>温 度</td><td>湿 度</td><td>温 度</td><td>湿 度</td><td>温 度</td><td>湿 度</td><td>温 度</td><td>湿 度</td><td>温 度</td><td>湿 度</td><td>温 度</td><td>湿 度</td></tr><tr><td>夏 季</td><td>34.4℃</td><td>61.0%</td><td>28.0℃</td><td>成行</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>冬 季</td><td>-1.4℃</td><td>77.6%</td><td>19.0℃</td><td>成行</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 銅板厚（○3、2mm ○4、5mm） ○低圧ダクト（○コーナーボルト工法（長辺の長さが1,500mm以下の部分） ○アングルフランジ工法） ○スパイラルダクト（○低圧 ○ ○図示による。 （1）内貼を施すチャンパーの表示方法は外法を示す。 （2）空気調和機に取り付けるサプライチャンパー、レタンチャンパー及びダクト系で消音内貼りしたチャンパーには、点検口を設ける。なお、大きさは図示による。 （3）外壁に面するガラリに直接取り付けれるチャンパーは雨水の滞留のないように施工する。 （1）防煙ダンパー 復帰方式 遠隔復帰式（定格入力DC24V） （2）防火ダンパー 復帰方式 手動式 配管材料は（ ○下記による。 ○図示による。） （1）蒸気管 給気管 ○ 還 管 ○ （2）油管 ○ （3）冷温水管 ○ （4）冷却水管 ○ （5）ドレン管 ●排水硬質ポリ塩化ビニル管 ○保温材付硬質ポリ塩化ビニル管 （6）冷媒管 ●断熱材被覆鋼管（冷媒用） ○図面に特記なき場合の耐圧は、J I S又はJ V 5 K とする。 ○ステンレス鋼管に取り付ける弁類は、ステンレス製とする。 ○ファンコイルユニットと冷温水管の接続部（往・還）には、ボール弁を取付ける。 ○図示による。 制御盤には（○給油ポンプ制御 ○返油ポンプ制御 ○漏えい検知警報 ○満油警報 ○減油警報 ○遠隔警報）の端子を設ける。なお、フロートスイッチ部と制御盤間の配管配線は製造者の標準仕様とする。 標準仕様書第2編3、1、4によるほか、次による。 ○蒸気通り管の保温不要（屋内露出は除く。） ○選気ダクトの保温要（保温の範囲は図示による。） ○外気ダクトの保温要（保温の範囲は図示による。） ○膨張管及び膨張タンクよりボイラー等への補給水管の保温は、標準仕様書第2編3、1、4の温水管の項による。 ○建物内のエア抜き管の保温は、標準仕様書第2編3、1、4の温水管の項による。（エア抜き弁以降の配管は除く。） ○空調和機、ファンコイルユニットの排水管の保温は、標準仕様書第2編3、1、5の排水管の項による。 ●冷媒管の保温厚さは液管10mm・ガス管20mmとし、外装は次による。 ○機械室 （ALGC化粧原紙 ） ●屋内露出箇所 （樹脂製化粧カバー ） ●屋外露出箇所 （ステンレス製ラッキング ）		外 気		屋 内									一般系統		一般系統											温 度	湿 度	温 度	湿 度	温 度	湿 度	温 度	湿 度	温 度	湿 度	温 度	湿 度	夏 季	34.4℃	61.0%	28.0℃	成行									冬 季	-1.4℃	77.6%	19.0℃	成行									○排煙設備 ○ダクト （第3編1.14.1） 〔第3編1.2.1〕 ○排煙口の形式 ○排煙口開放及び復帰方式 ○排煙風量測定 ●自動制御設備 ○衛生器具設備 ○給水設備	○ダクト （第3編1.14.1） 〔第3編1.2.1〕 ○排煙口の形式 ○排煙口開放及び復帰方式 ○排煙風量測定 ●システム構成その他 ●電気計装用配線 （第4編1.5.1） 〔第4編1.2.1〕 ○自動洗浄装置及びその組み込み小便器 ○自動水栓の電源種別 （第5編1.1.7） 〔第5編1.1.1〕 ○衛生器具ユニット （第5編1.1.3） 〔第5編1.1.1〕 ○配管材料 （第2編2.1.2） 〔第2編2.1.1〕 ○量水器 （第2編2.2.16） 〔第2編2.1.1〕 ○量水器樹 （第5編1.8.4） 〔第5編1.1.1〕 ○弁類 （第2編2.2.1～6） 〔第2編2.2.1〕 ○水栓柱 （第2編2.2.23） 〔第2編2.1.1〕 ○管の地中埋設深さ （第2編2.7.2） 〔第2編2.5.2〕 ○建築物導入部 ○引込納付金等 ○給水装置	○亜鉛鉄板 ○普通鋼板（厚1、6mm） ○パネル形（○天井取付 ○壁取付） ○スリット形（○天井取付 ○壁取付） ○ダンパー形（○天井内取付 ○ ） ○電氣式（遠隔操作 ○要 ○不要） 建築設備定期検査業務基準書 2016年版（（一財）日本建築設備・昇降機センター）の排煙風量の検査方法に準じる。 別図による。 屋外・屋内露出の電線は、図面に特記がなければ金属管配線とする。 天井内隠ぺいの配線は、図面に特記がなければケーブル配線とする。 配線及びケーブルについてはエコマテリアル仕様とする。 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事）（統一基準）による。 ○個別感知フラッシュ方式（ ） ○図示による。 ○AC電源 ○自己発電 ○ ○図示による。 ○図示による。 配管材料は（ ○下記による。 ○ 図示による。） （1）一般配管 ○硬質ポリ塩化ビニル管(VA) （2）地中埋設配管 ○ （3）水道直結配管 ○引き込みは水道事業者の指定により、量水器以降の地中埋設配管は（○ ）とし、他の部分は（1）による。 ○親メーター（○現地表示式（直読式） ○遠隔表示式（○電文式 ○ﾊﾞｽ式）） （○貸与品 ○ ） ○子メーター（○現地表示式（直読式） ○遠隔表示式（○電文式 ○ﾊﾞｽ式）） （○買取り ○ ） ○水道事業者指定品（○ 貸与品 ○買取り） ○標準図MC形 ○図面に特記なき場合の耐圧は、5 K とする。 ○ステンレス鋼管に取り付ける弁類は、ステンレス製とする。 ○水道直結部分の耐圧は、10 K とする。 ○ 埋設深さ（管の上端深さ）は原則として、 車両通行部分は（○600mm ○800mm） その他の部分は（○300mm ○800mm）以上とする。 ○建築物導入部の変位吸収方法は、標準図（建築物導入部の変位吸収配管要領 ₍₁₎ ）による。 （○(a) ○(b) ○(c)） ○別図による。 ○要（○本工事（ ） ○別途） ○不要 ○給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成26年2月28日厚生労働省令第15号）における基準適合部品を用いること。	○排水設備 ○配管材料 （第2編2.1.2） 〔第2編2.1.1〕 ＜第2編2.1.1＞ ○台所流し等の排水管 ○満水試験継手 ○放流納付金等 ○給湯設備 ○配管材料 （第2編2.1.2） 〔第2編2.1.1〕 ○弁類 （第2編2.2.1～6） 〔第2編2.2.1〕 ○保温 （第2編3.1.5） 〔第2編3.1.3〕 ○配管材料 （第2編2.1.2） 〔第2編2.1.1〕 ○屋内消火栓種別 （第5編1.5.2） 〔第5編1.2.1〕 ○屋内消火栓開閉弁 （第5編1.5.2） 〔第5編1.2.1〕 ○地中埋設配管の接合 ○保温 （第2編3.1.5） 〔第2編3.1.3〕 ○不活性ガス消火設備 （第5編1.5.6） 〔第5編1.2.2〕 ○連結送水管設備 （第5編1.5.9） ○ガス設備 ○メーター （第6編2.1.7） 〔第6編2.1.1〕 ○ガス漏れ警報器 （第6編2.1.3） 〔第6編2.1.1〕 ○一般事項 （第11編1.1.1～3） ○機 材 （第11編2.1.1～3） ○施 工 （第14編2.2.1～2.3.1）	配管材料は（ ○下記による。 ○ 図示による。） （1）屋内 汚水管 雑排水管 ドレン管 通気管 ポンプアップ管 第一樹まで 樹間 ○硬質ポリ塩化ビニル管(VP) ○ ○ ○ ○硬質ポリ塩化ビニル管(VP) ○ ○硬質ポリ塩化ビニル管(VU) ○図示による。 図示の位置に取り付ける。 ○要（本工事（ ） ○別途） ○不要 配管材料は（ ○下記による。 ○ 図示による。） ○一般配管用ステンレス鋼管 ○図示による。（特記なき場合の耐圧は、5 K とする。） ○ステンレス鋼管に取り付ける弁類は、ステンレス製とする。 配管材料は（ ○下記による。 ○ 図示による。） （1）屋内消火栓 一般 ○ 地中 ○ （2）連結送水管 一般 ○ 地中 ○ （3） ○ ○広範囲型2号消火栓 ○易操作性1号消火栓 ○1号消火栓 ○2号消火栓 ○10 K 外面被覆鋼管の呼び径100A以下はねじ接合とする。 ○屋外露出部分 ○有（○e2・(ハ)・Ⅶ ○ ） ○無 別図による。 別図による。 配管材料は（ ○下記による。 ○ 図示による。） ○都市ガス 一般ガス導管事業者の供給規定による。 ○液化石油ガス ○親メーター（○実測式 ○バルス式 ）（○貸与品 ●既設品 ） ○子メーター（○実測式 ○バルス式 ）（○買取り ○ ） ○本工事（図示による） ○別途工事 外部警報端子（○無 ○有 ₍₁₎ ） 1）ガスの種別は、下記による。 ○ 酸素 ○ 亜酸化窒素（笑気） ○ 治療用空気 ○ 二酸化炭素 ○ 吸引（○ 水封式 ○ 油回転式） ○ 麻酔ガス排除（排ガス） ○ 圧縮空気（○ 治療用 ○手術機器駆動用） ○ 手術器械駆動用窒素	○特殊ガス等設備工事 ○一般事項 ＜第5編1.1.1～2＞ ○機 材 ＜第5編2.1.1～2.4.3＞ ○施 工 ＜第5編3.1.1～3.2.8＞ ○システム構成その他 ○配管材料 （第2編2.1.2） 〔第2編2.1.1〕 ○量水器 （第2編2.2.16） 〔第2編2.1.1〕 ○弁類 （第5編1.5.1） 〔第5編1.1.1〕 ○事前調査 （第
		外 気		屋 内																																																																			
		一般系統		一般系統																																																																			
		温 度	湿 度	温 度	湿 度	温 度	湿 度	温 度	湿 度	温 度	湿 度	温 度	湿 度																																																										
	夏 季	34.4℃	61.0%	28.0℃	成行																																																																		
	冬 季	-1.4℃	77.6%	19.0℃	成行																																																																		



案内図 NO SCALE



配置図 S= 1:1500

工事・仮設計画の注意事項

- ・工事期間でも宿泊利用はあるため、棟ごとに工区分けを計画すること。なお、工区分けは施設担当者と協議の上決定すること。
- ・施設利用者の安全に配慮した仮設計画をたてること。なお、仮設の範囲、方法等は、施設担当者と協議の上、決定すること。

■凡例

: 工事対象建物を示す。

空調設備 機器表(管理研修棟 新設)

記 号	名 称	仕 様	台数	電源 (5 0 H z)			設 置 場 所	備 考
				相	電 圧	消費電力		
				φ	V	k W		
 ACR T1	空冷式ヒートポンプエアコン	天吊形、寒冷地仕様	6	3	200		1階:事務室×3	
		冷房能力：10.0kW、暖房能力：11.2kW				冷房	2.64	1階:研修室(中)×2
		付属品：壁掛架台、防雪屋根、ドレンポンプ、ワイヤードリモン				暖房	3.05	1階:研修室(小)×1
 ACR T1	空冷式ヒートポンプエアコン	ツイン同時運転 天井カセット4方向形、寒冷地仕様	1	3	200		1階:会議室×1	
		冷房能力：7.1kW、暖房能力：8.0kW				冷房	1.49	
		付属品：平置架台、ワイヤードリモン				暖房	1.60	
 ACR T2	空冷式ヒートポンプエアコン	天吊形、寒冷地仕様	3	3	200		1階:大研修室×3	
		冷房能力：10.0kW、暖房能力：11.2kW				冷房	2.64	
		付属品：平置架台、ドレンポンプ、ワイヤードリモン				暖房	3.05	
 ACR T1	ルームエアコン	壁掛形、寒冷地仕様	1	1	200		1階:医務室×1	
		冷房能力：7.1kW、暖房能力：8.5kW				冷房	2.50	
		付属品：壁掛架台、ワイヤードリモン 集中制御用インターフェイス				暖房	2.35	
 ACR T1	ルームエアコン	壁掛形、寒冷地仕様	1	1	200		1階:地域連携室×1	
		冷房能力：7.1kW、暖房能力：8.5kW				冷房	2.50	
		付属品：壁掛架台、防雪屋根、ワイヤードリモン 集中制御用インターフェイス				暖房	2.35	
 ACR T2	ルームエアコン	壁掛形、寒冷地仕様	2	1	100		2階:和室(1)(2)×2	
		冷房能力：2.2kW、暖房能力：2.8kW				冷房	0.425	
		付属品：壁掛架台、防雪屋根、ワイヤードリモン 集中制御用インターフェイス				暖房	0.540	
 CR	集中リモコン	タッチパネル付	3	1	100	0.050	1階:事務室×3	1台別途工事
		50グループ					(管理研修棟本館)	
		付属品：伝送線用給電ユニット					(アンドロメダ・カイベア棟・ふれあい棟系統) (ベネクス棟・杉木棟系統)	

※消費電力は参考値とする。

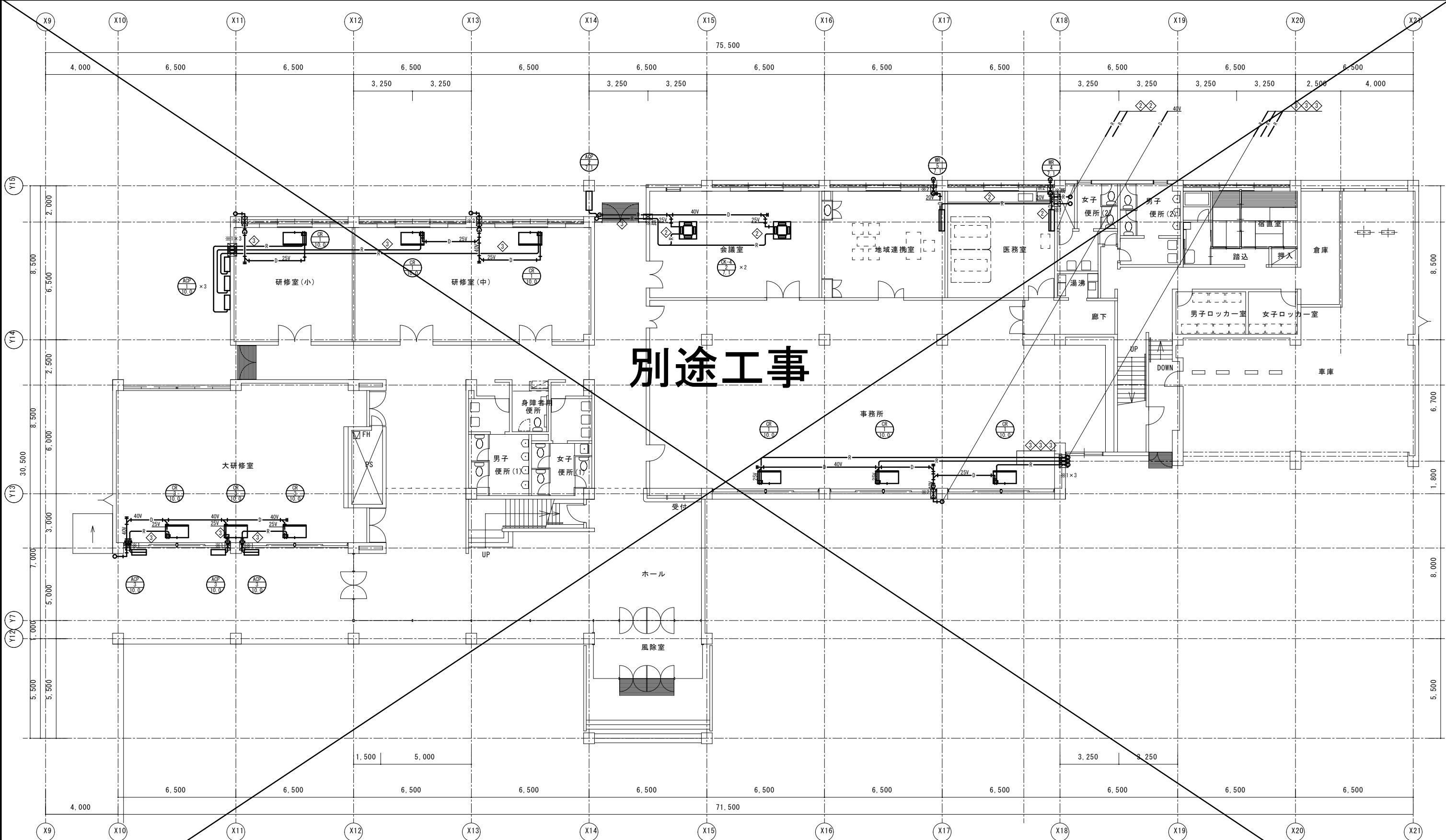
※能力は表示された値以上とする。

※冷媒はオゾン破壊係数0のものとする。

※室外機に記号・設置場所の記載をする。

空調設備 機器表(管理研修棟 撤去)

記 号	名 称	仕 様	台数	電源 (5 0 H z)			設 置 場 所	備 考
				相	電 圧	消費電力		
				φ	V	k W		
 ACR T1	ビル用マルチエアコン室外機	床置型	1	3	200		屋外×1	既設：RSKY56(9'ｲﾅﾁ)
		冷房能力：12,500kcal/h、暖房能力：14,000kcal/h				冷房	6.10	冷媒：R22 16.3kg
		付属品：平置架台				暖房	5.40	
 CR-T T1-T2	ビル用マルチエアコン室内機	天井カセット4方向形	2	1	200		1階:会議室×2	既設：FXY63H(9'ｲﾅﾁ)
		冷房能力：6,300kcal/h、暖房能力：7,100kcal/h				冷房	0.14	
		付属品：ワイヤードリモン				暖房	0.16	
 ACR T2	空冷式ヒートポンプエアコン	壁掛形	1	3	200		1階:医務室×1	既設：SZAY56DB(9'ｲﾅﾁ)
		冷房能力：5.6kW、暖房能力：6.8kW				冷房	2.36	冷媒：R22 3.1kg
		付属品：壁掛架台、ワイヤードリモン				暖房	3.11	



別途工事

凡 例	
シンボル	摘 要
—	新設 (配管・機器)
- - -	既設再使用 (配管)
⊕ - -	既設切断位置 (配管)

改修後 (新設) 凡 例	
シンボル	摘 要
—	断熱材被覆銅管 (冷媒用)
—	ドレン管
■	防火区画貫通処理
⊗	配管貫通 (下記注記による)

※既 既設貫通孔再使用
※1 はつり補修 100φ×150mm
※2 はつり補修 50φ×150mm

冷媒管リスト	
記 号	ガス管 - 液管
◇	9.52φ - 6.35φ
◇	12.7φ - 6.35φ
◇	15.9φ - 9.52φ



空調設備 機器表 (宿泊A棟)

記 号	名 称	仕 様	台 数	電 源 (5 0 H z)			設 置 場 所	備 考
				相	電 圧	消 費 電 力		
				φ	V	k W		
 	R-11730N	壁掛形、寒冷地仕様	4	1	200		2階・談話室×4	
		冷房能力：7.1kW、暖房能力：8.5kW				冷房 2.50		
		付属品：平置架台、ワイヤレスリモコン				暖房 2.35		
		集中制御用インターフェイス						
 	R-11730N	壁掛形、寒冷地仕様	12	1	200		2階・宿泊室(A-1～2,B1～2)×8	
		冷房能力：4.0kW、暖房能力：6.0kW				冷房 1.22		
		付属品：平置架台、ワイヤレスリモコン				暖房 1.60		
		集中制御用インターフェイス						
 	R-11730N	壁掛形、寒冷地仕様	16	1	200		3階・宿泊室(A-3～6,B3～6)×16	
		冷房能力：5.6kW、暖房能力：6.7kW				冷房 2.28		
		付属品：壁掛架台、防雪屋根、ワイヤレスリモコン				暖房 1.78		
		集中制御用インターフェイス						

※消費電力は参考値とする。

※能力は表示された値以上とする。

※冷媒はオゾン破壊係数0のものとする。

※室外機に記号・設置場所の記載をする。

有限会社 オヤマツ設計事務所

一般建築士事務所
新潟県知事登録
(イ) 第5128号

一般建築士登録
第 352384 号
中 野 晃

承認

審査

検 図

製 図

特 記

改訂番号

改訂月日

改訂内容

独立行政法人国立青少年教育振興機構
施設管理課長
施設管理課
備 考

業務番号

工事名称
国立青少年教育振興機構
国立妙高青少年自然の家 空調設備改修工事

図面名称
空調調和設備 アント`ロ`マ`・`カ`ン`オ`ア棟 機器表

縮尺
N/S

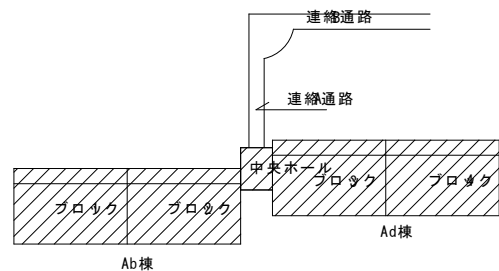
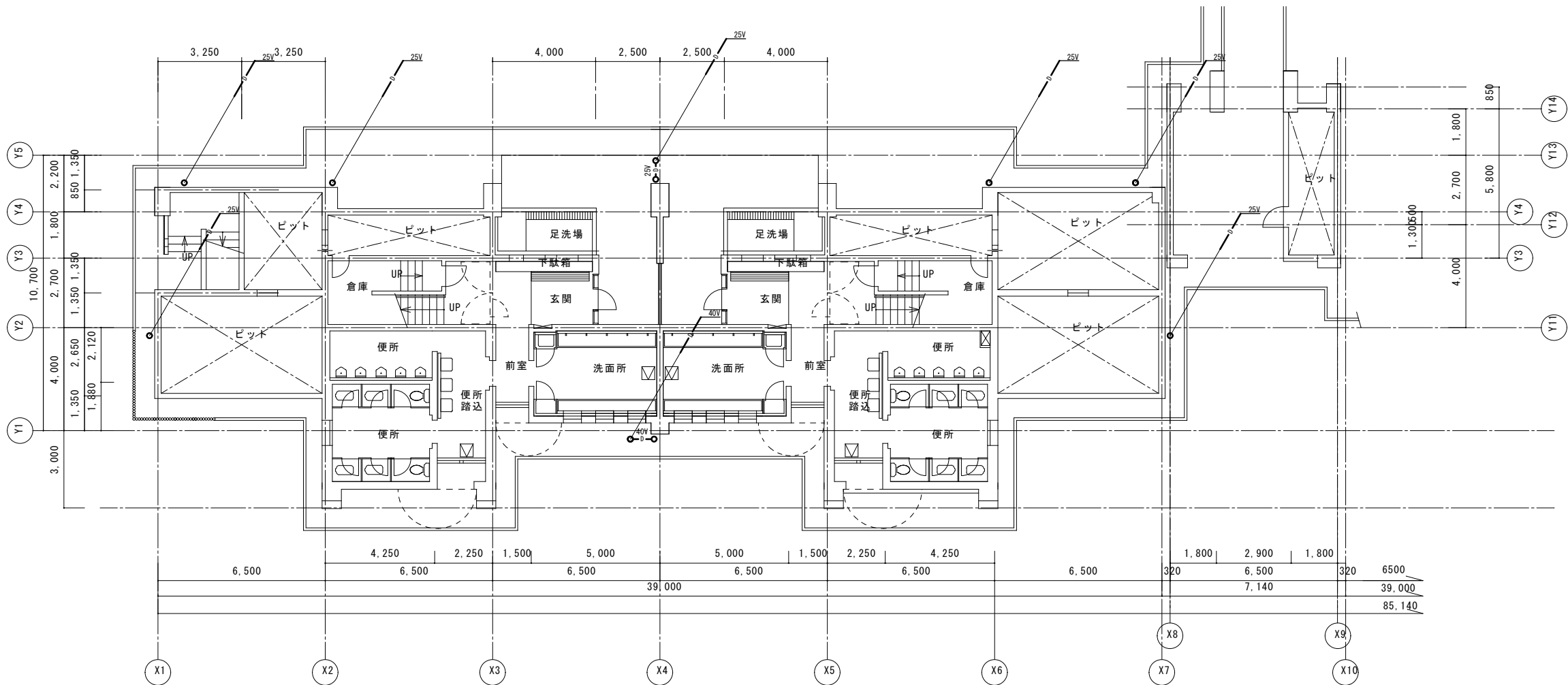
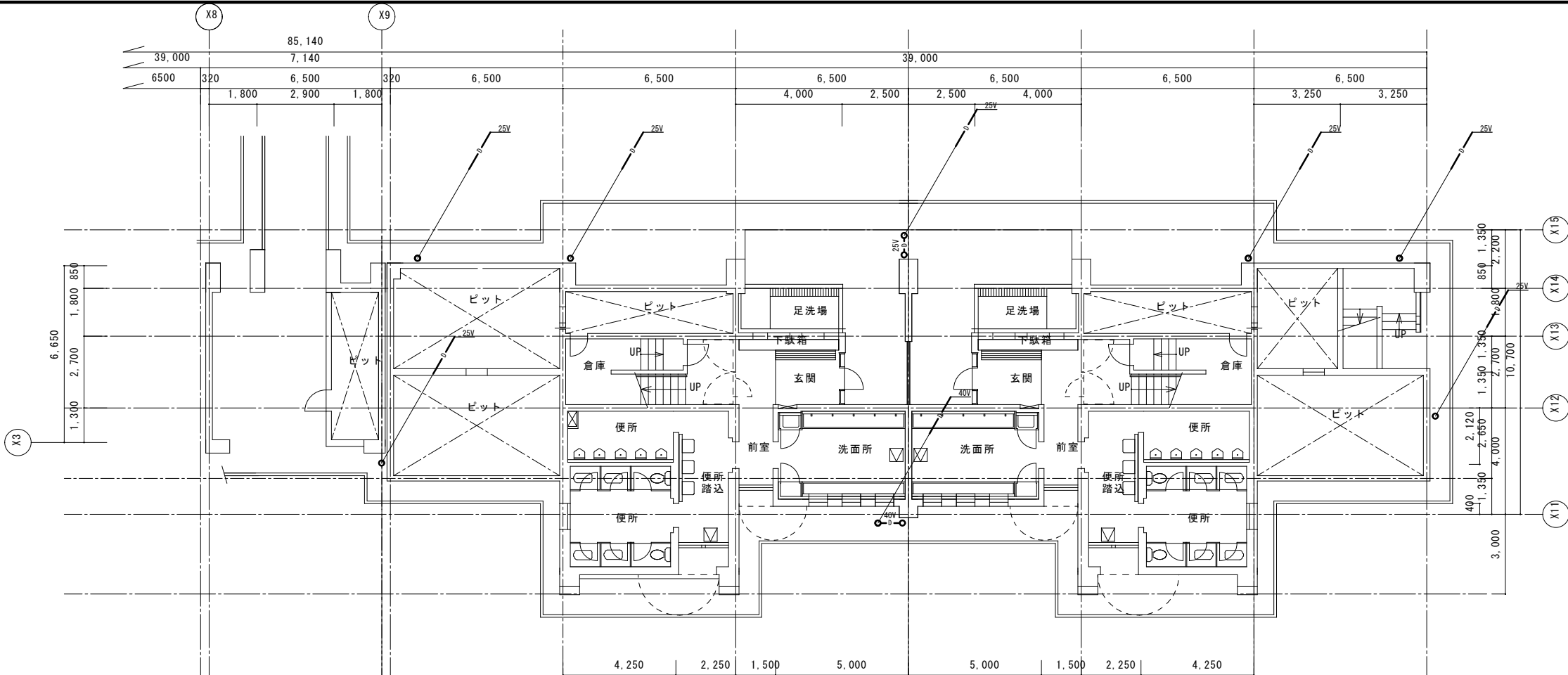
図面
区分
図面
番号
M-07

改修後（新設）凡 例	
シンボル	摘 要
	断熱材被覆銅管 (冷媒用)
	ドレン管
	防火区画貫通処理
	配管貫通 (下記注記による)

※既 既設貫通孔再使用
※1 はつり補修 100φ×150mm
※2 はつり補修 50φ×150mm

凡 例	
シンボル	摘 要
	新設 (配管・機器)
	既設再使用 (配管)
	既設切断位置 (配管)

冷媒管リスト	
記 号	ガス管 - 液管
	9.52φ - 6.35φ
	12.7φ - 6.35φ
	15.9φ - 9.52φ



KEY プラン



有限会社 オヤマツ設計事務所

一般建築士事務所
新潟県知事登録
(イ) 第5128号
一般建築士登録
第 352384 号
中野 光

承認	審査	検図	製図	特 記

改訂番号	改訂月日	改訂内容

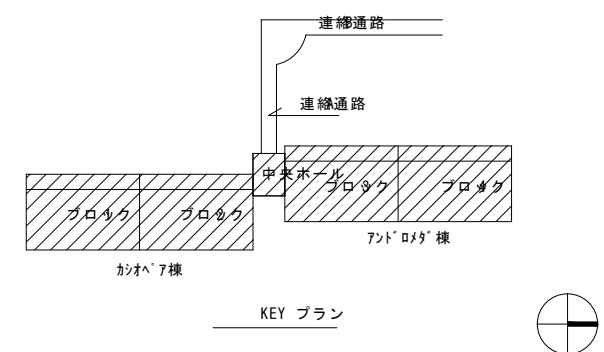
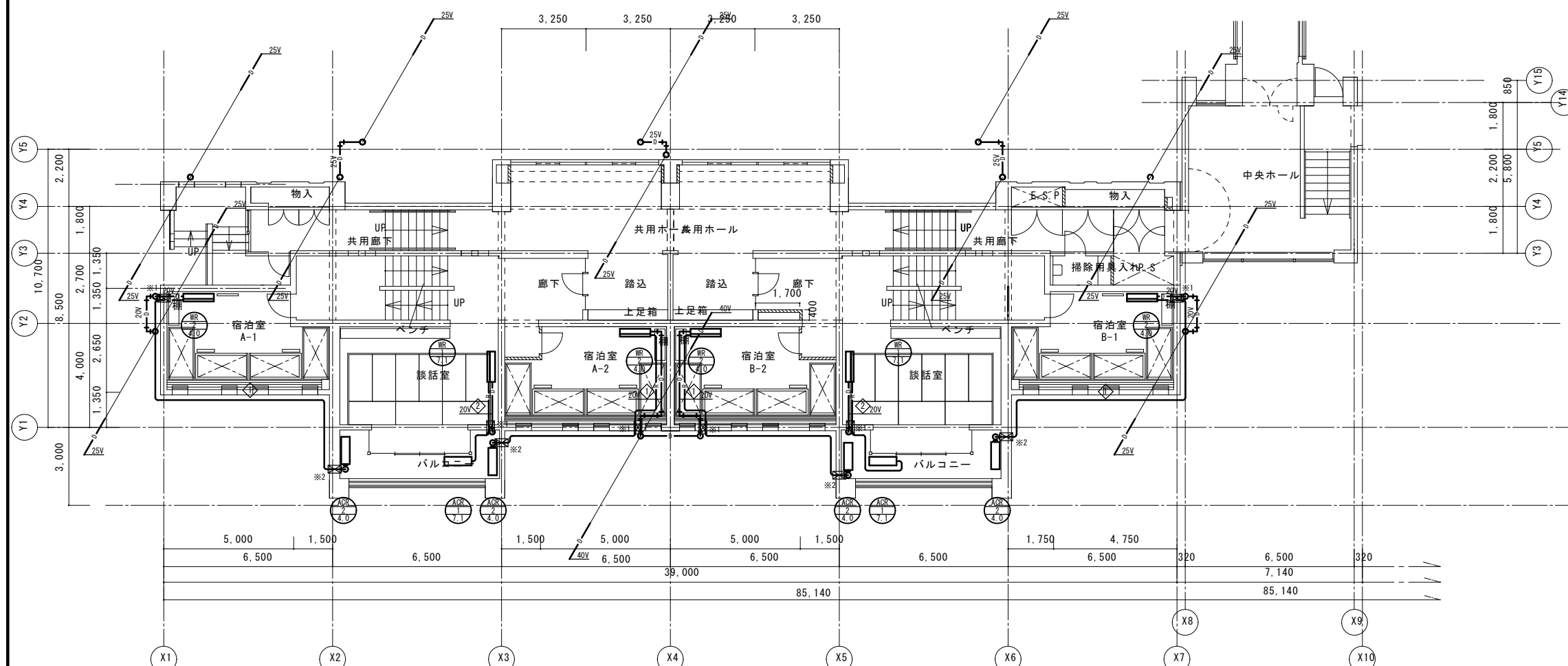
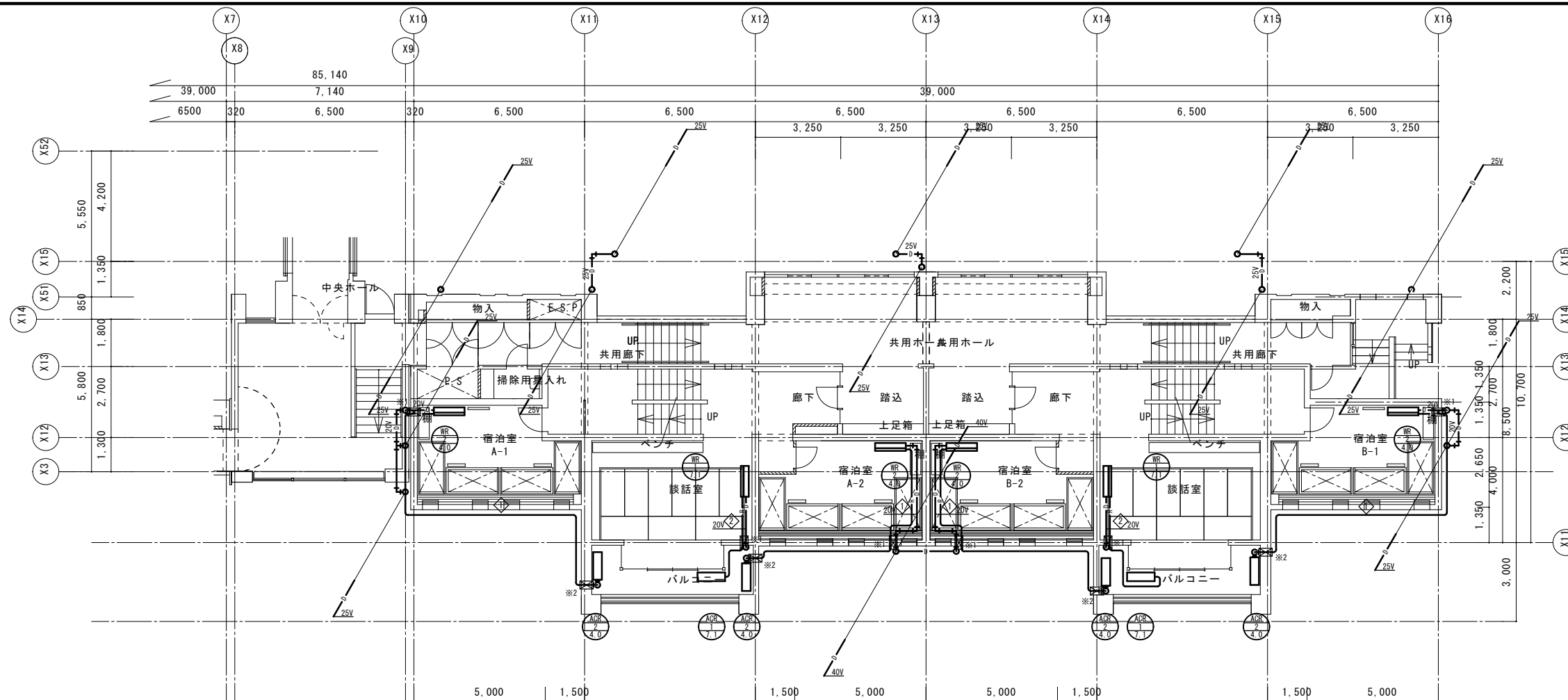
独立行政法人国立青少年教育振興機構		
施設管理課長	施設管理課	備 考

業務番号	工事名称
	国立青少年教育振興機構 国立妙高青少年自然の家 空調設備改修工事
図面名称	空調設備 (配管) プラント・カオパ7棟 1階平面図

縮尺	図面区分	図面番号
1 : 100		M-08

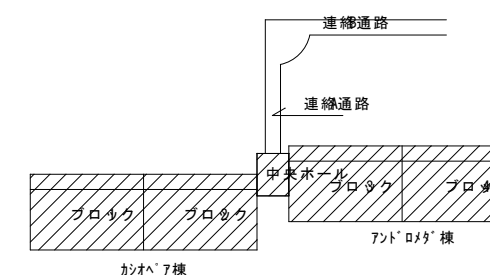
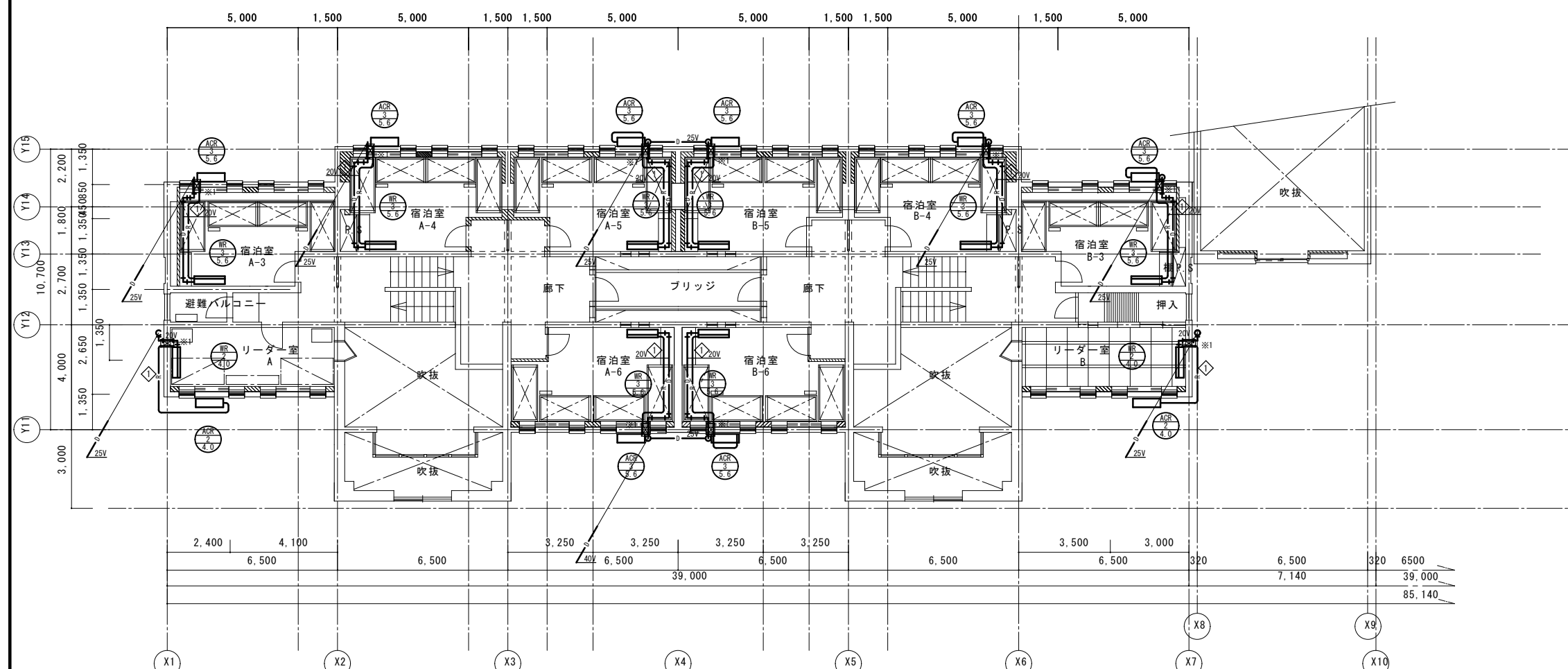
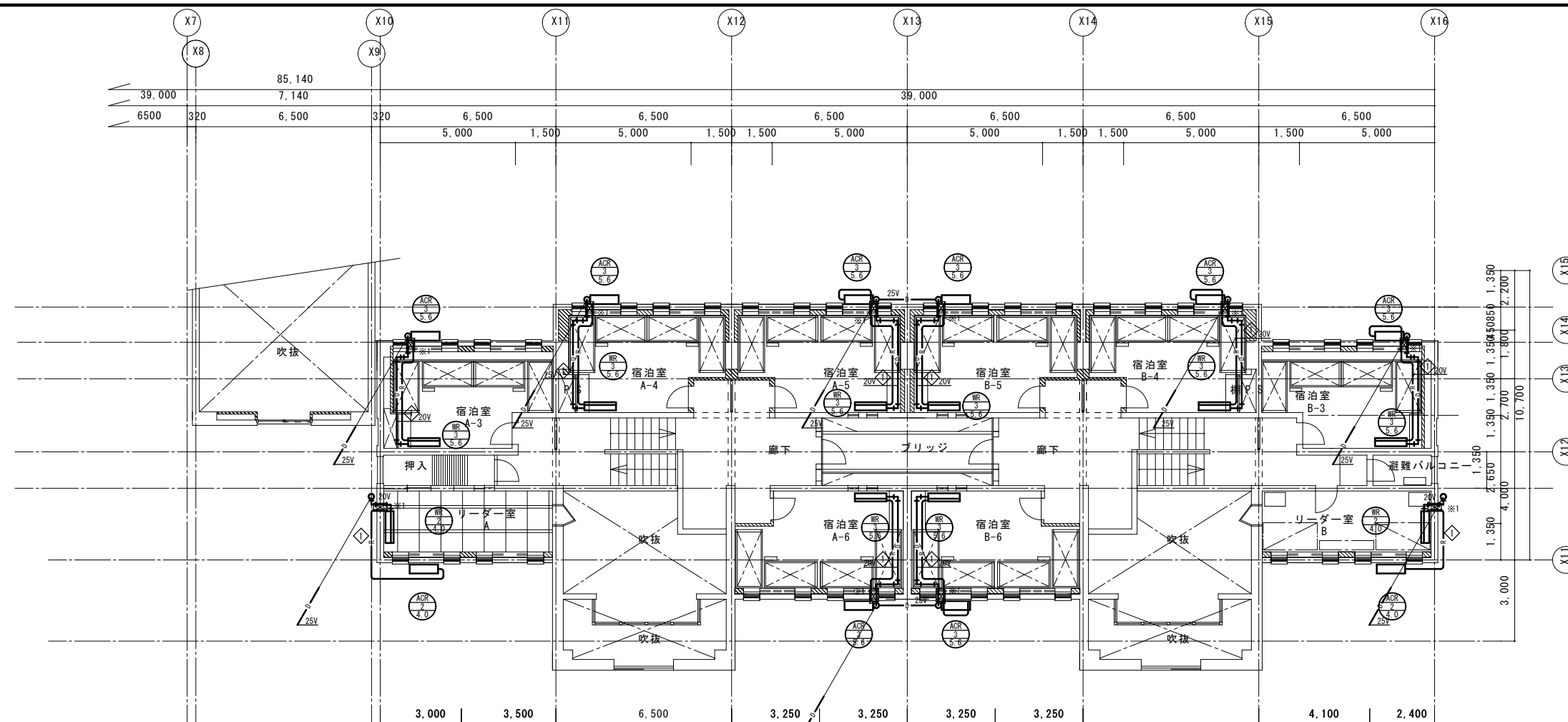
※既 既設貫通孔再使用
※1 はつり補修 100φ×150mm
※2 はつり補修 50φ×150mm

--	--



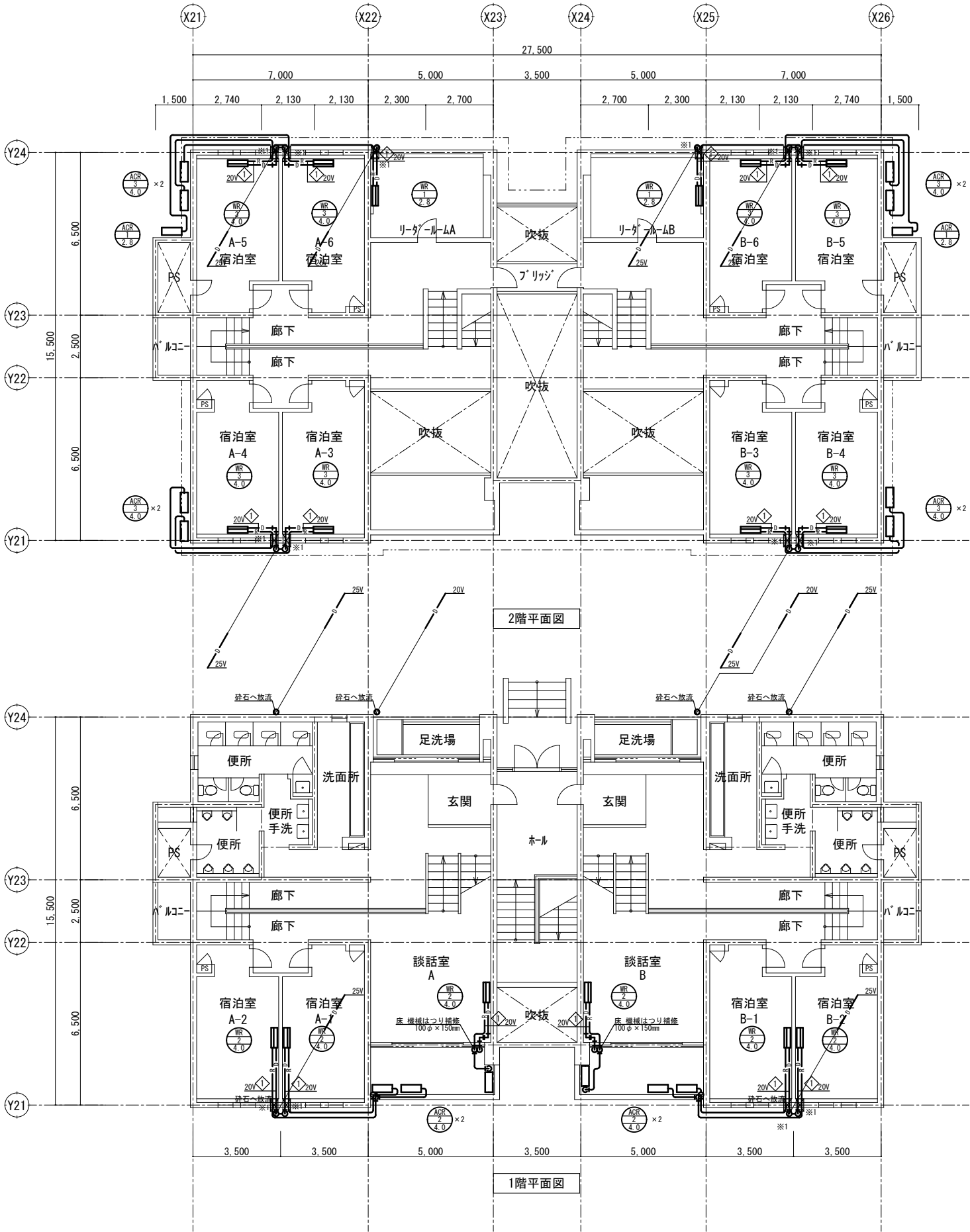
凡 例	
シンボル	摘 要
	新設 (配管・機器)
	既設再使用 (配管)
	既設切断位置 (配管)

冷媒管リスト	
記 号	ガス管 - 液管
①	9.52φ - 6.35φ
②	12.7φ - 6.35φ
③	15.9φ - 9.52φ



KEY プラン





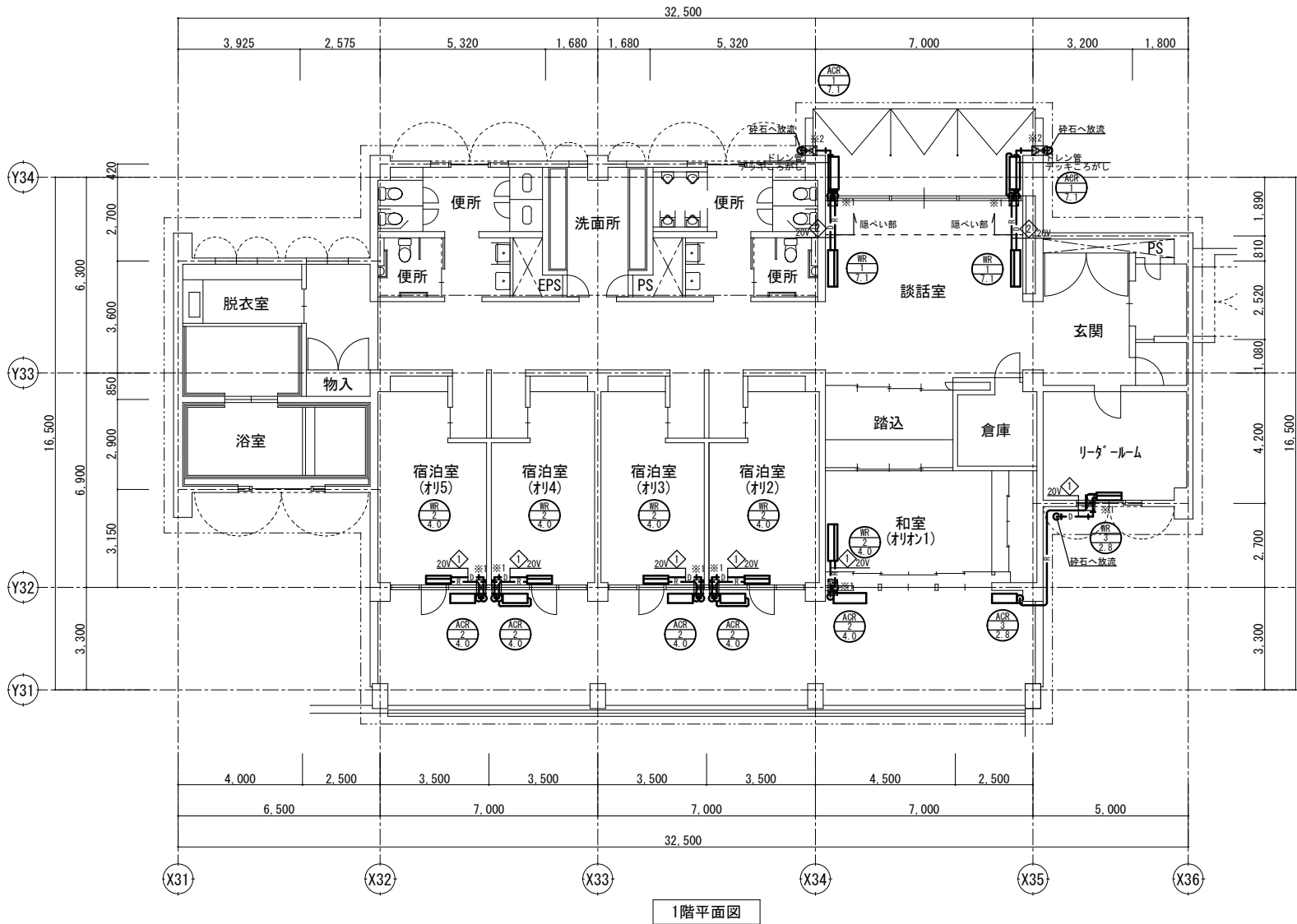
空調設備 機器表(ﾊﾞﾙﾍﾞｽ様)

記 号	名 称	仕 様	台数	電源 (5 0 H z)		設置場所	備 考
				相 電圧	消費電力		
				φ V	k W		
ACR 1 2.8 RC 1 2.8	ﾙｰﾒｲﾌｺﾝ	壁掛形、寒冷地仕様	2	1	200	2階:ﾘｰﾅｰ室×A,B	
		冷房能力: 2.8kW、暖房能力: 4.0kW					
		付属品: 壁掛架台、防雪屋根、ﾀｲﾍﾞｽﾚｲｺﾝ 集中制御用ｲﾝﾀｰﾌｹｲｽ					
ACR 2 4.0 RC 2 4.0	ﾙｰﾒｲﾌｺﾝ	壁掛形、寒冷地仕様	6	1	200	1階:談話室×2 1階:宿泊室(A-1～2,B1～2)×4	
		冷房能力: 4.0kW、暖房能力: 6.0kW					
		付属品: 平置架台、ﾀｲﾍﾞｽﾚｲｺﾝ 集中制御用ｲﾝﾀｰﾌｹｲｽ					
ACR 4 4.0 RC 4 4.0	ﾙｰﾒｲﾌｺﾝ	壁掛形、寒冷地仕様	8	1	200	2階:宿泊室(A-3～6,B3～6)×8	
		冷房能力: 4.0kW、暖房能力: 6.0kW					
		付属品: 壁掛架台、防雪屋根、ﾀｲﾍﾞｽﾚｲｺﾝ 集中制御用ｲﾝﾀｰﾌｹｲｽ					

※消費電力は参考値とする。
※能力は表示された値以上とする。
※冷媒はオゾン破壊係数0のものとする。
※室外機に記号・設置場所の記載をする。

改修後(新設)凡 例	
シンボル	摘 要
—R—	断熱材被覆銅管(冷媒用)
—D—	ドレン管
■	防火区画貫通処理
□	配管貫通(下記注記による)
※既 既設貫通孔再利用 ※1 はつり補修 100φ×150mm ※2 はつり補修 50φ×150mm	
凡 例	
シンボル	摘 要
—	新設(配管・機器)
- - - -	既設再利用(配管)
—●—	既設切断位置(配管)

冷媒管リスト	
記 号	ガス管 - 液管
①	9.52φ -6.35φ
②	12.7φ -6.35φ
③	15.9φ -9.52φ



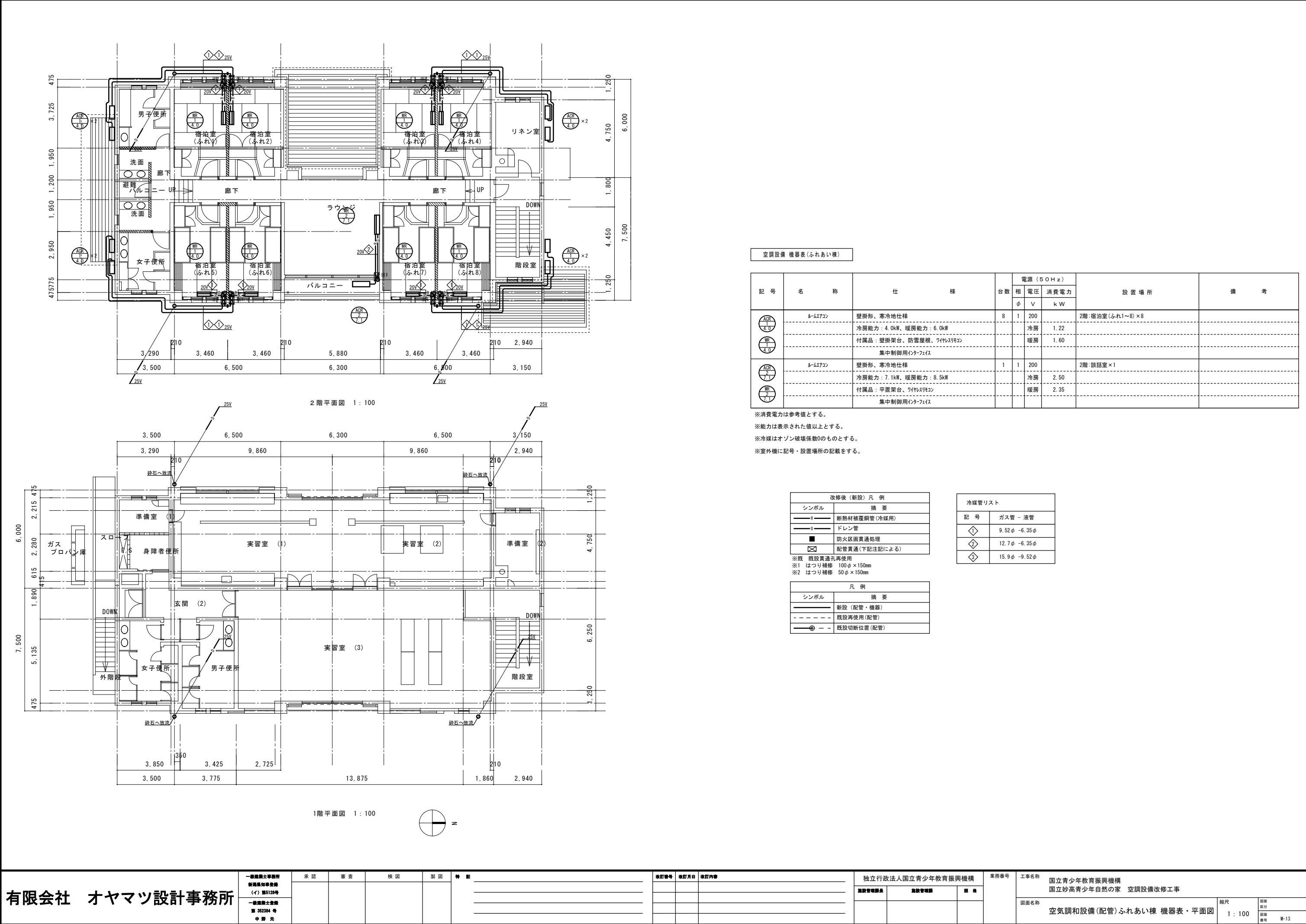
空調設備 機器表 (机ナ棟)

記 号	名 称	仕 様	台数	電源 (5 0 H z)			設 置 場 所	備 考
				相	電圧	消費電力		
				φ	V	k W		
① ② ③	R-LL7コン	壁掛形、寒冷地仕様	2	1	200		1階:談話室×2	
		冷房能力: 7.1kW、暖房能力: 8.5kW				冷房		
		付属品: 壁掛架台、ワイヤレスコン、集中制御用インターフェイス				暖房		
④ ⑤ ⑥	R-LL7コン	壁掛形、寒冷地仕様	5	1	200		1階:和室(机ナ1)×1 1階:宿泊室(机ナ2~5)×4	
		冷房能力: 4.0kW、暖房能力: 6.0kW				冷房		
		付属品: 平置架台、ワイヤレスコン、集中制御用インターフェイス				暖房		
⑦ ⑧ ⑨	R-LL7コン	壁掛形、寒冷地仕様	1	1	200		1階:リフト-R-LL×1	
		冷房能力: 2.8kW、暖房能力: 4.0kW				冷房		
		付属品: 平置架台、ワイヤレスコン、集中制御用インターフェイス				暖房		

※消費電力は参考値とする。
※能力は表示された値以上とする。
※冷媒はオゾン破壊係数0のものとする。
※室外機に記号・設置場所の記載をする。

改修後(新設)凡 例	
シンボル	摘 要
—R—	断熱材被覆銅管(冷媒用)
—D—	ドレン管
■	防火区画貫通処理
☒	配管貫通(下記注記による)
※既 既設貫通孔再使用	
※1 はつり補修 100φ×150mm	
※2 はつり補修 50φ×150mm	
凡 例	
シンボル	摘 要
—	新設(配管・機器)
- - - -	既設再使用(配管)
—④—	既設切断位置(配管)

冷媒管リスト	
記 号	ガス管 - 液管
①	9.52φ -6.35φ
②	12.7φ -6.35φ
③	15.9φ -9.52φ



空調設備 機器表(ふれあい棟)

記 号	名 称	仕 様	台数	電 源 (50Hz)		設 置 場 所	備 考
				相 電 圧	消費電力		
	R-LT7コン	壁掛形、寒冷地仕様	8	1	200	2階・宿泊室(ふれあい1~8)×8	
		冷房能力：4.0kW、暖房能力：6.0kW					
		付属品：壁掛架台、防雪屋根、ワイレステコン					
	R-LT7コン	壁掛形、寒冷地仕様	1	1	200	2階・談話室×1	
		冷房能力：7.1kW、暖房能力：8.5kW					
		付属品：平置架台、ワイレステコン					

※消費電力は参考値とする。

※能力は表示された値以上とする。

※冷媒はオゾン破壊係数0のものとする。

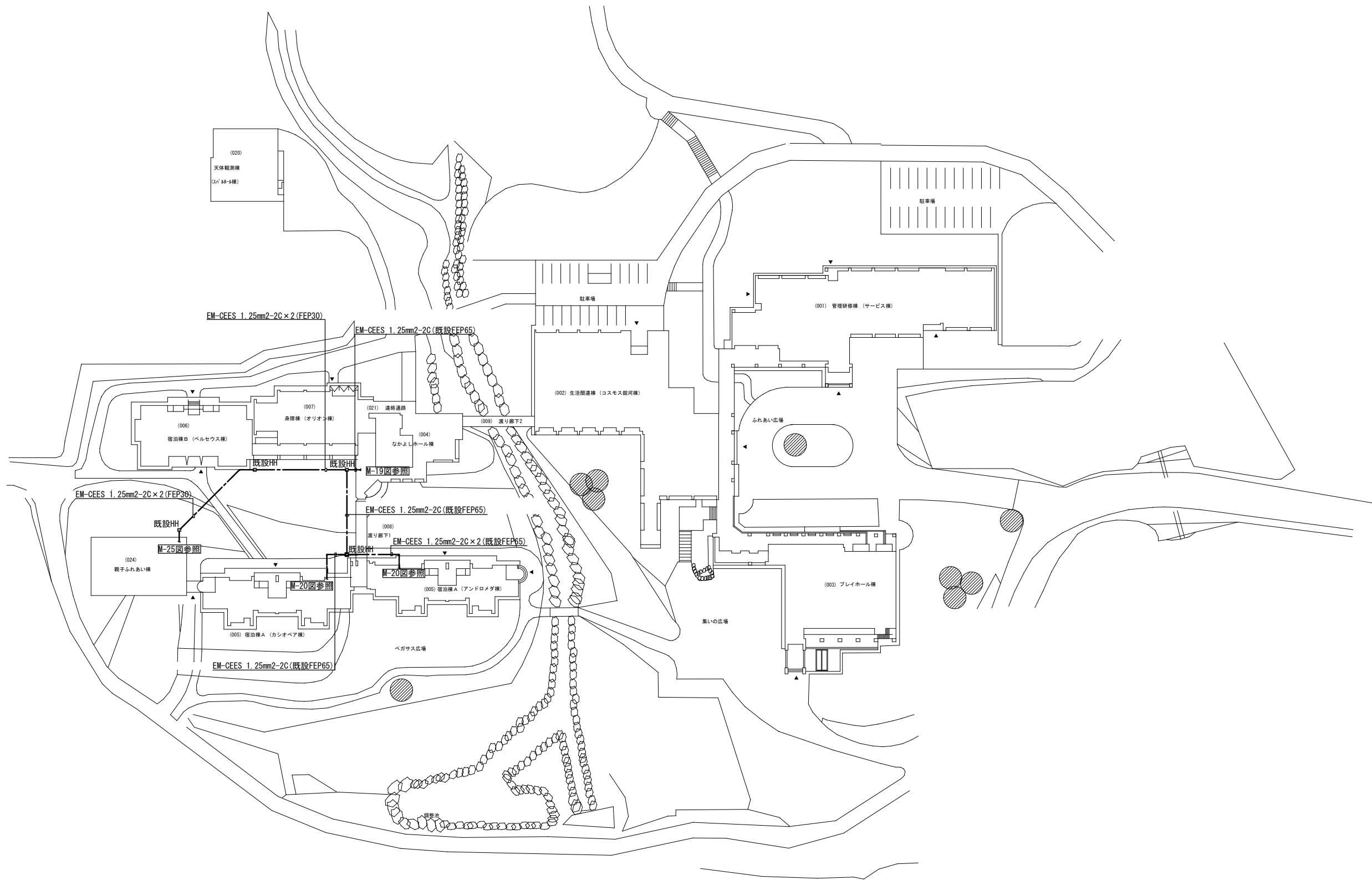
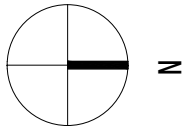
※室外機に記号・設置場所の記載をする。

改修後(新設) 凡 例	
シンボル	摘 要
	断熱材被覆銅管(冷媒用)
	ドレン管
	防火区画貫通処理
	配管貫通(下記注記による)

※既 既設貫通孔再使用
※1 はつり補修 100φ×150mm
※2 はつり補修 50φ×150mm

凡 例	
シンボル	摘 要
	新設(配管・機器)
	既設再使用(配管)
	既設切断位置(配管)

冷媒管リスト	
記 号	ガス管 - 液管
	9.52φ -6.35φ
	12.7φ -6.35φ
	15.9φ -9.52φ



※外線は既設管路内引き入れ

有限会社 オヤマツ設計事務所

一般建築士事務所
新潟県知事登録
(イ) 第5128号
一般建築士登録
第 352364 号
中野 亮

承認

審査

検図

製図

特記

改訂番号

改訂月日

改訂内容

独立行政法人国立青少年教育振興機構

施設管理課長

施設管理課

備考

業務番号

工事名称

国立青少年教育振興機構
国立妙高青少年自然の家 空調設備改修工事

図面名称

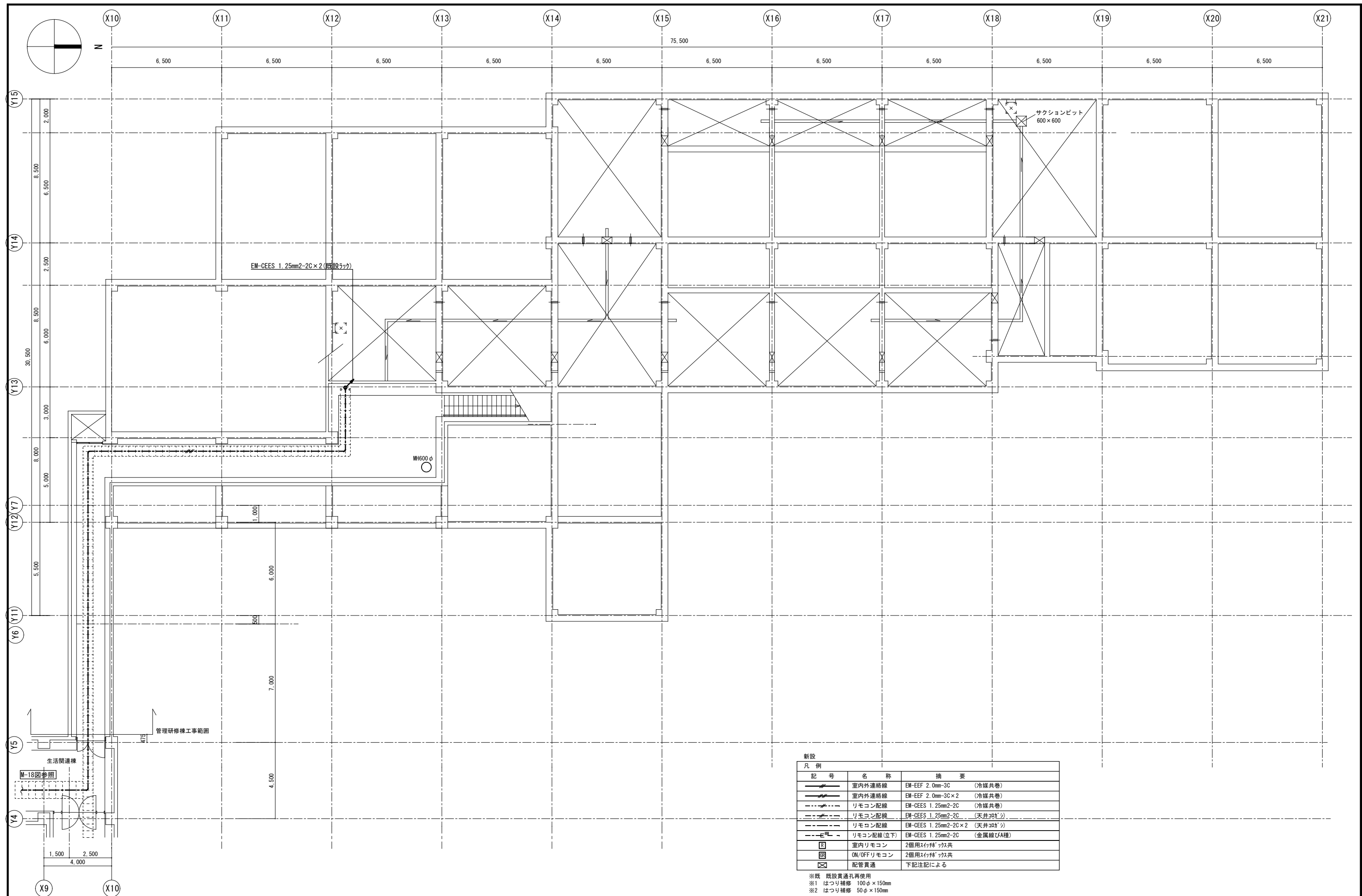
空調和設備(計装) 配置図

縮尺

1/600

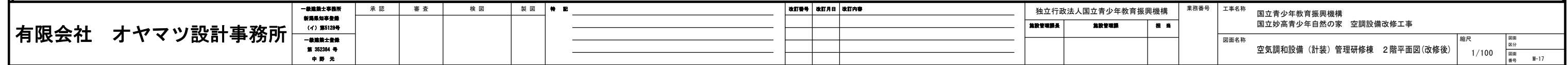
図面
区分

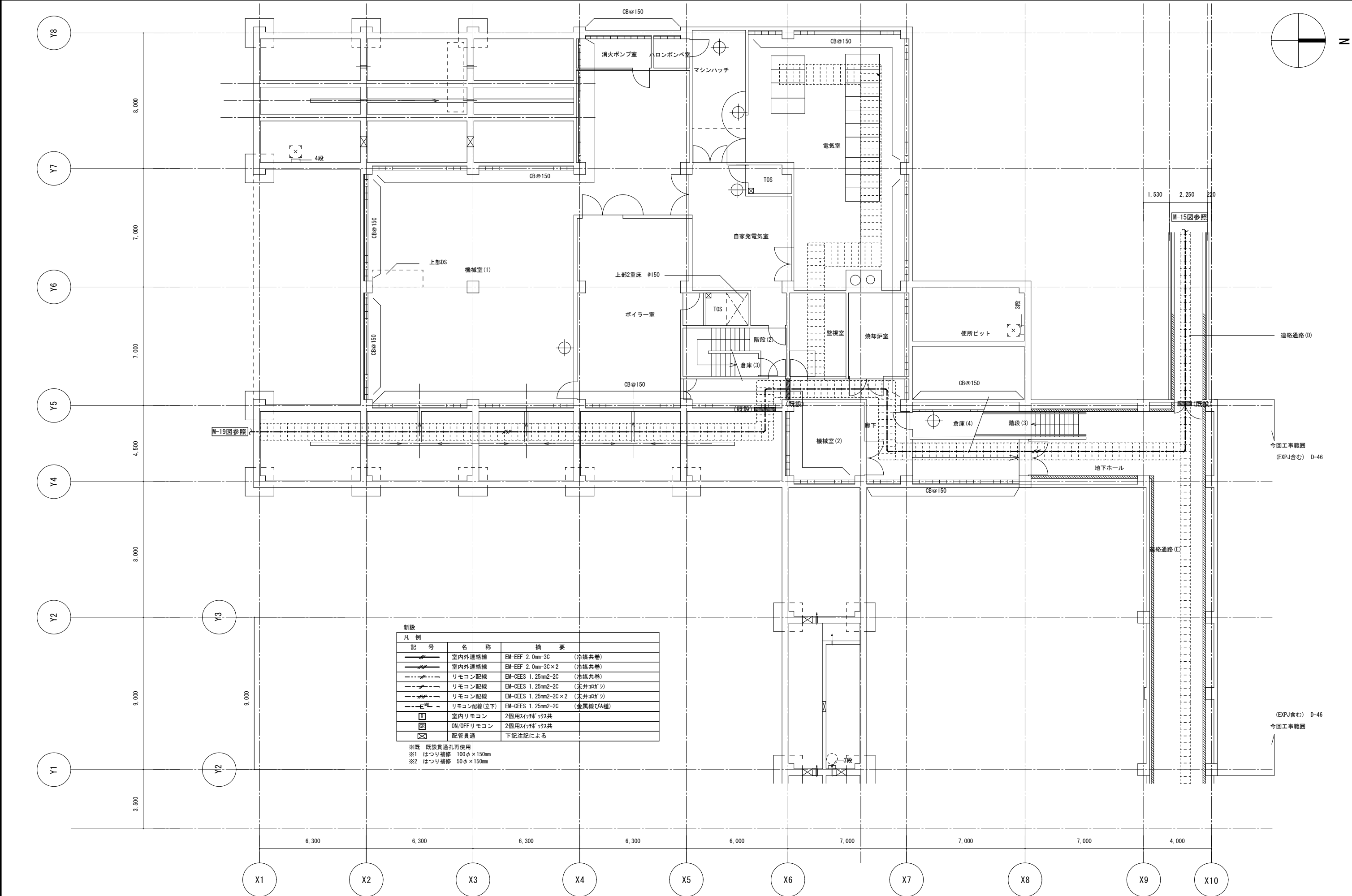
図面
番号
M-14

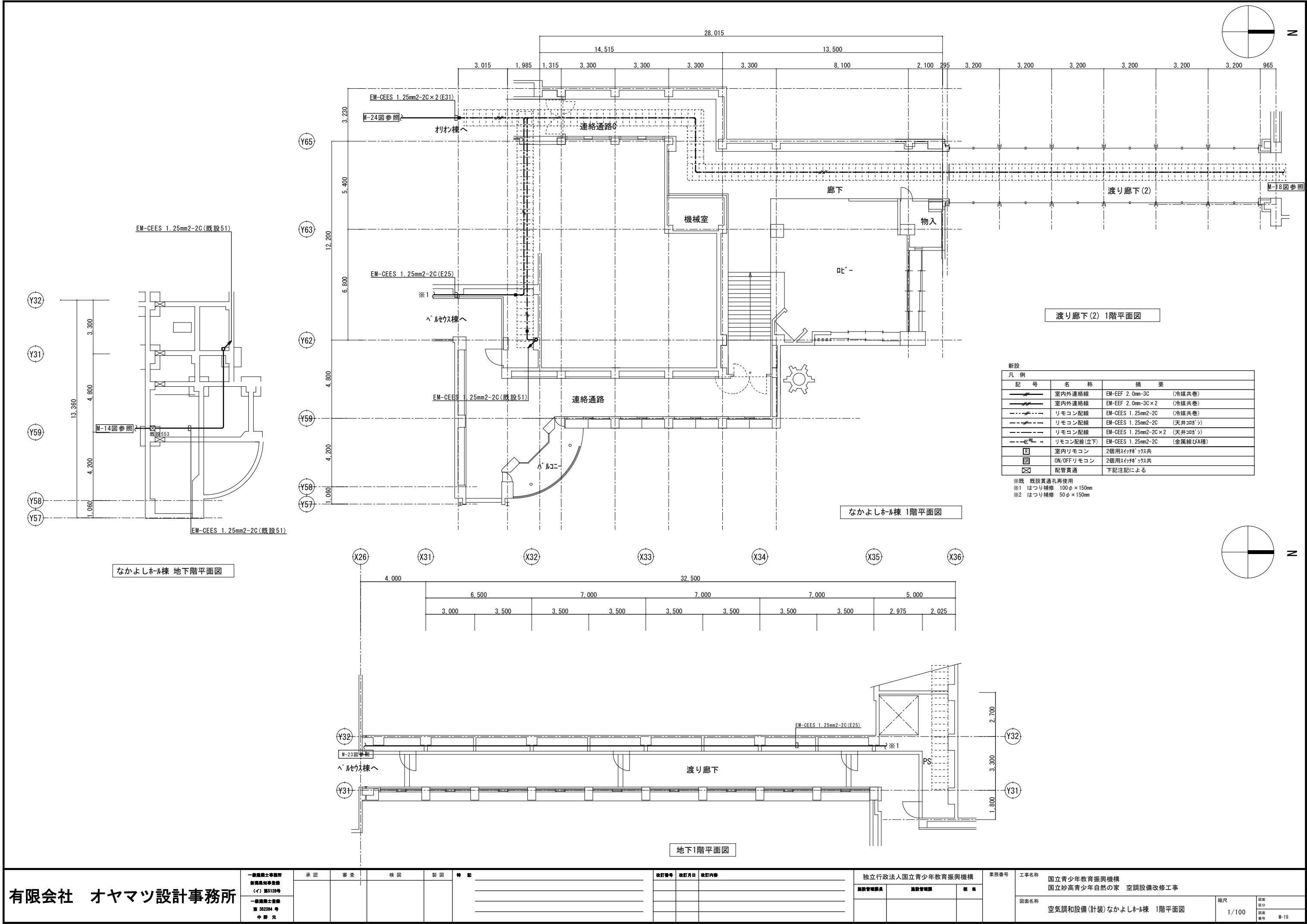


新設		
凡 例		
記 号	名 称	摘 要
	室内外連絡線	EM-EFF 2.0mm-3C (冷媒共巻)
	室内外連絡線	EM-EFF 2.0mm-3C×2 (冷媒共巻)
	リモコン配線	EM-CEES 1.25mm-2C (冷媒共巻)
	リモコン配線	EM-CEES 1.25mm-2C (天井30ヶ所)
	リモコン配線	EM-CEES 1.25mm-2C×2 (天井30ヶ所)
	リモコン配線 (立下)	EM-CEES 1.25mm-2C (金属線びA種)
	室内リモコン	2個用X14ヶ所 7ヶ所
	ON/OFF リモコン	2個用X14ヶ所 7ヶ所
	配管貫通	下記注記による

※既 既設貫通孔再使用
※1 はつり補修 100φ×150mm
※2 はつり補修 50φ×150mm

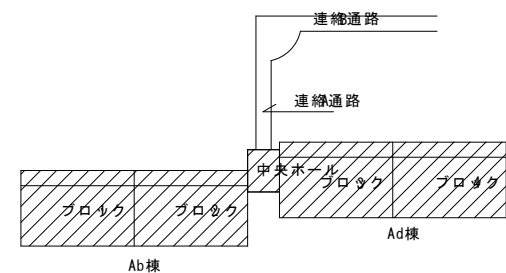
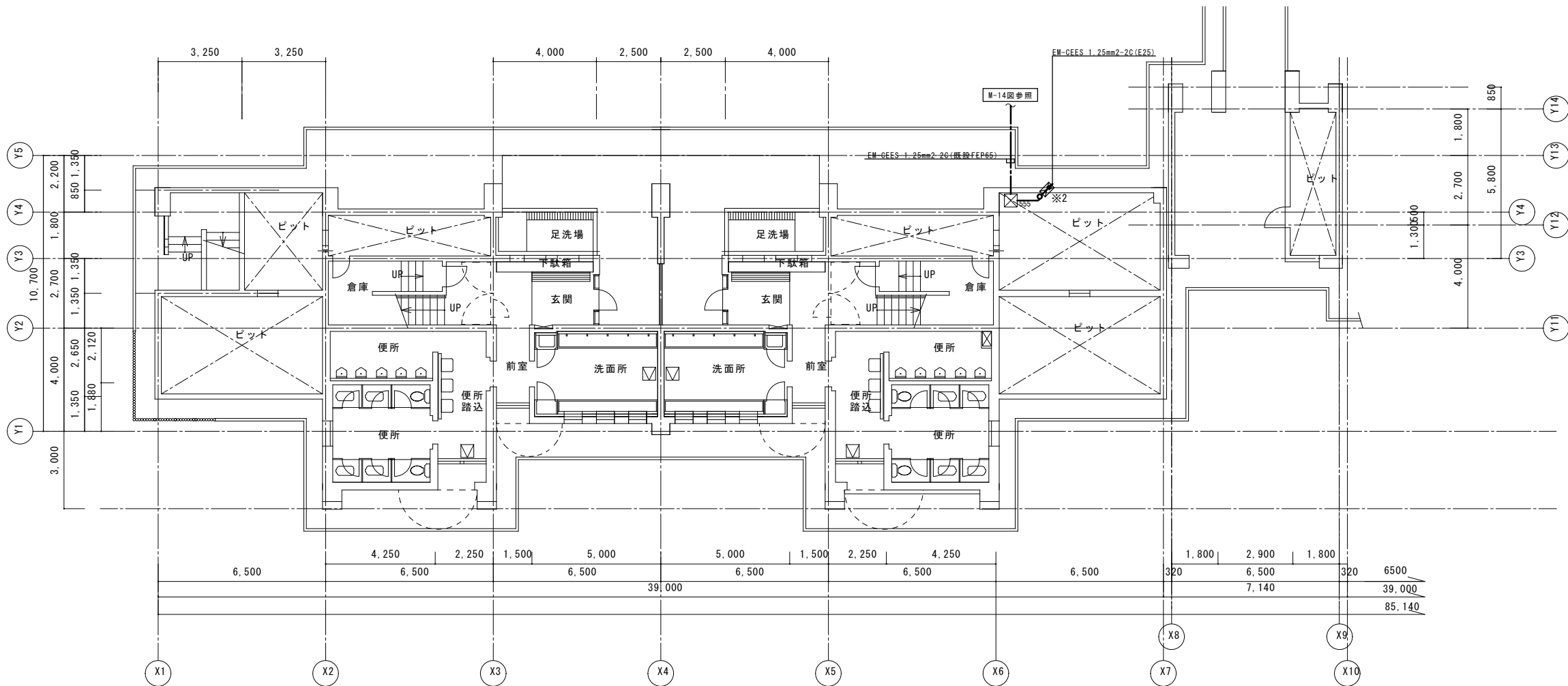
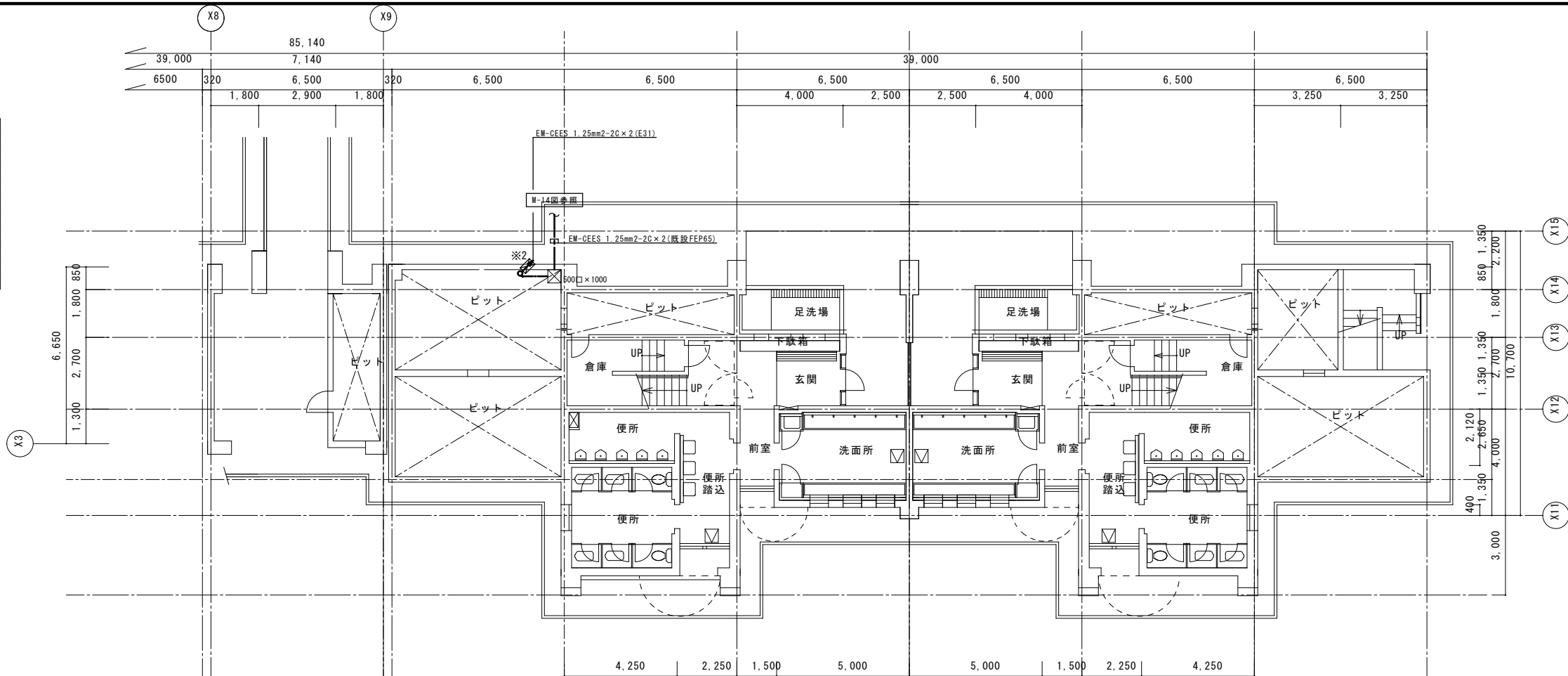






新設			
凡 例	記 号	名 称	摘 要
		室内外連絡線	EM-EEF 2.0mm-3C (冷媒共巻)
		室内外連絡線	EM-EEF 2.0mm-3C×2 (冷媒共巻)
		リモコン配線	EM-CEES 1.25mm2-2C (冷媒共巻)
		リモコン配線	EM-CEES 1.25mm2-2C (天井ｺﾛｼ)
		リモコン配線	EM-CEES 1.25mm2-2C×2 (天井ｺﾛｼ)
		リモコン配線(立下)	EM-CEES 1.25mm2-2C (金属線びA種)
		室内リモコン	2個用ｽｲｯﾁｷﾞｯｽ共
		ON/OFFリモコン	2個用ｽｲｯﾁｷﾞｯｽ共
		配管貫通	下記注記による

※既 既設貫通孔再使用
※1 はつり補修 100φ×150mm
※2 はつり補修 50φ×150mm



KEY プラン



有限会社 オヤマツ設計事務所

一般建築士事務所
新潟県知事登録
(イ) 第5128号
一般建築士登録
第 352384 号
中野 亮

承認

審査

検図

製図

特記

改訂番号

改訂月日

改訂内容

独立行政法人国立青少年教育振興機構

施設管理課長

施設管理課

備考

業務番号

工事名称

国立青少年教育振興機構
国立妙高青少年自然の家 空調設備改修工事

図面名称

空調調和設備(計装)ﾌﾝﾄﾞﾛﾏﾂ・ｶｵﾍﾞｱ棟 1階平面図

縮尺

1 : 100

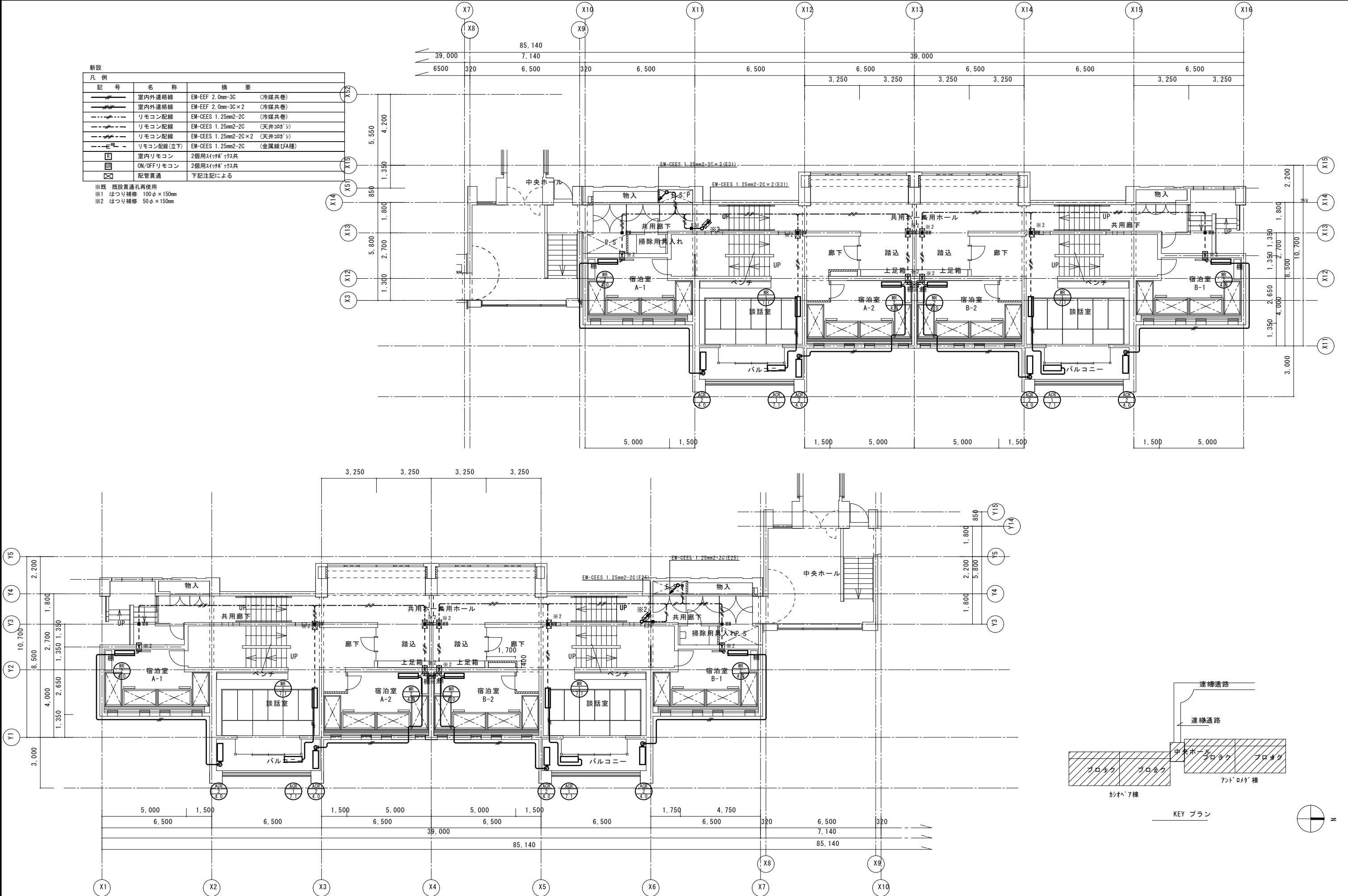
図面

区分

図面

番号

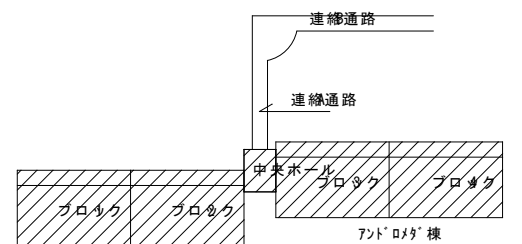
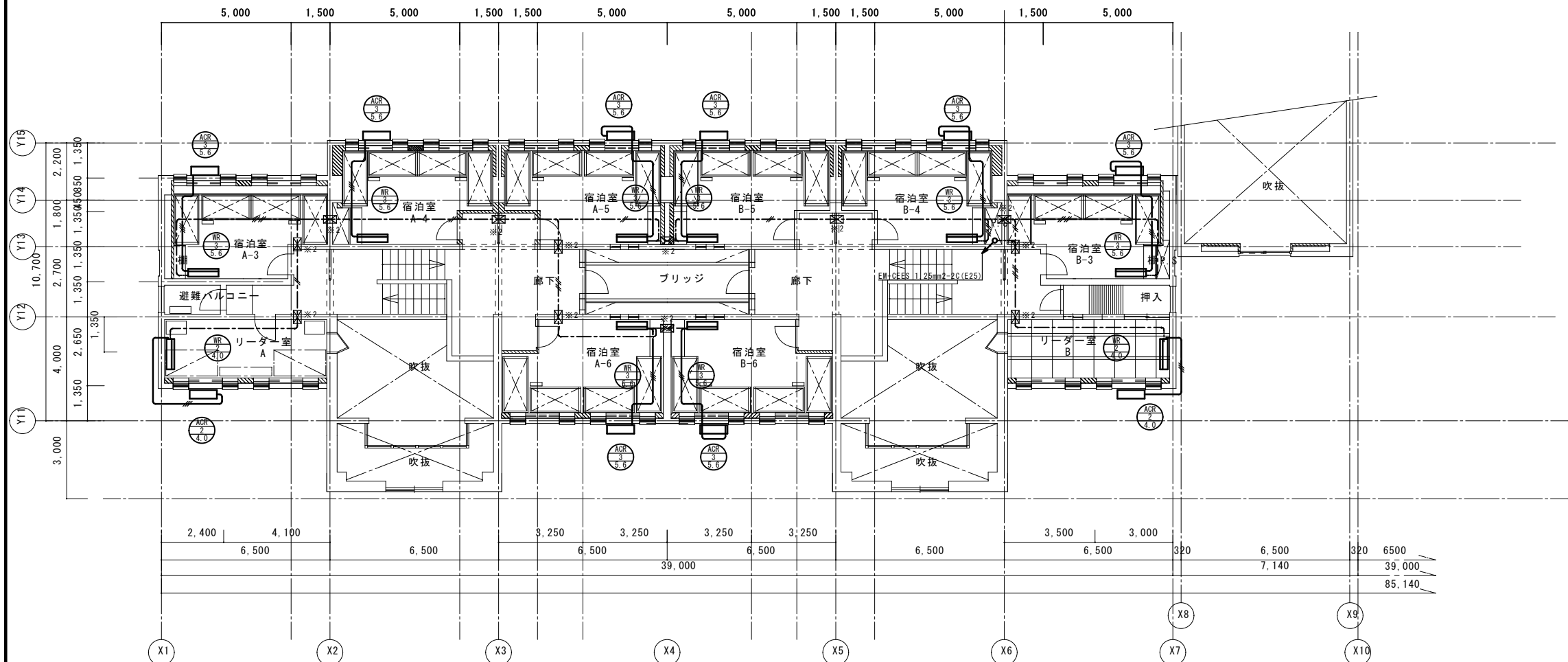
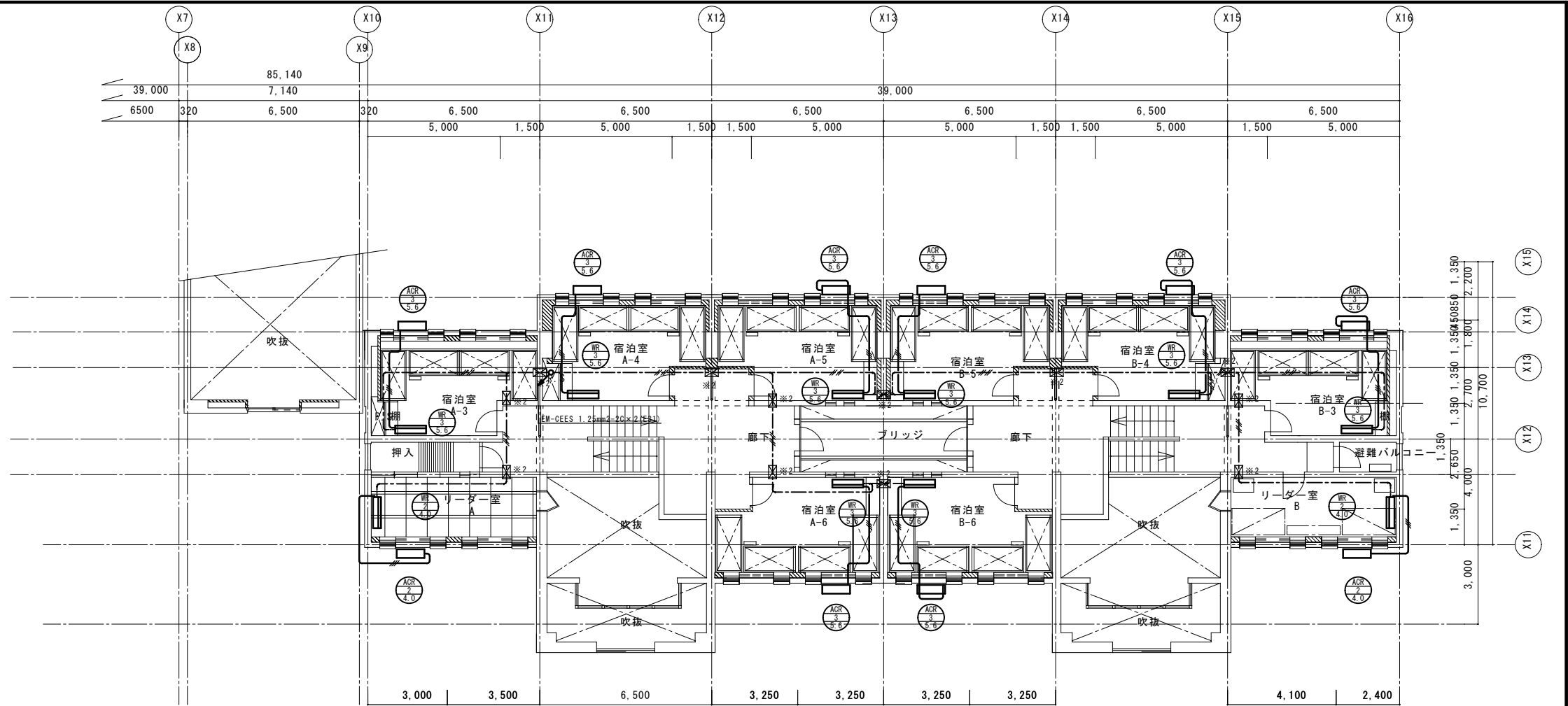
M-20



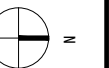
有限会社　オヤマツ設計事務所	一般建築士事務所 新潟県知事登録 (イ) 第5129号	承認	審査	検図	製図	特　記	改訂番号	改訂月日	改訂内容	独立行政法人国立青少年教育振興機構			業務番号	工事名称 国立青少年教育振興機構 国立妙高青少年自然の家　空調設備改修工事		
	施設管理課長									施設管理課	機　能	図面名称 空調調和設備(計装)　ﾌﾝﾄﾞﾛﾏﾝ・ｶｵﾍﾞ7棟　2階平面図		縮尺 1：100	図面 区分 図面 番号 M-21	
一般建築士登録 第 352364 号 中　野　 亮																

凡 例			
記 号	名 称	摘 要	
	室内外連絡線	EM-EEF 2.0mm-3C	(冷媒共巻)
	室内外連絡線	EM-EEF 2.0mm-3C×2	(冷媒共巻)
	リモコン配線	EM-CEES 1.25mm2-2C	(冷媒共巻)
	リモコン配線	EM-CEES 1.25mm2-2C	(天井コダシ)
	リモコン配線	EM-CEES 1.25mm2-2C×2	(天井コダシ)
	リモコン配線(立下)	EM-CEES 1.25mm2-2C	(金属線びA種)
	室内リモコン	2個用スイッチボックス共	
	ON/OFF リモコン	2個用スイッチボックス共	
	配管貫通	下記注記による	

※既 既設貫通孔再使用
※1 はつり補修 100φ×150mm
※2 はつり補修 50φ×150mm



KEY プラン



有限会社 オヤマツ設計事務所

一般建築士事務所
新潟県知事登録
(イ) 第5129号
一般建築士事務所
第 352364 号
中野 亮

承認 審査 検図 製図 特記

改訂番号 改訂月日 改訂内容

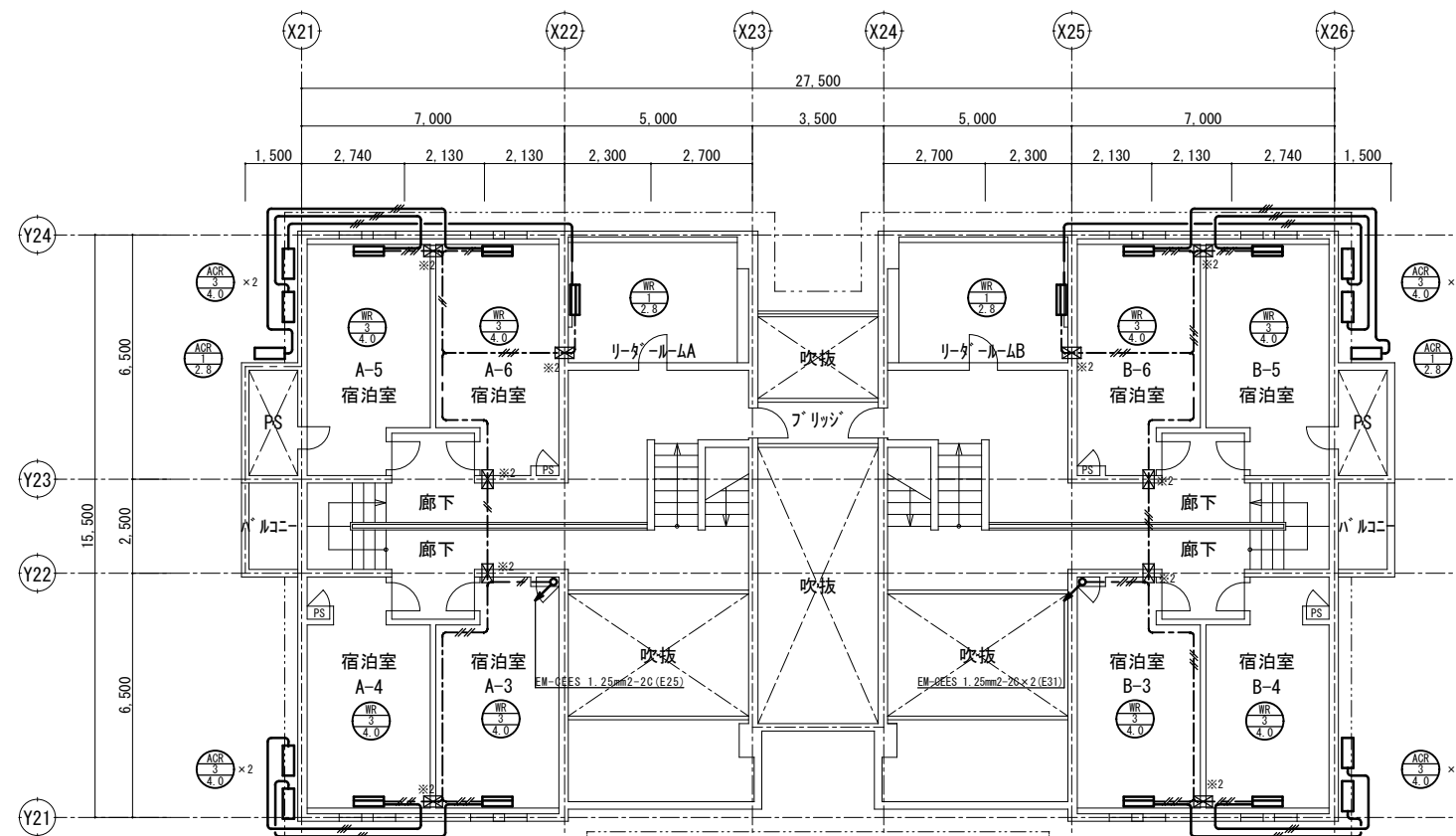
独立行政法人国立青少年教育振興機構

施設管理課長 施設管理課 機 能

業務番号 工事名称 国立青少年教育振興機構
国立妙高青少年自然の家 空調設備改修工事

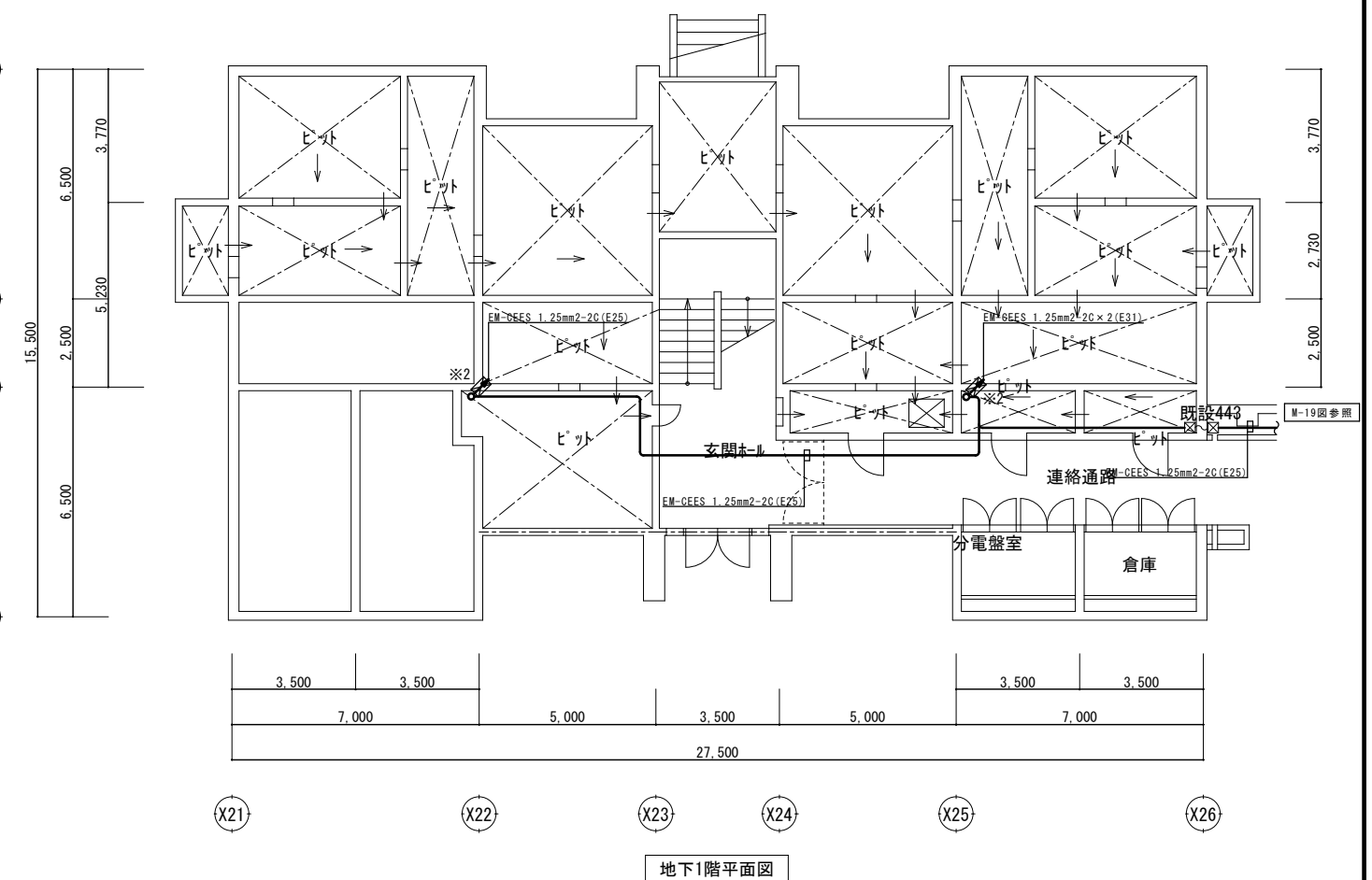
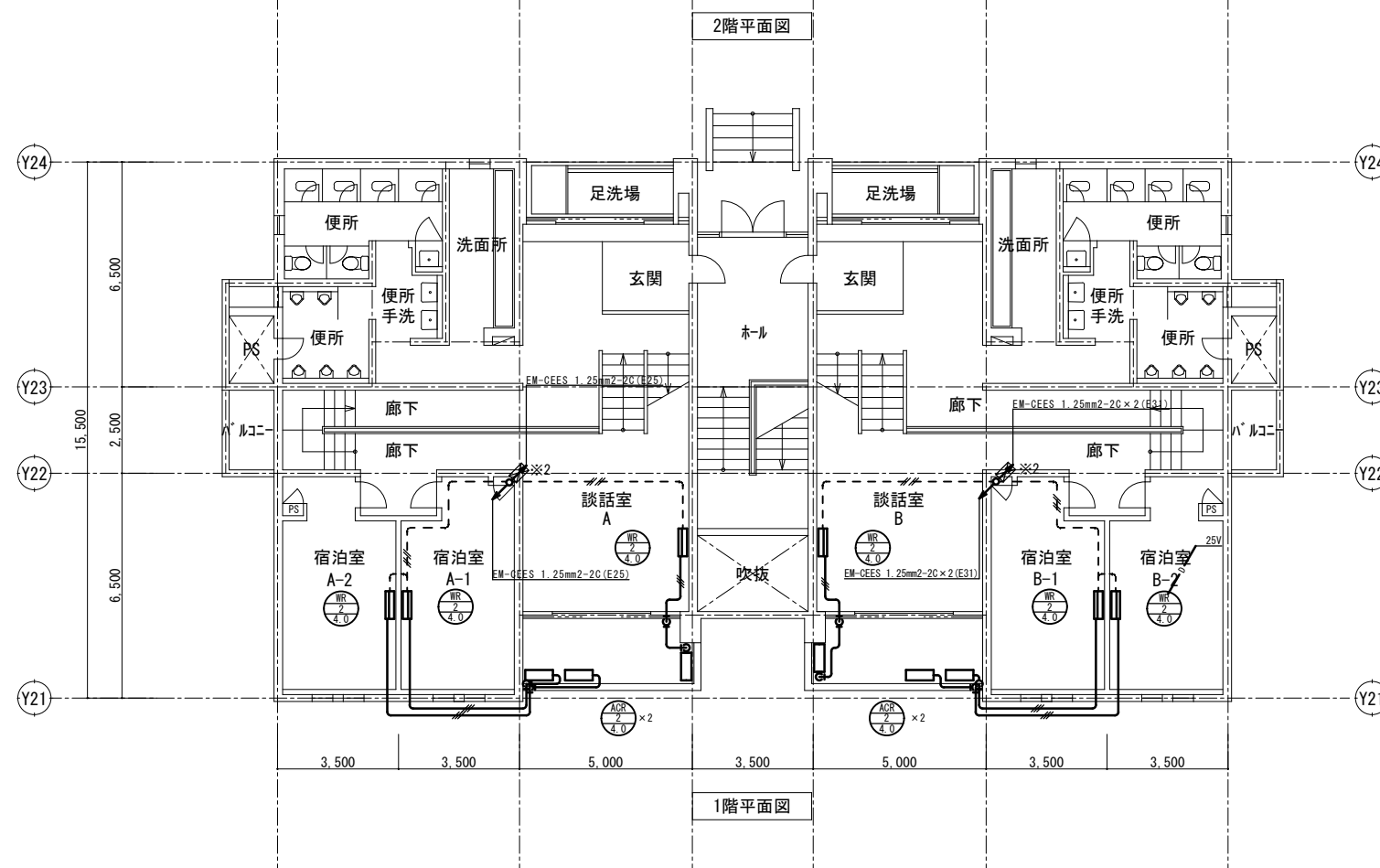
図面名称 空調調設備(計装) 7nd'ロダ'・カオヘ7棟 3階平面図

縮尺 1 : 100
図面 区分
図面 番号 M-22



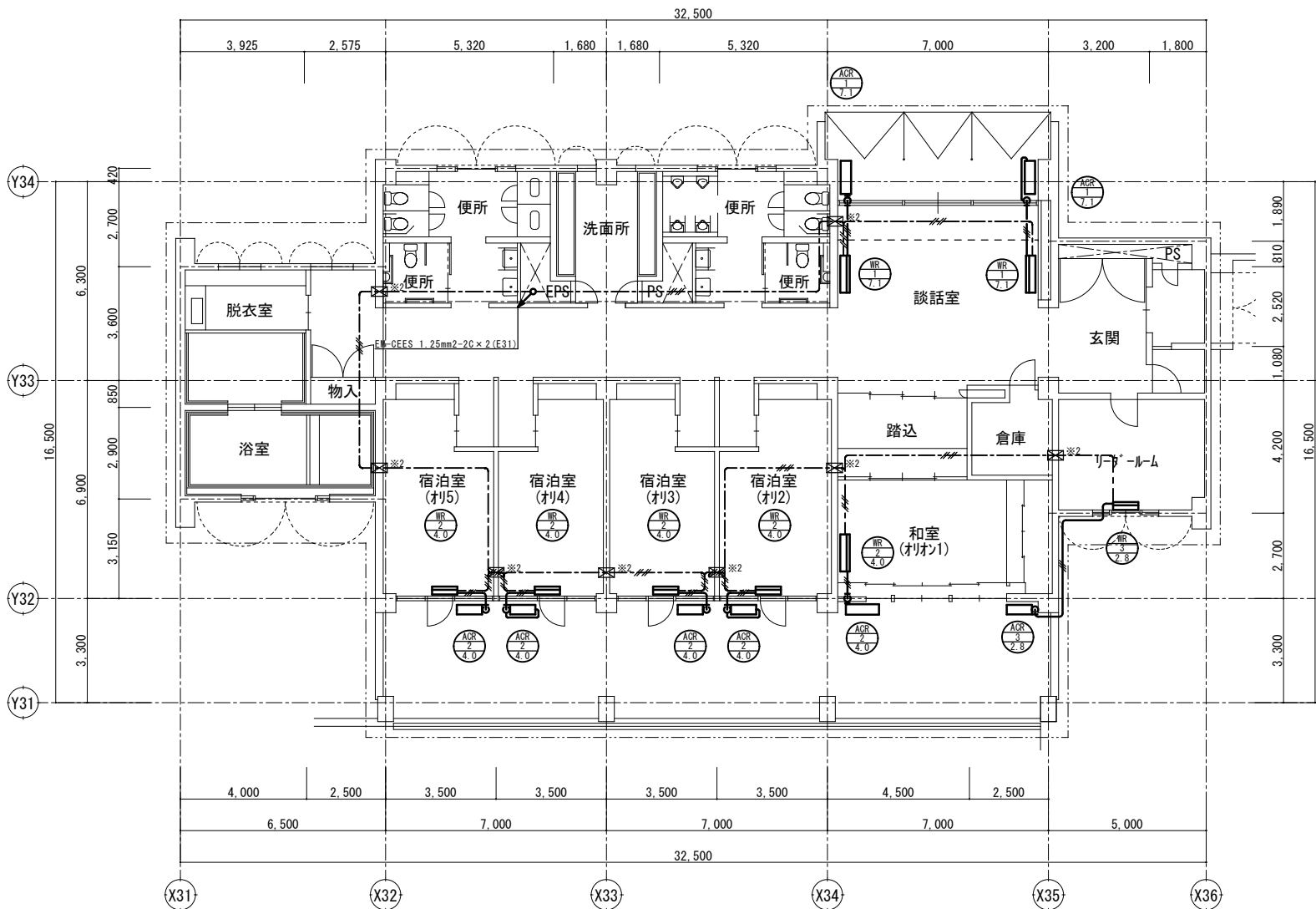
新設		
凡 例		
記 号	名 称	摘 要
	室内外連絡線	EM-EEF 2.0mm-3C (冷媒共巻)
	室内外連絡線	EM-EEF 2.0mm-3C×2 (冷媒共巻)
	リモコン配線	EM-GEES 1.25mm-2C (冷媒共巻)
	リモコン配線	EM-GEES 1.25mm-2C (天井20φ'シ)
	リモコン配線	EM-GEES 1.25mm-2C×2 (天井20φ'シ)
	リモコン配線(立下)	EM-GEES 1.25mm-2C (金属線びA種)
	室内リモコン	2個用スイッチ'ツカ共
	ON/OFF リモコン	2個用スイッチ'ツカ共
	配管貫通	下記記号による

※既 既設貫通孔再使用
※1 はつり補修 100φ×150mm
※2 はつり補修 50φ×150mm

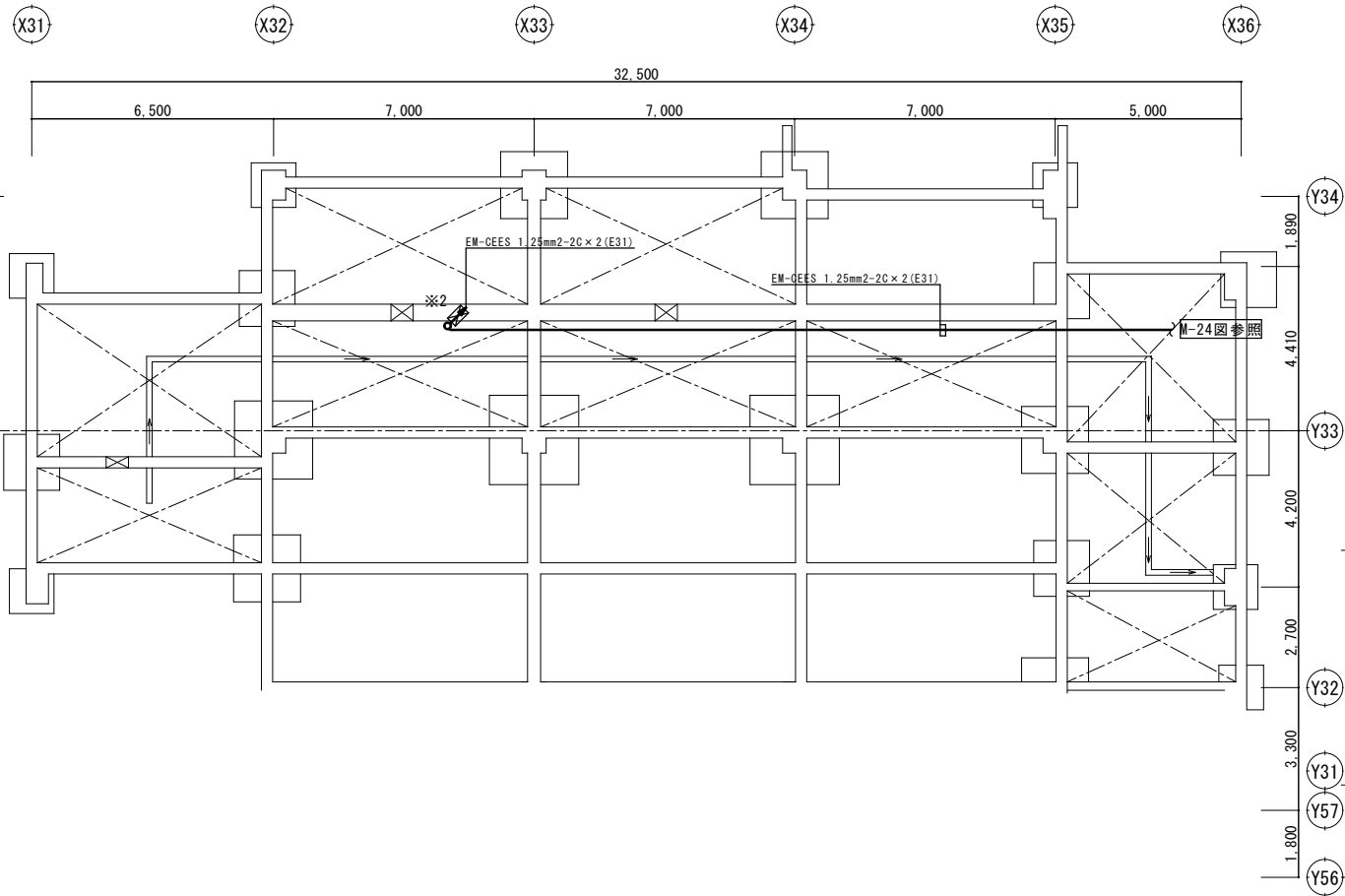


新設			
凡 例			
記 号	名 称	摘 要	
	室内外連絡線	EM-EFF 2.0mm-3C	(冷媒共巻)
	室内外連絡線	EM-EFF 2.0mm-3C×2	(冷媒共巻)
	リモコン配線	EM-CEES 1.25mm2-2C	(冷媒共巻)
	リモコン配線	EM-CEES 1.25mm2-2C	(天井ホガシ)
	リモコン配線	EM-CEES 1.25mm2-2C×2	(天井ホガシ)
	リモコン配線(立下)	EM-CEES 1.25mm2-2C	(金属線ひA種)
	室内リモコン	2個用スイッチボックス共	
	集中リモコン	2個用スイッチボックス共	
	配管貫通	下記注記による	

※既 既設貫通孔再使用
※1 はつり補修 100φ×150mm
※2 はつり補修 50φ×150mm



1階平面図



ビット平面図

有限会社 オヤマツ設計事務所

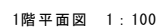
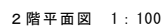
一般建築士事務所
新潟県知事登録
(イ) 第5128号
一般建築士登録
第 352384 号
中 野 光

承認	審査	検 査	製 図	特 記

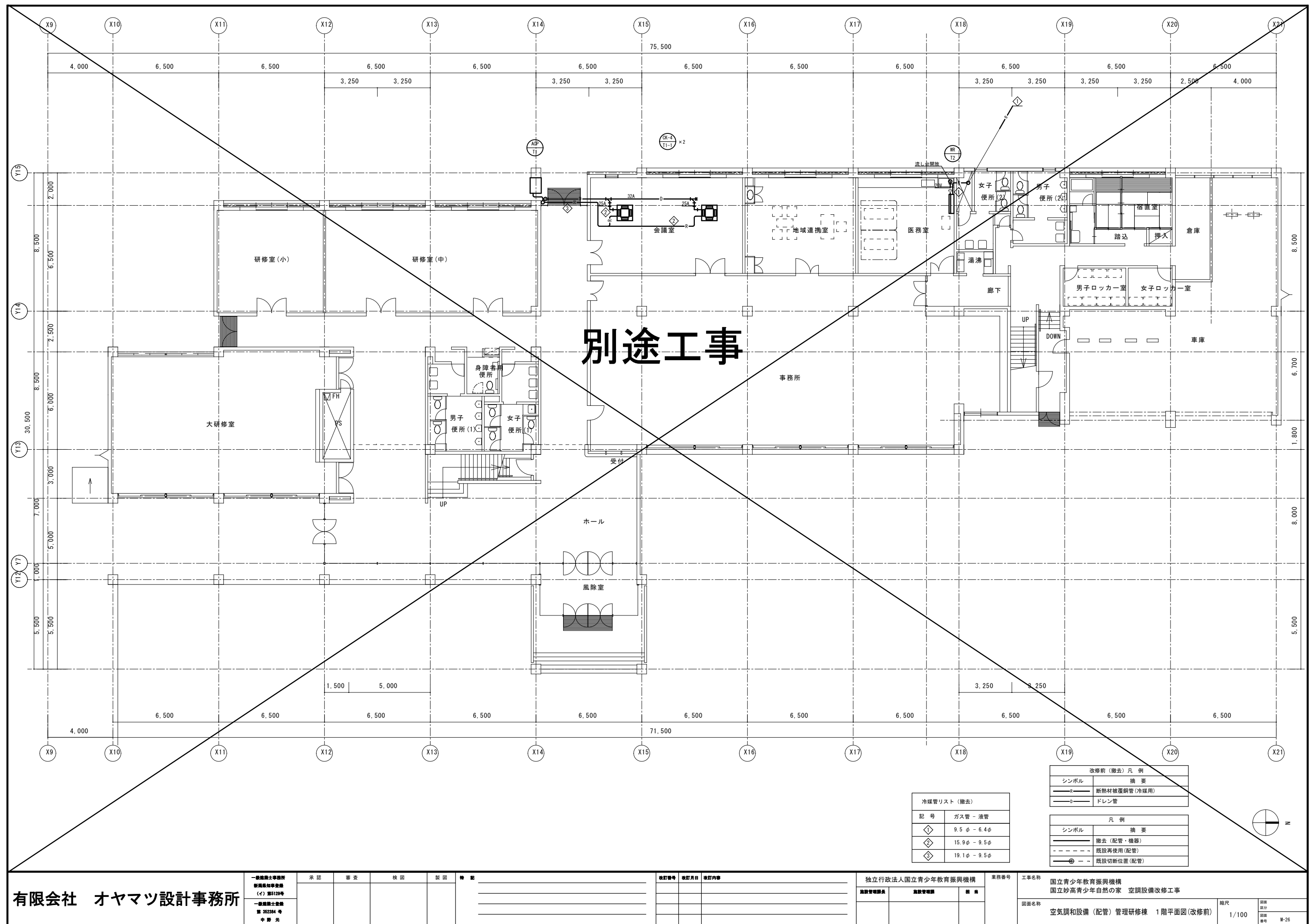
改訂番号	改訂月日	改訂内容

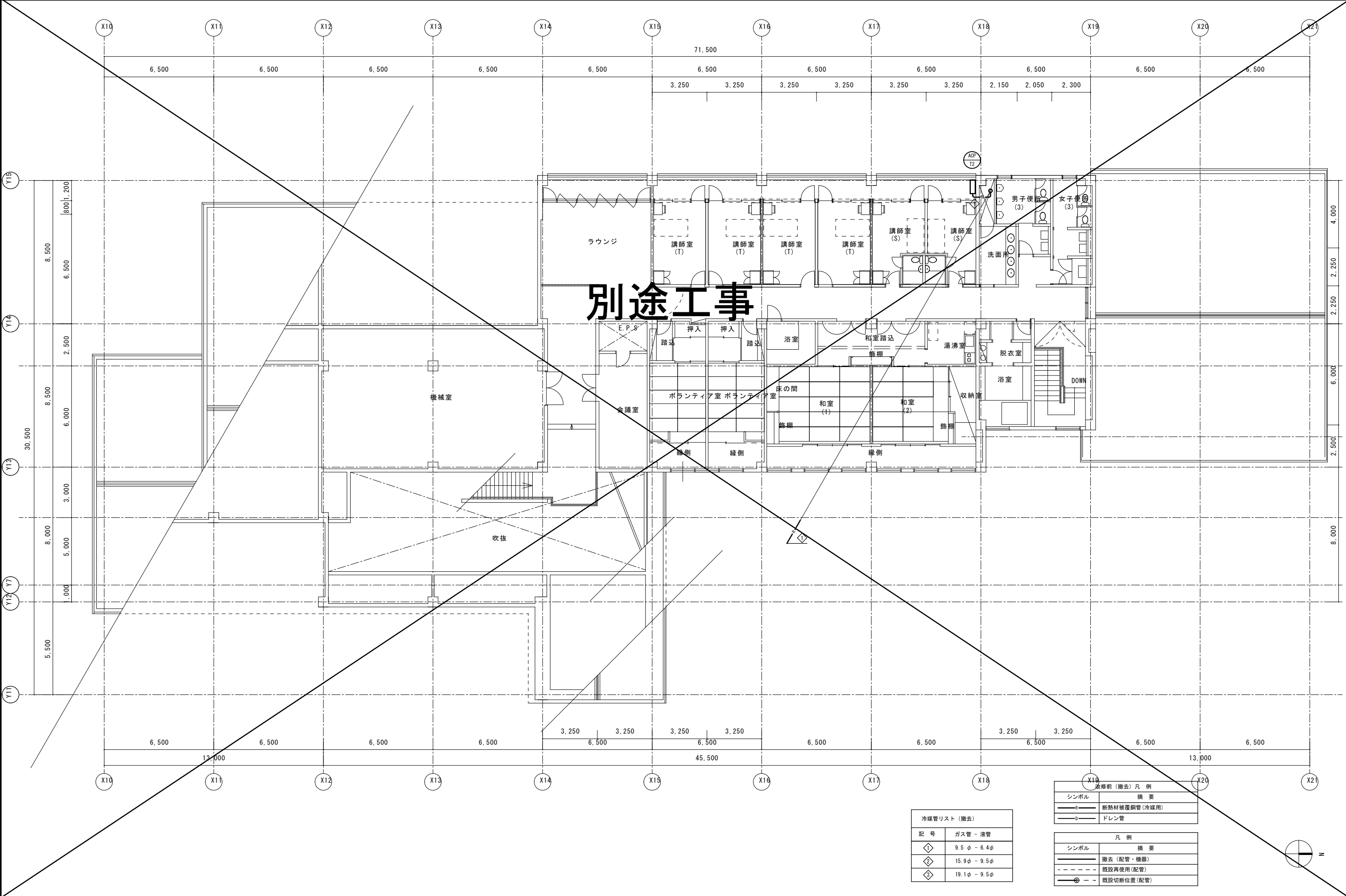
独立行政法人国立青少年教育振興機構		
施設管理課長	施設管理課	備 考

業務番号	工事名称
	国立青少年教育振興機構 国立妙高青少年自然の家 空調設備改修工事
図面名称	空気調和設備(計装) 机ナ棟 平面図

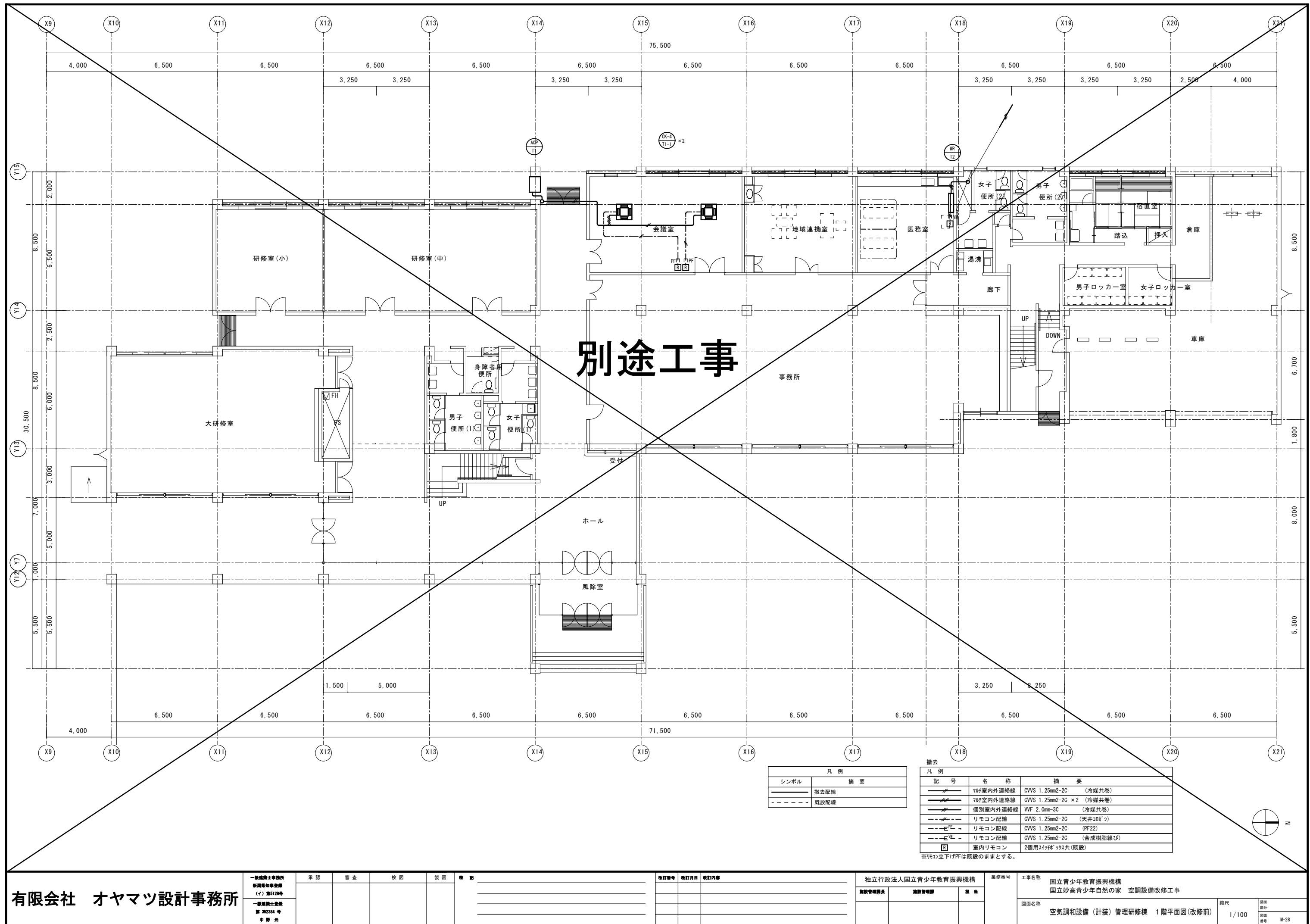


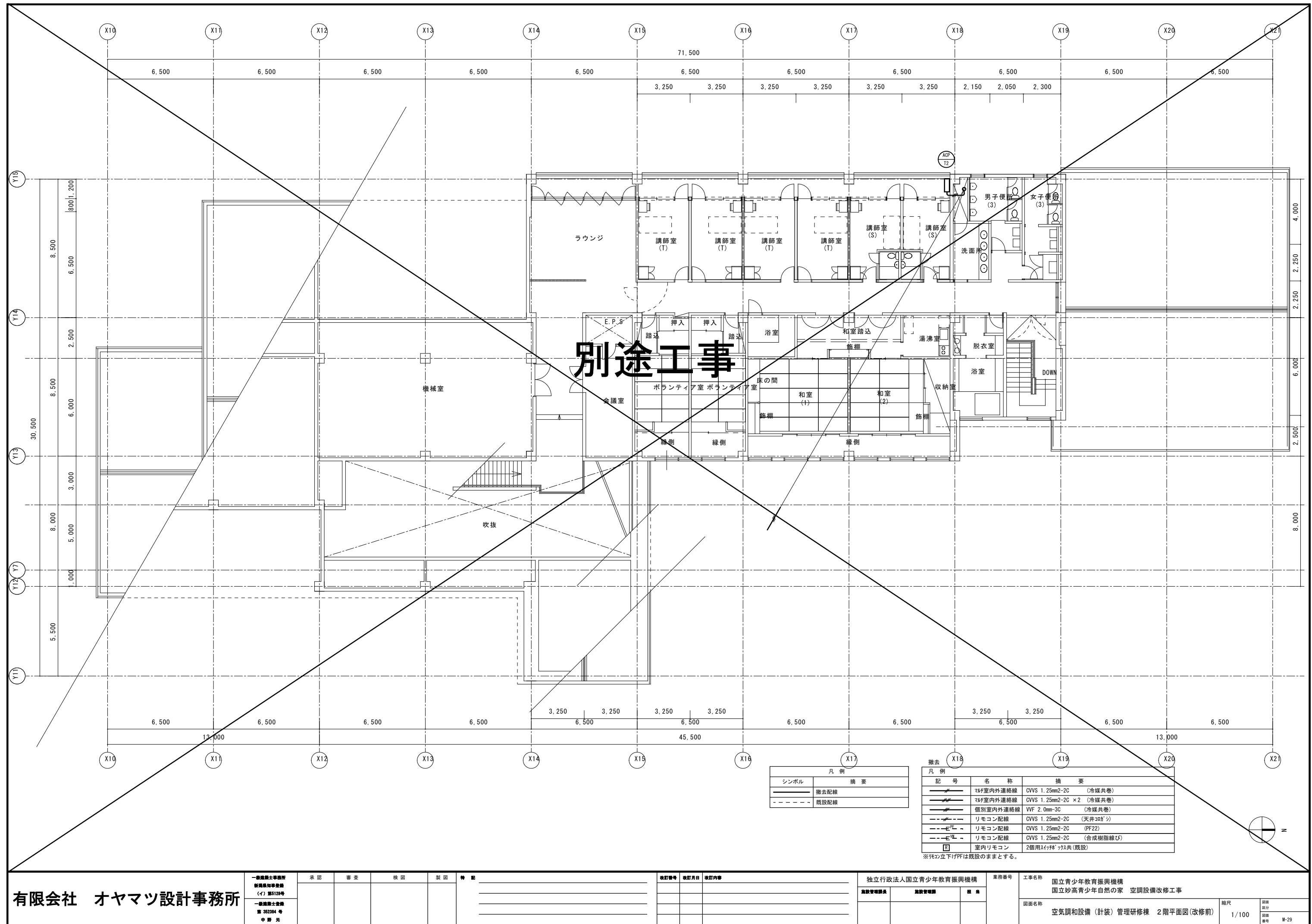
※既 既設貫通孔再使用
※1 はつり補修 100φ×150mm
※2 はつり補修 50φ×150mm

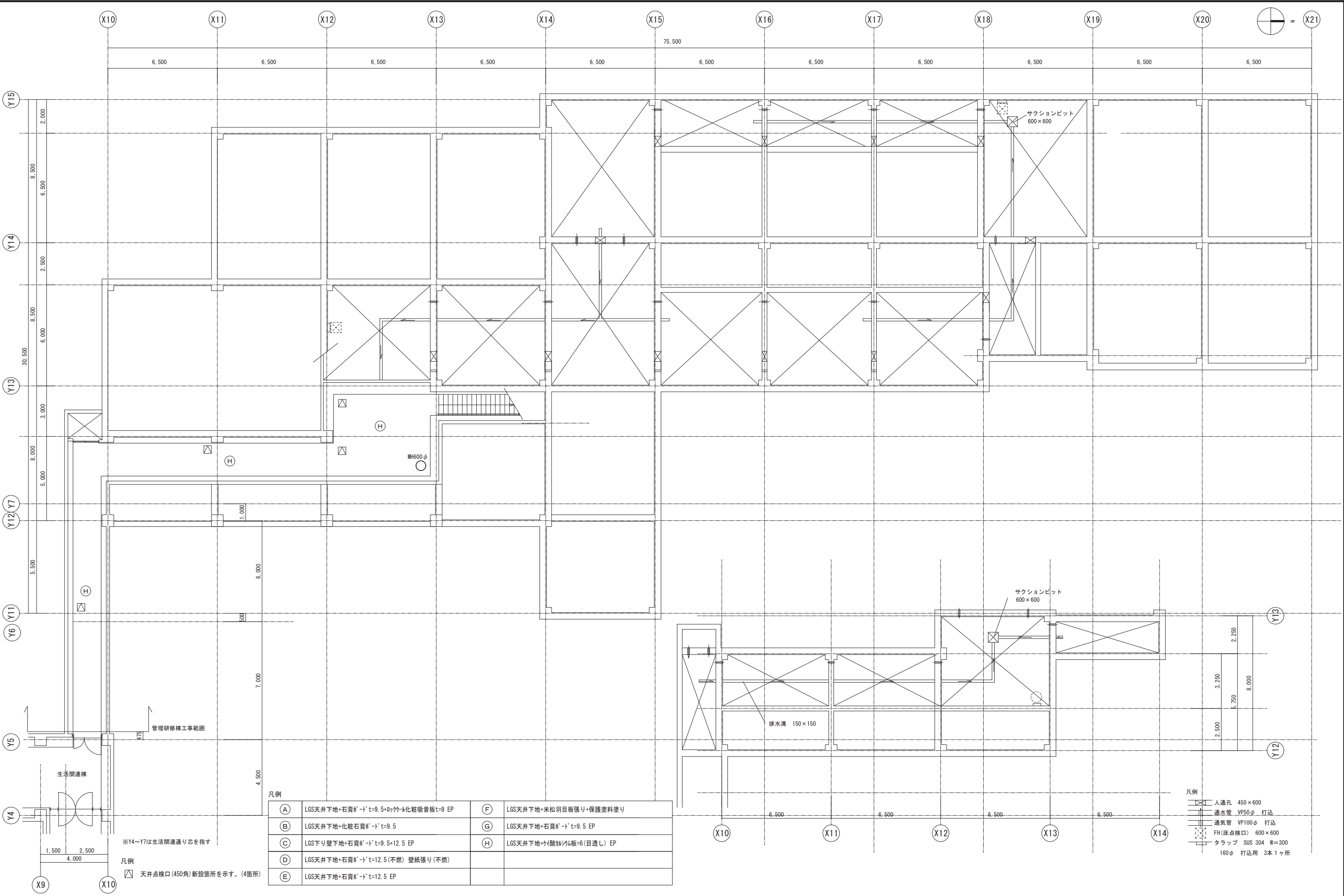


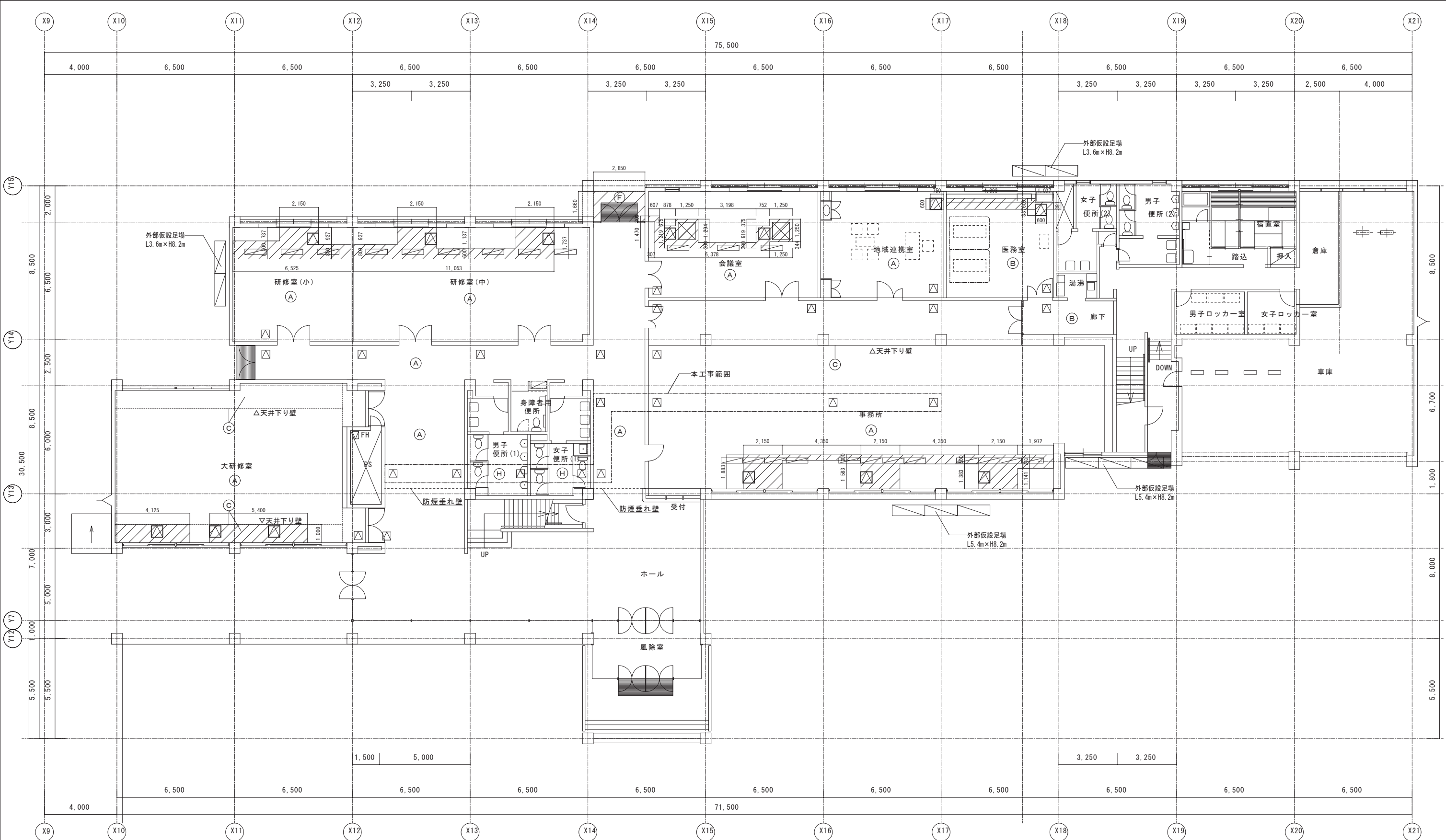


有限会社　オヤマツ設計事務所	一般建築士事務所 新潟県知事登録 (イ) 第5128号	承認	審査	検図	製図	特　記	改訂番号	改訂月日	改訂内容	独立行政法人国立青少年教育振興機構			業務番号	工事名称 国立青少年教育振興機構 国立妙高青少年自然の家　空調設備改修工事		
									施設管理課長	施設管理課	機　器	図面名称 空調調和設備（配管）管理研修棟　2階平面図(改修前)		縮尺 1/100	図面 区分	
	一般建築士登録 第 352384 号 中　野　光													図面 番号 M-27		









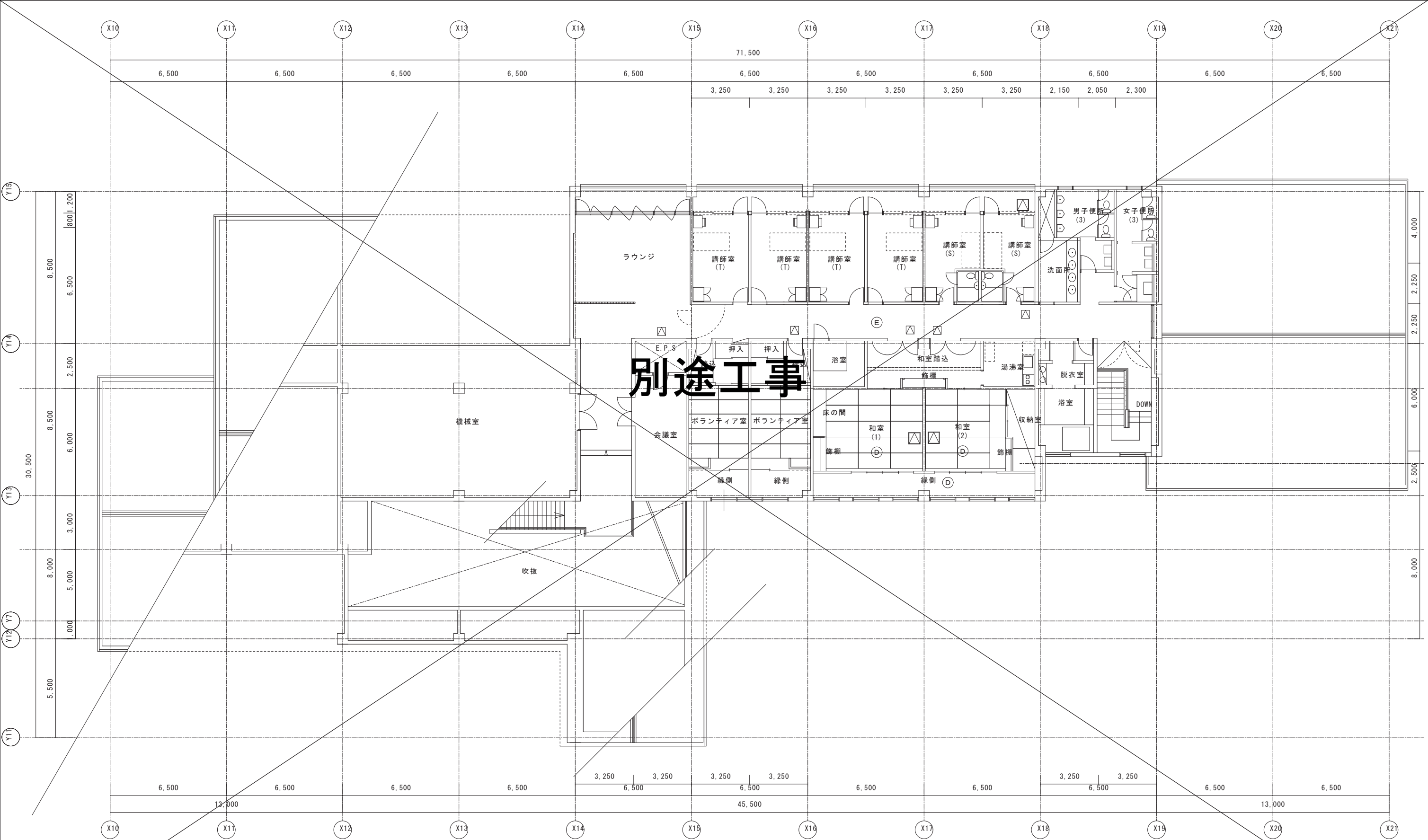
凡例

(A)	LGS天井下地+石膏* -t' t=9.5+ααα-α化粒吸音板t=9 EP	(F)	LGS天井下地+米松羽目板張り+保護塗料塗り
(B)	LGS天井下地+化粧石膏* -t' t=9.5	(G)	LGS天井下地+石膏* -t' t=9.5 EP
(C)	LGS下り壁下地+石膏* -t' t=9.5+12.5 EP	(H)	LGS天井下地+サイ酸加シ板=6(目透し) EP
(D)	LGS天井下地+石膏* -t' t=12.5 (不燃) 壁紙張り (不燃)		
(E)	LGS天井下地+石膏* -t' t=12.5 EP		

- 凡例
- 天井撤去・復旧範囲を示す。
 - 天井点検口(450角)新設箇所を示す。(24箇所)
 - 天井点検口(600角)新設箇所を示す。(13箇所)
 - 電気設備用天井下地開口補強(1200×300)新設箇所を示す。
 - 機械設備用天井下地開口補強(950×950)新設箇所を示す。



有限会社 オヤマツ設計事務所	一般建築士事務所 新潟県知事登録 (イ) 第5128号 一般建築士登録 第 352384 号 中 野 元	承認	審査	検 図	製 図	特 記	改訂番号	改訂月日	改訂内容	独立行政法人国立青少年教育振興機構			業務番号	工事名称 国立青少年教育振興機構 国立妙高青少年自然の家 空調設備改修工事
										施設管理部長	施設管理課長	担 当		図面名称 管理研修棟 1階平面図
														縮尺 1 : 100 図面 区分 図面 番号 A-02



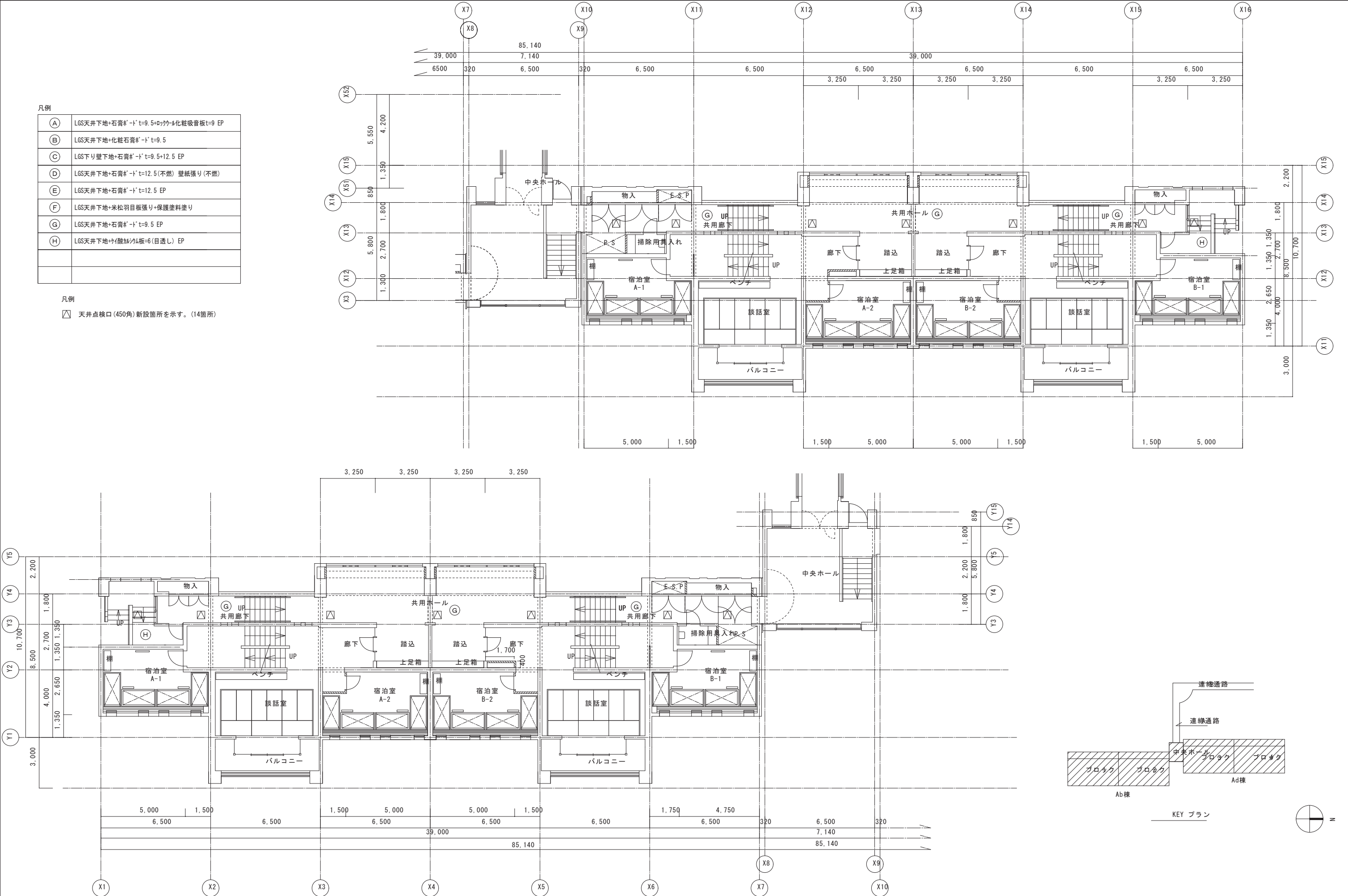
別途工事

凡例	(A) LGS天井下地+石膏板-ﾄﾞ t=9.5+αｸﾞｰﾙ化粧吸音板t=9 EP	(F) LGS天井下地+米松羽目板張り+保護塗料塗り
(B) LGS天井下地+化粧石膏板-ﾄﾞ t=9.5	(G) LGS天井下地+石膏板-ﾄﾞ t=9.5 EP	
(C) LGS下り壁下地+石膏板-ﾄﾞ t=9.5+12.5 EP	(H) LGS天井下地+αｲﾍﾞﾙ化粧板=6(目透し) EP	
(D) LGS天井下地+石膏板-ﾄﾞ t=12.5(不燃) 壁紙張り(不燃)		
(E) LGS天井下地+石膏板-ﾄﾞ t=12.5 EP		

- 凡例
- 天井点検口(450角)新設箇所を示す。(6箇所)
 - 天井点検口(600角)新設箇所を示す。(2箇所)

※ Y7、Y9 は生活関連棟通り芯を指す

有限会社 オヤマツ設計事務所	一般建築士事務所 新潟県知事登録 (イ) 第5128号 一般建築士登録 第 352384 号 中野 元	承認	審査	検図	製図	特記	改訂番号	改訂月日	改訂内容	独立行政法人国立青少年教育振興機構			業務番号	工事名称 国立青少年教育振興機構 国立妙高青少年自然の家 空調設備改修工事
										施設管理課長	施設管理課	担当		図面名称 管理研修棟 2階平面図
														縮尺 1 : 100
														図面区分 図面 番号 A-03



凡例

(A)	LGS天井下地+石膏板-ﾄﾞｰﾙt=9.5+ﾛｯｸｰﾙ化粧吸音板t=9 EP
(B)	LGS天井下地+化粧石膏板-ﾄﾞｰﾙt=9.5
(C)	LGS下り壁下地+石膏板-ﾄﾞｰﾙt=9.5+12.5 EP
(D)	LGS天井下地+石膏板-ﾄﾞｰﾙt=12.5(不燃) 壁紙張り(不燃)
(E)	LGS天井下地+石膏板-ﾄﾞｰﾙt=12.5 EP
(F)	LGS天井下地+米松羽目板張り+保護塗料塗り
(G)	LGS天井下地+石膏板-ﾄﾞｰﾙt=9.5 EP
(H)	LGS天井下地+ｲｰｽﾞﾊﾞｰﾝ板=6(目透し) EP

凡例

△ 天井点検口(450角)新設箇所を示す。(14箇所)

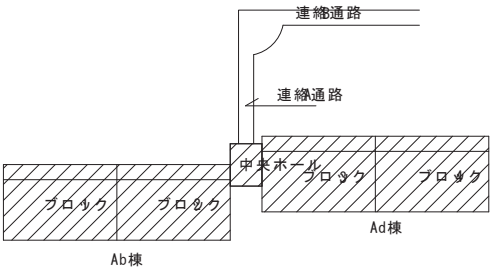
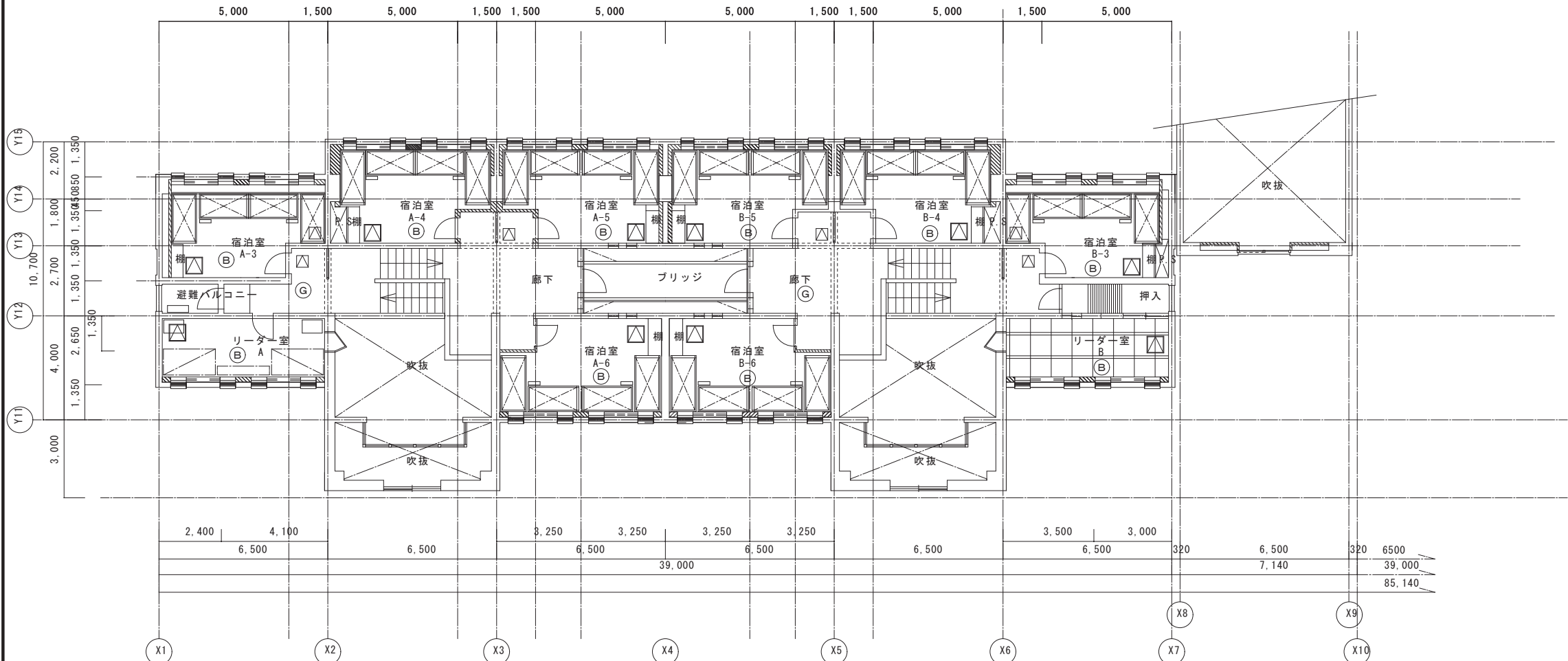
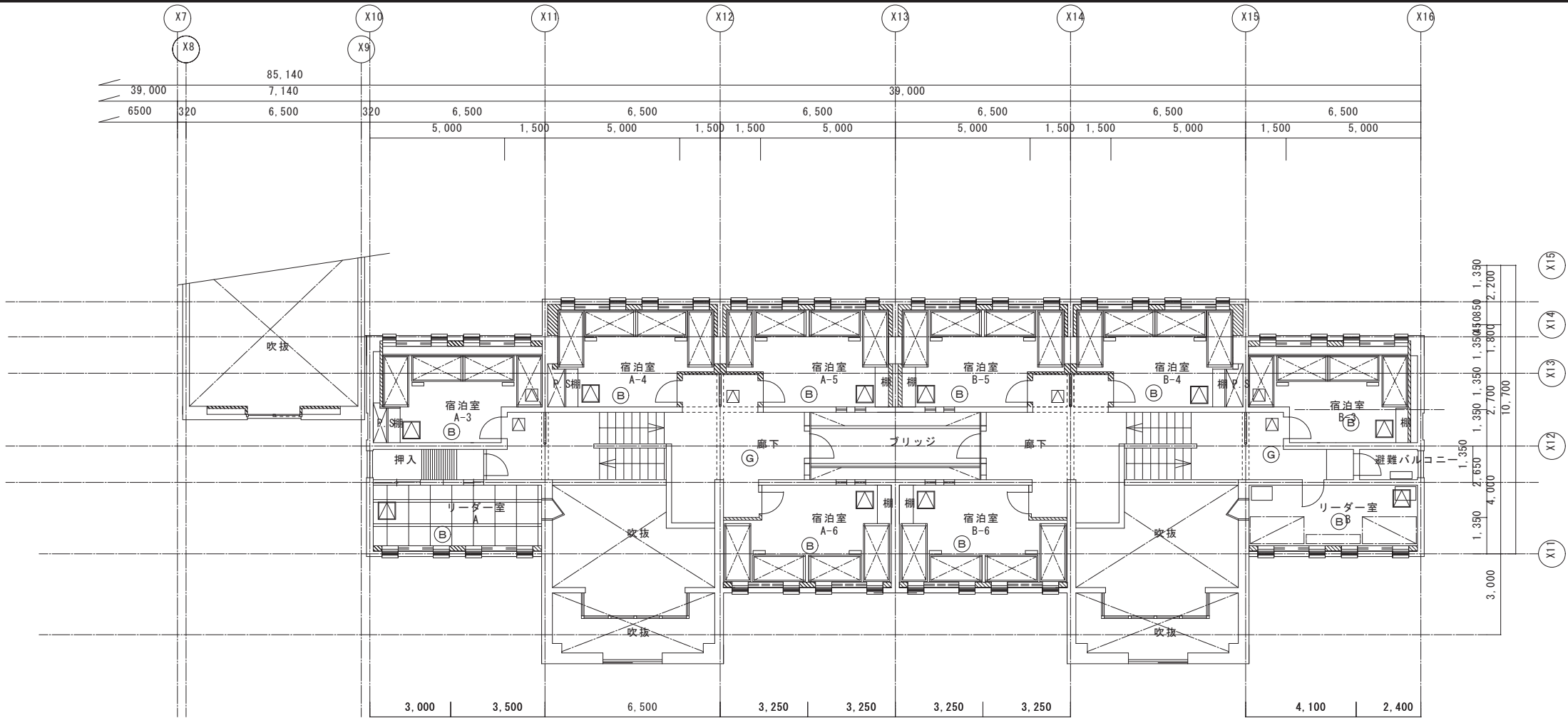
有限会社　オヤマツ設計事務所	一般建築士事務所 新潟県知事登録 (イ) 第5128号	承認	審査	検図	製図	特　記	改訂番号	改訂月日	改訂内容	独立行政法人国立青少年教育振興機構			業務番号	工事名称 国立青少年教育振興機構 国立妙高青少年自然の家　空調設備改修工事
	一般建築士登録 第 352384 号 中 野　元						施設管理部長	施設管理課	担　当	図面名称 ﾌﾞﾛｯｸﾞ・ｶｼｵﾍﾞﾞ棟　2階平面図	縮尺 1：100	図面 区分 図面 番号 A-04		

凡例

(A)	LGS天井下地+石膏板・ド t=9.5+珪藻土・化粧石膏板 t=9 EP
(B)	LGS天井下地+化粧石膏板・ド t=9.5
(C)	LGS下り壁下地+石膏板・ド t=9.5+12.5 EP
(D)	LGS天井下地+石膏板・ド t=12.5 (不燃) 壁紙張り (不燃)
(E)	LGS天井下地+石膏板・ド t=12.5 EP
(F)	LGS天井下地+米松羽目板張り+保護塗料塗り
(G)	LGS天井下地+石膏板・ド t=9.5 EP
(H)	LGS天井下地+珪藻土・化粧石膏板=6 (目透し) EP

凡例

- △ 天井点検口 (450角) 新設箇所を示す。(12箇所)
- ▽ 天井点検口 (600角) 新設箇所を示す。(20箇所)



有限会社 オヤマツ設計事務所

一般建築士事務所
新潟県知事登録
(イ) 第5128号
一般建築士登録
第 352384 号
中野 亮

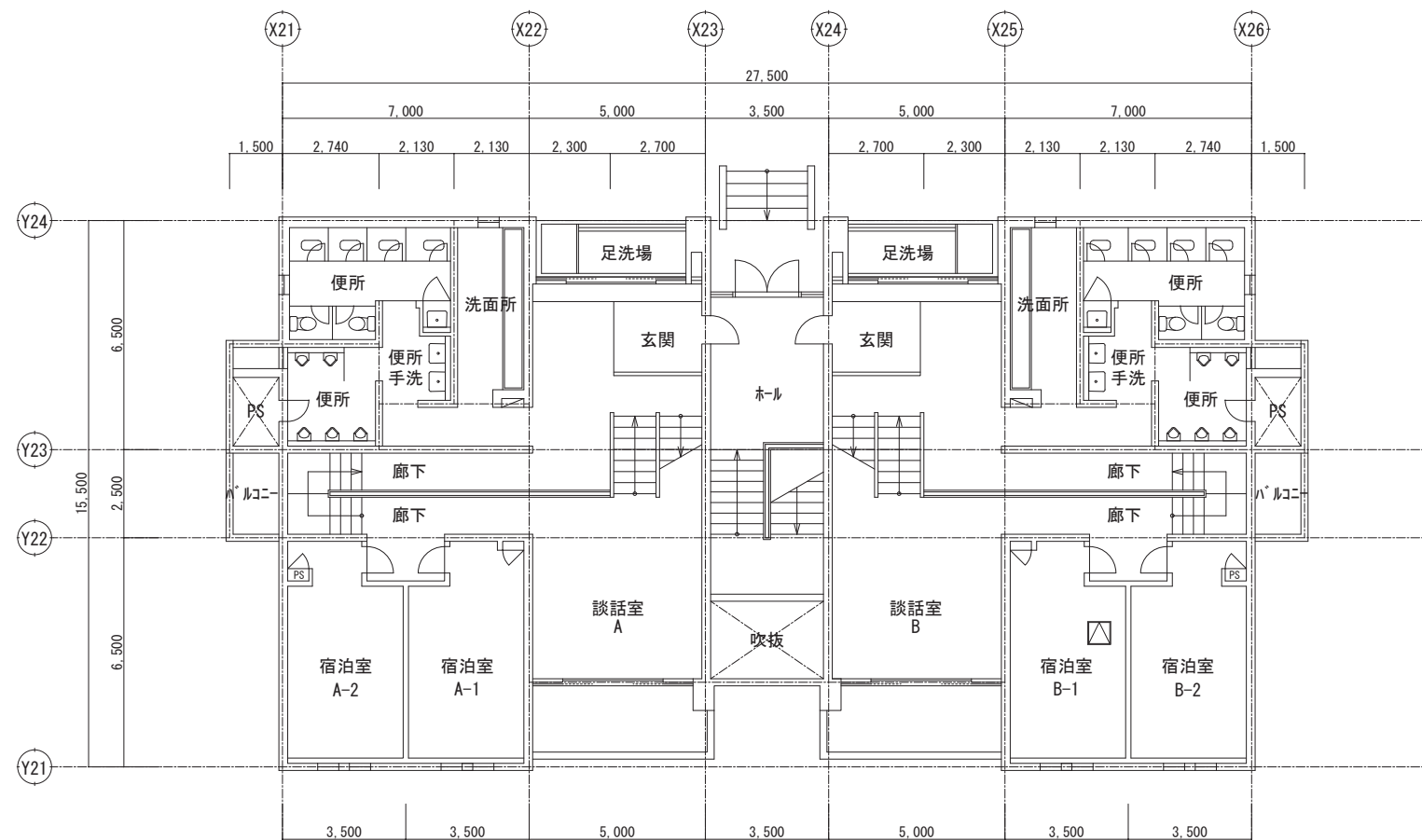
承認	審査	検図	製図	特記

改訂番号	改訂月日	改訂内容

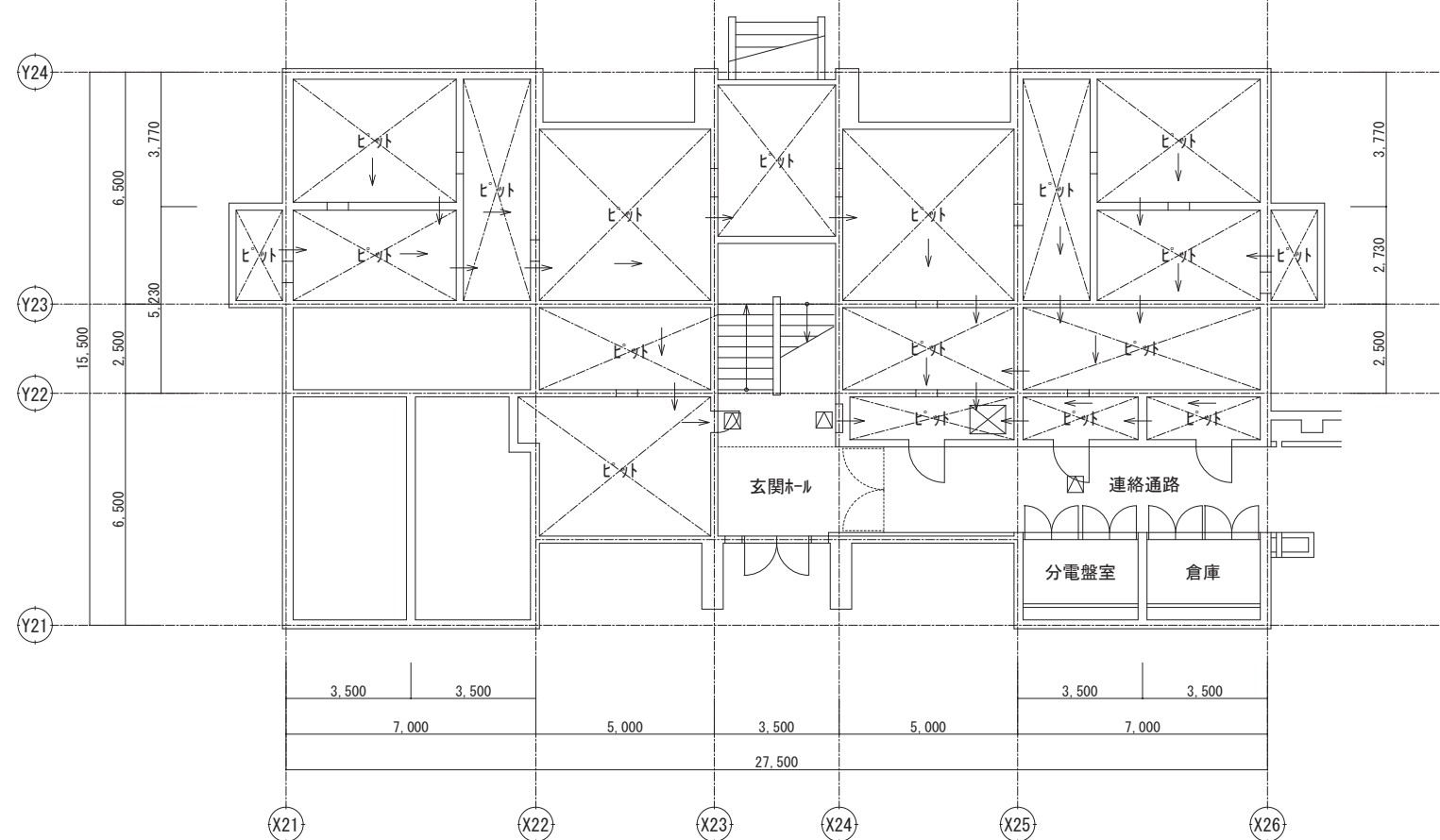
独立行政法人国立青少年教育振興機構		
施設管理課長	施設管理課	担当

業務番号	工事名称
	国立青少年教育振興機構 国立妙高青少年自然の家 空調設備改修工事
図面名称	
	アト・ロダ・カオヘア棟 3階平面図

縮尺	図面区分	図面番号
1 : 100		A-05



1階平面図



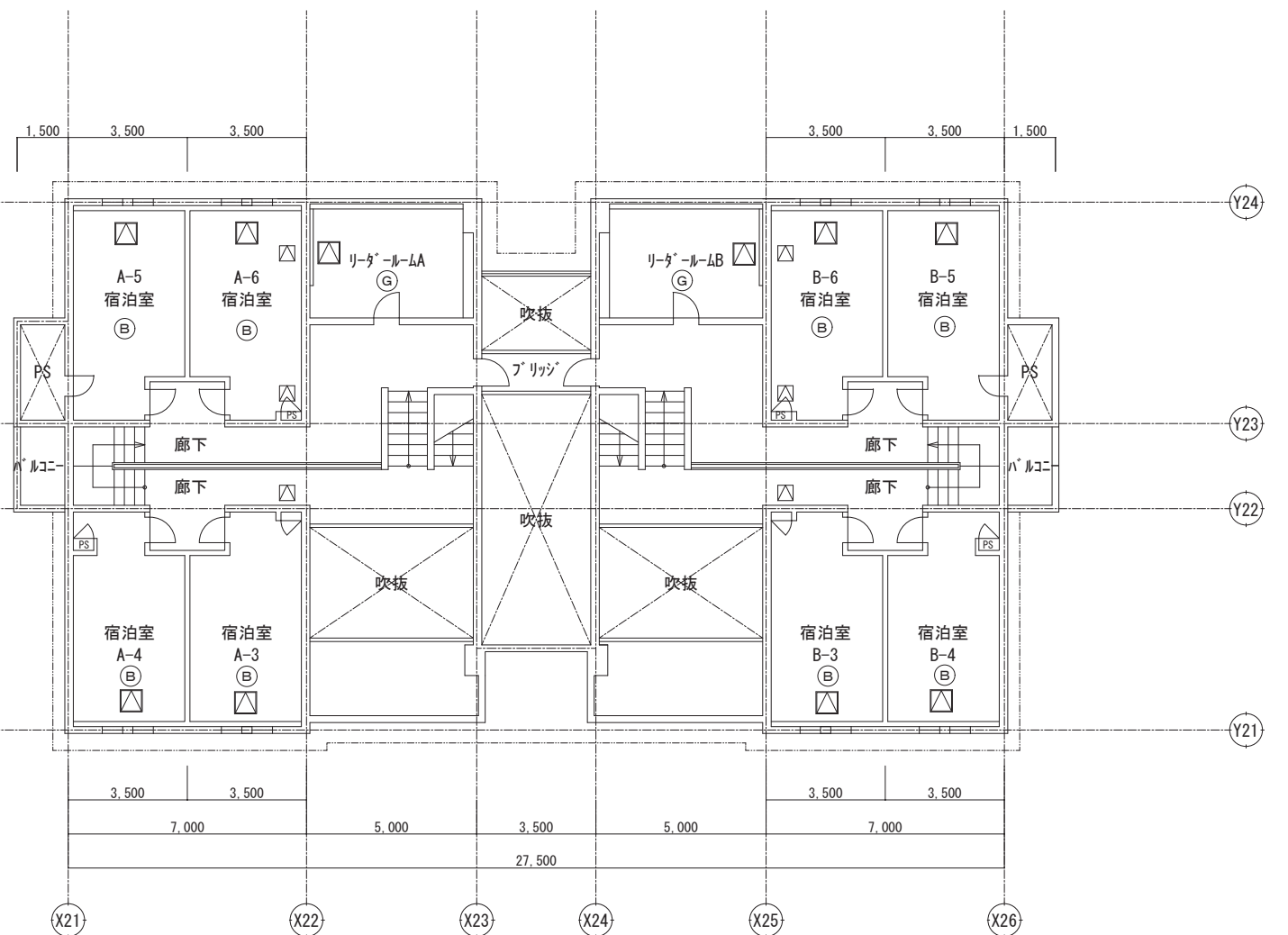
地下1階平面図

凡例

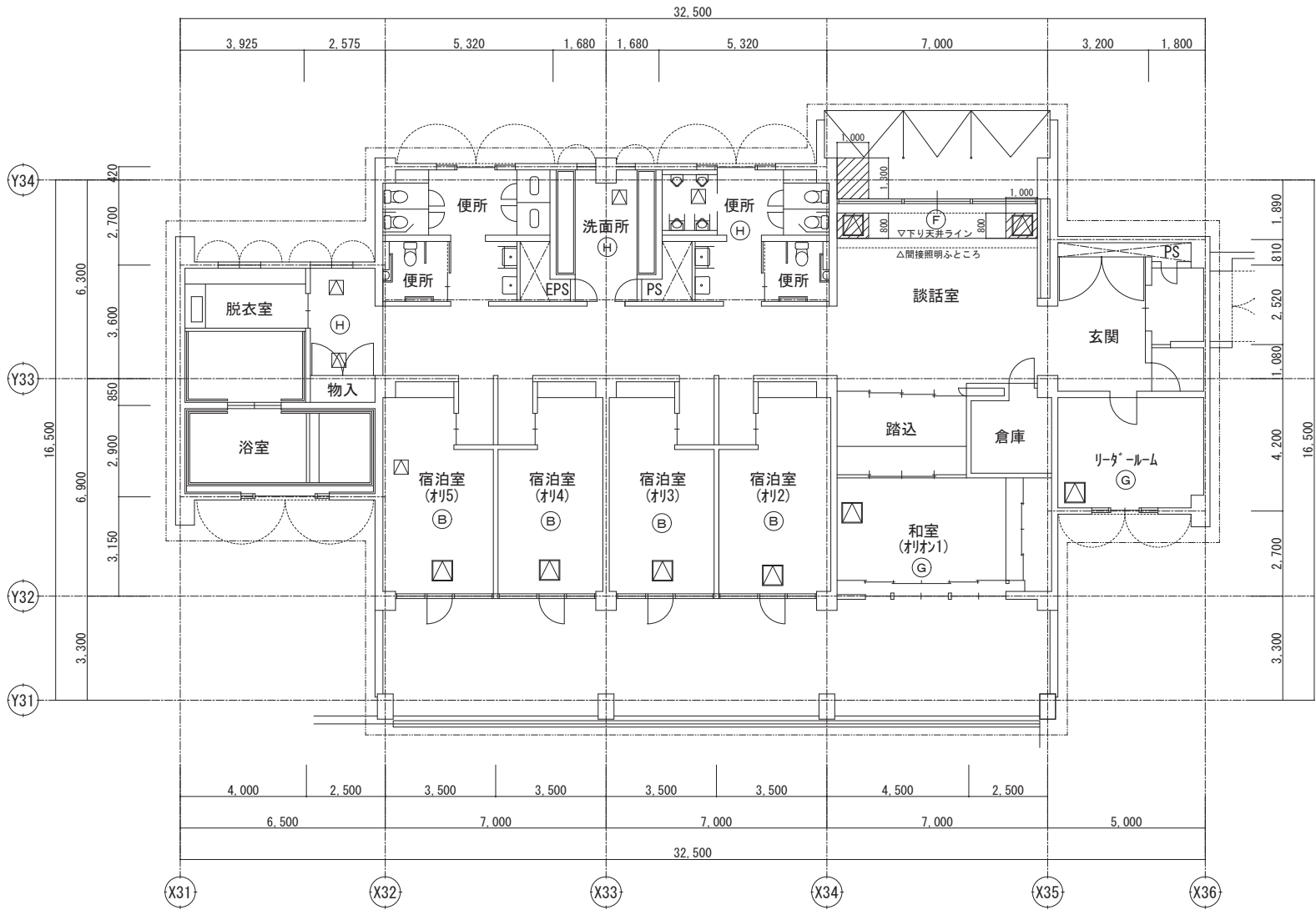
(A)	LGS天井下地+石膏板・下・t=9.5+αケ-β化粧吸音板・t=9 EP	(F)	LGS天井下地+米松羽目板張り+保護塗料塗り
(B)	LGS天井下地+化粧石膏板・下・t=9.5	(G)	LGS天井下地+石膏板・下・t=9.5 EP
(C)	LGS下り壁下地+石膏板・下・t=9.5+12.5 EP	(H)	LGS天井下地+ケイ酸カルシウム板=6(目透し) EP
(D)	LGS天井下地+石膏板・下・t=12.5(不燃) 壁紙張り(不燃)		
(E)	LGS天井下地+石膏板・下・t=12.5 EP		

凡例

-  天井点検口(450角)新設箇所を示す。(6箇所)
 天井点検口(600角)新設箇所を示す。(10箇所)



2階平面図

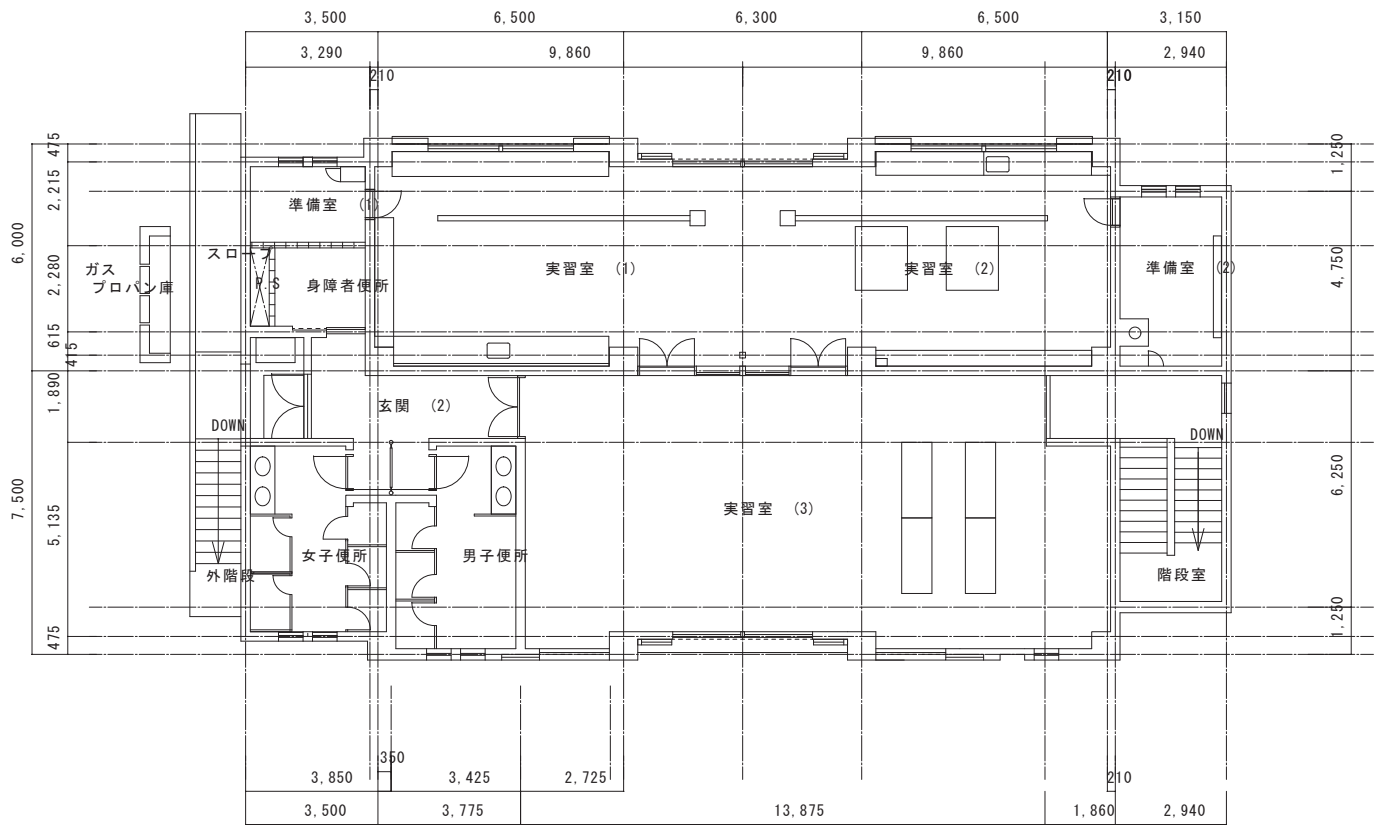


凡例

Ⓐ	LGS天井下地+石膏板-ﾄﾞﾙﾄﾞﾙ=9.5+ﾎﾞｯｸｽ-ﾙ化粧吸音板t=9 EP	Ⓕ	LGS天井下地+米松羽目板張り+保護塗料塗り
Ⓑ	LGS天井下地+化粧石膏板-ﾄﾞﾙﾄﾞﾙ=9.5	Ⓖ	LGS天井下地+石膏板-ﾄﾞﾙﾄﾞﾙ=9.5 EP
Ⓒ	LGS下り壁下地+石膏板-ﾄﾞﾙﾄﾞﾙ=9.5+12.5 EP	Ⓖ	LGS天井下地+ｱｸﾞﾘﾌﾞﾙ板=6(目透し) EP
Ⓓ	LGS天井下地+石膏板-ﾄﾞﾙﾄﾞﾙ=12.5(不燃) 壁紙張り(不燃)		
Ⓔ	LGS天井下地+石膏板-ﾄﾞﾙﾄﾞﾙ=12.5 EP		

凡例

- 天井点検口(450角)新設箇所を示す。(6箇所)
- 天井点検口(600角)新設箇所を示す。(8箇所)
- 天井撤去・復旧範囲を示す。

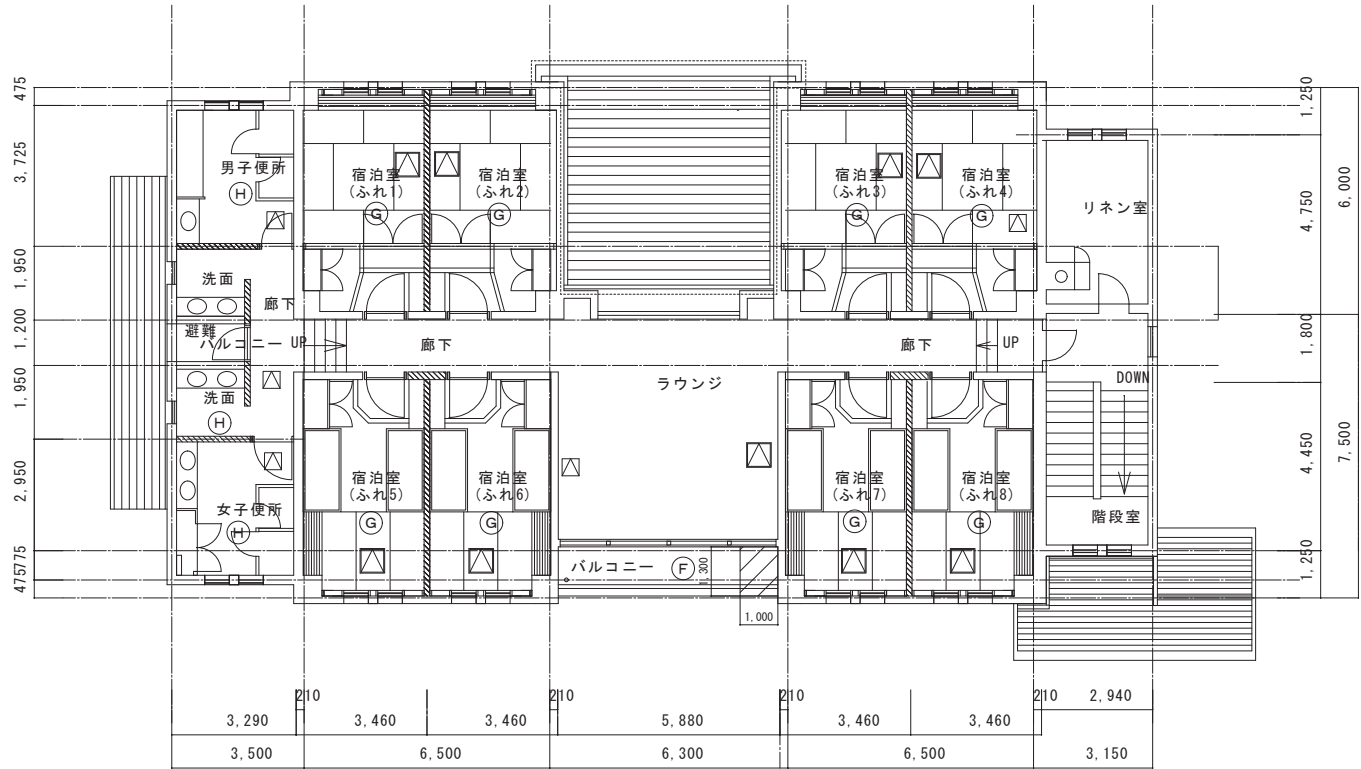
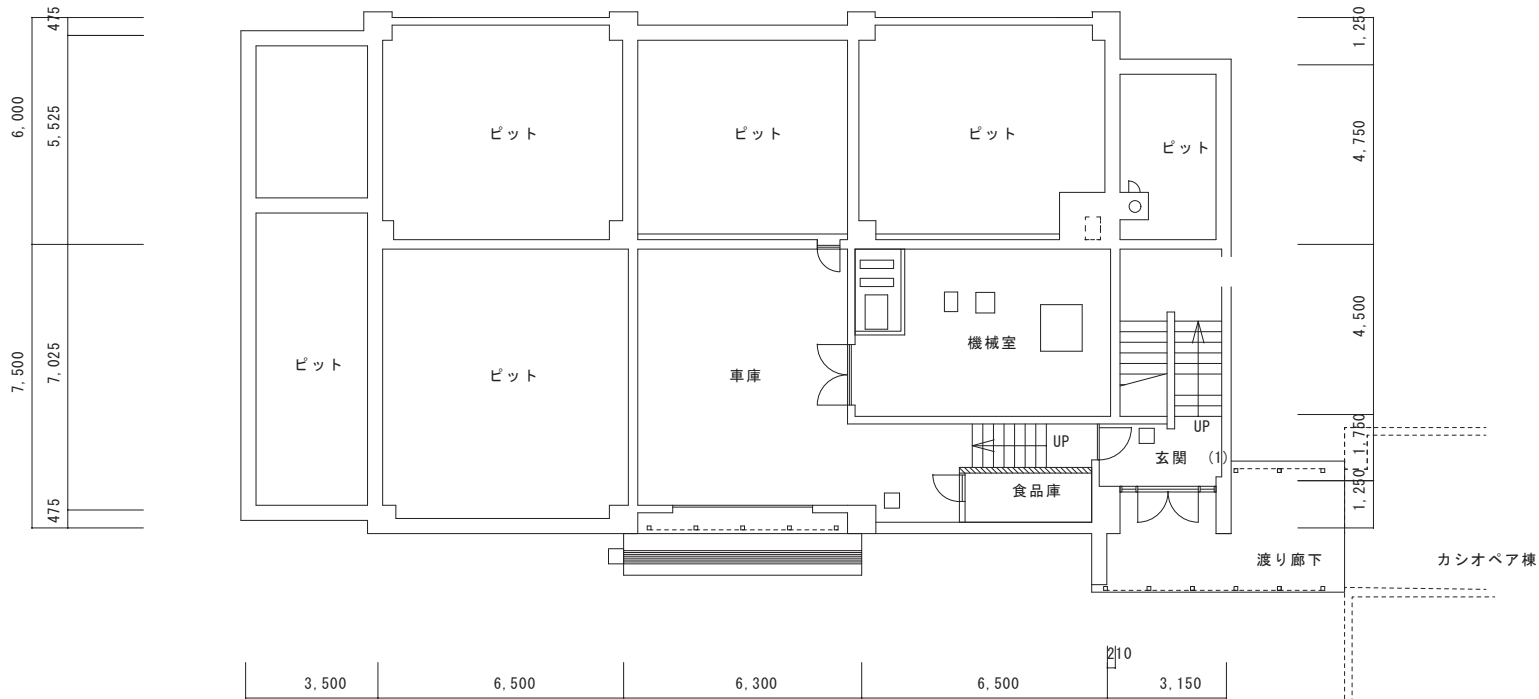


凡例	
(A)	LGS天井下地+石膏板→ド' t=9.5+0.7mm化粧吸音板 t=9 EP
(B)	LGS天井下地+化粧石膏板→ド' t=9.5
(C)	LGS下り壁下地+石膏板→ド' t=9.5+12.5 EP
(D)	LGS天井下地+石膏板→ド' t=12.5(不燃) 壁紙張り(不燃)
(E)	LGS天井下地+石膏板→ド' t=12.5 EP
(F)	LGS天井下地+米松羽目板張り+保護塗料塗り
(G)	LGS天井下地+石膏板→ド' t=9.5 EP
(H)	LGS天井下地+ウレタンフォーム板=6(目隠し) EP

- 凡例
- 天井点検口(450角)新設箇所を示す。(5箇所)
 - 天井点検口(600角)新設箇所を示す。(9箇所)

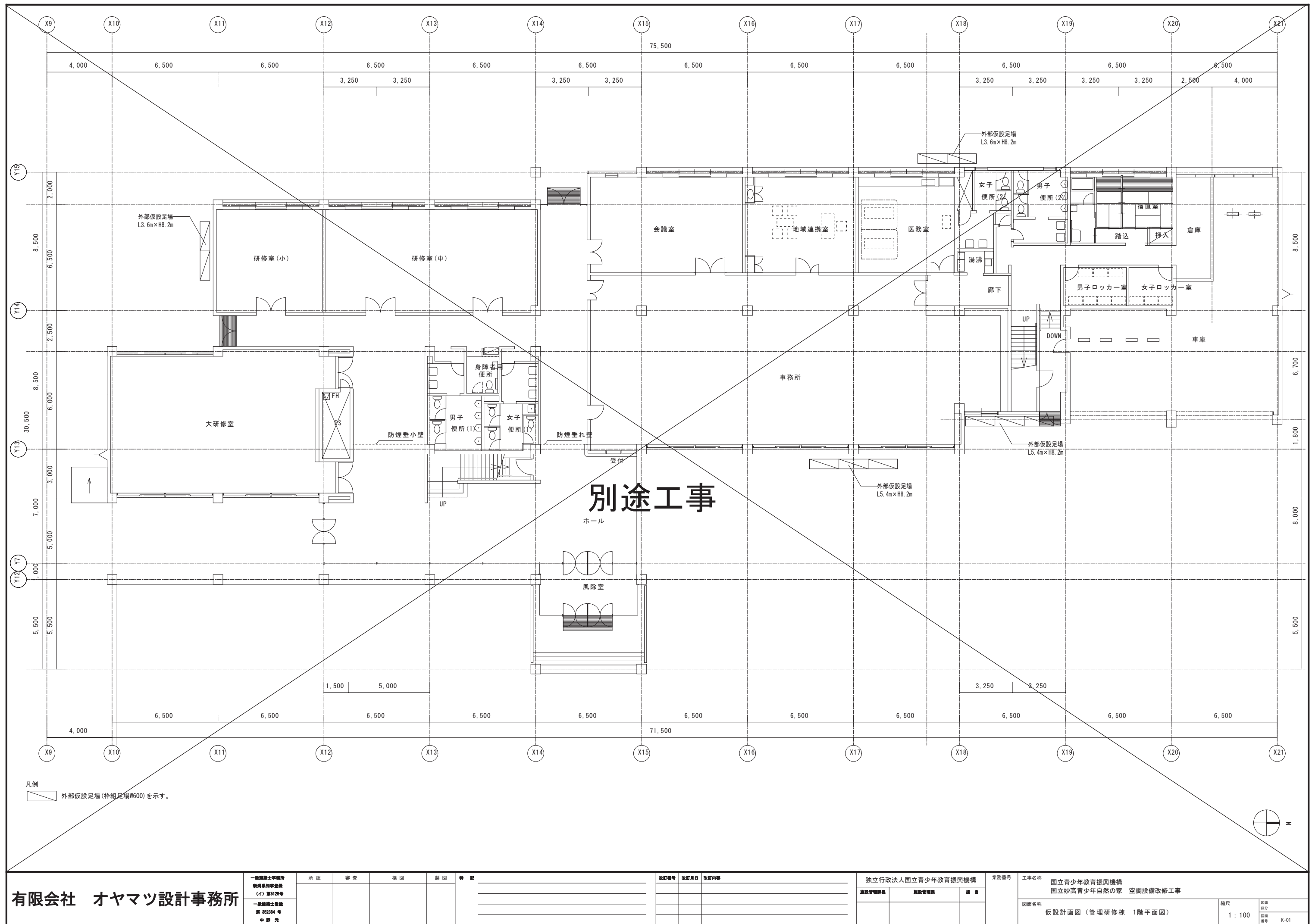


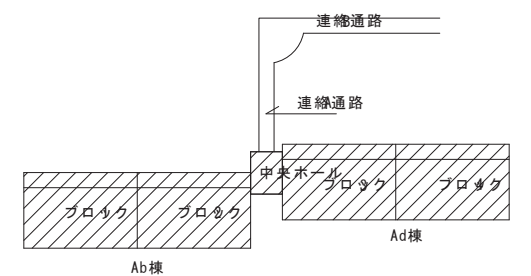
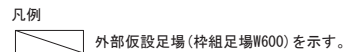
1階平面図 1：100



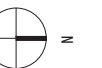
地階平面図 1：100

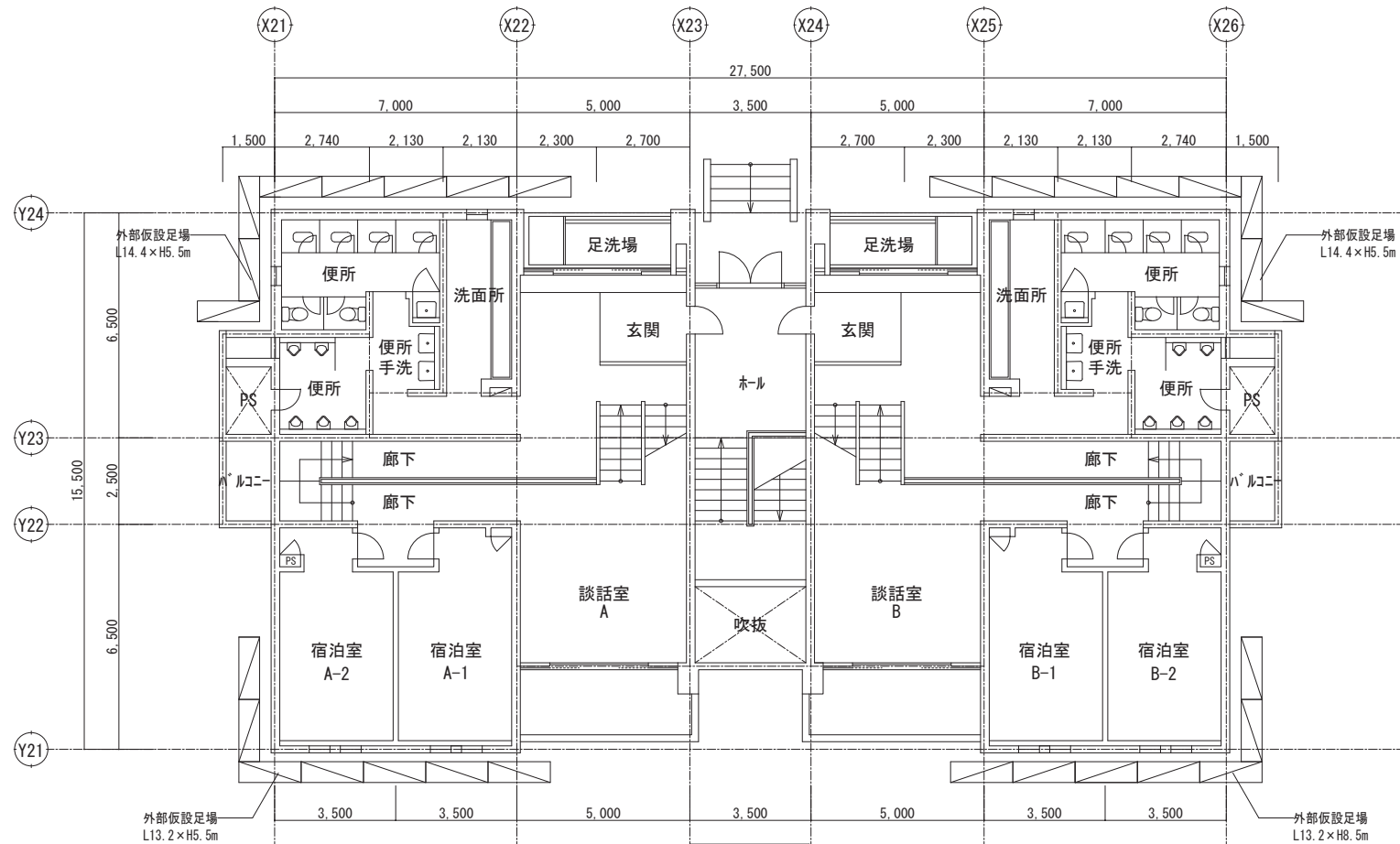
2階平面図 1：100



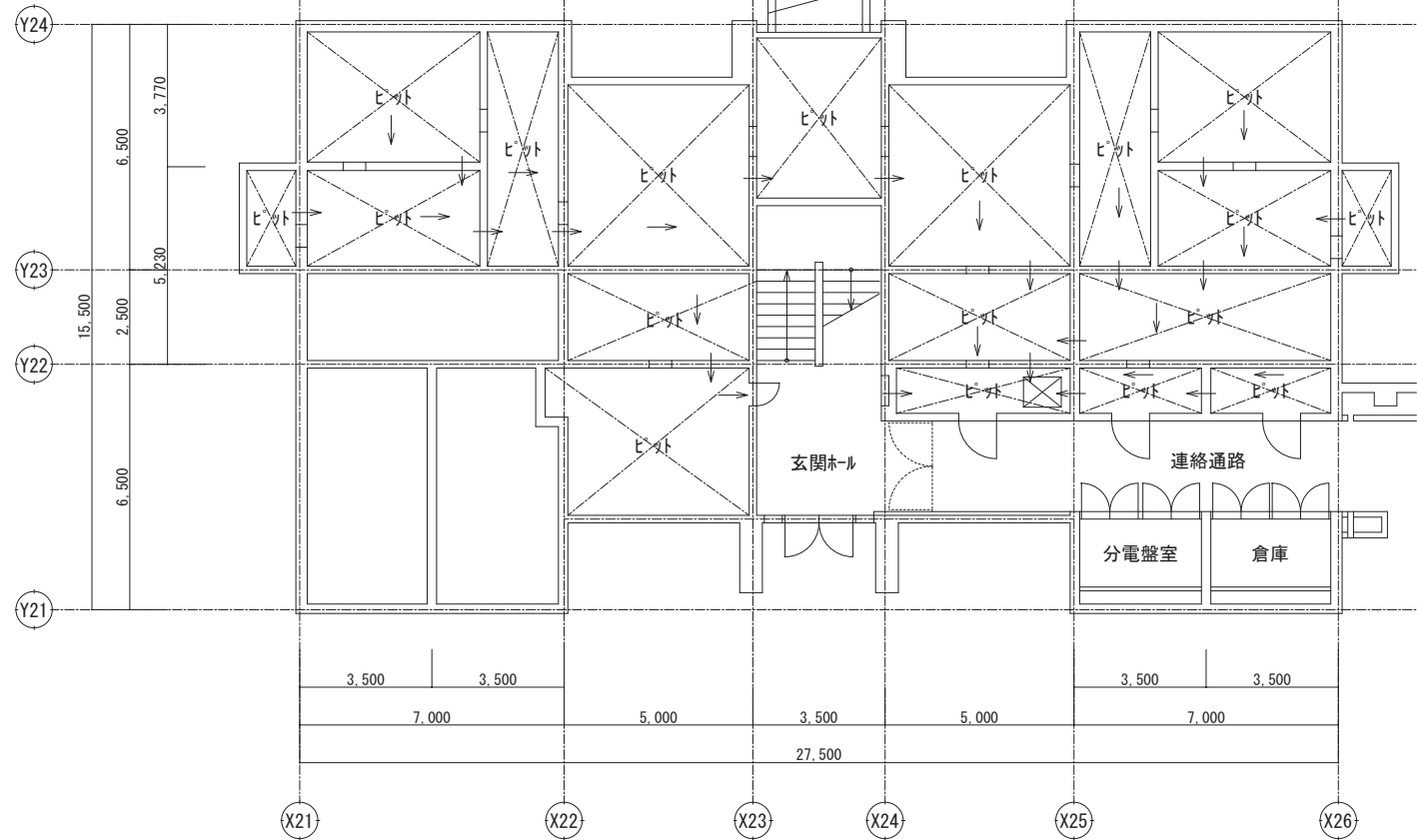


KEY プラン



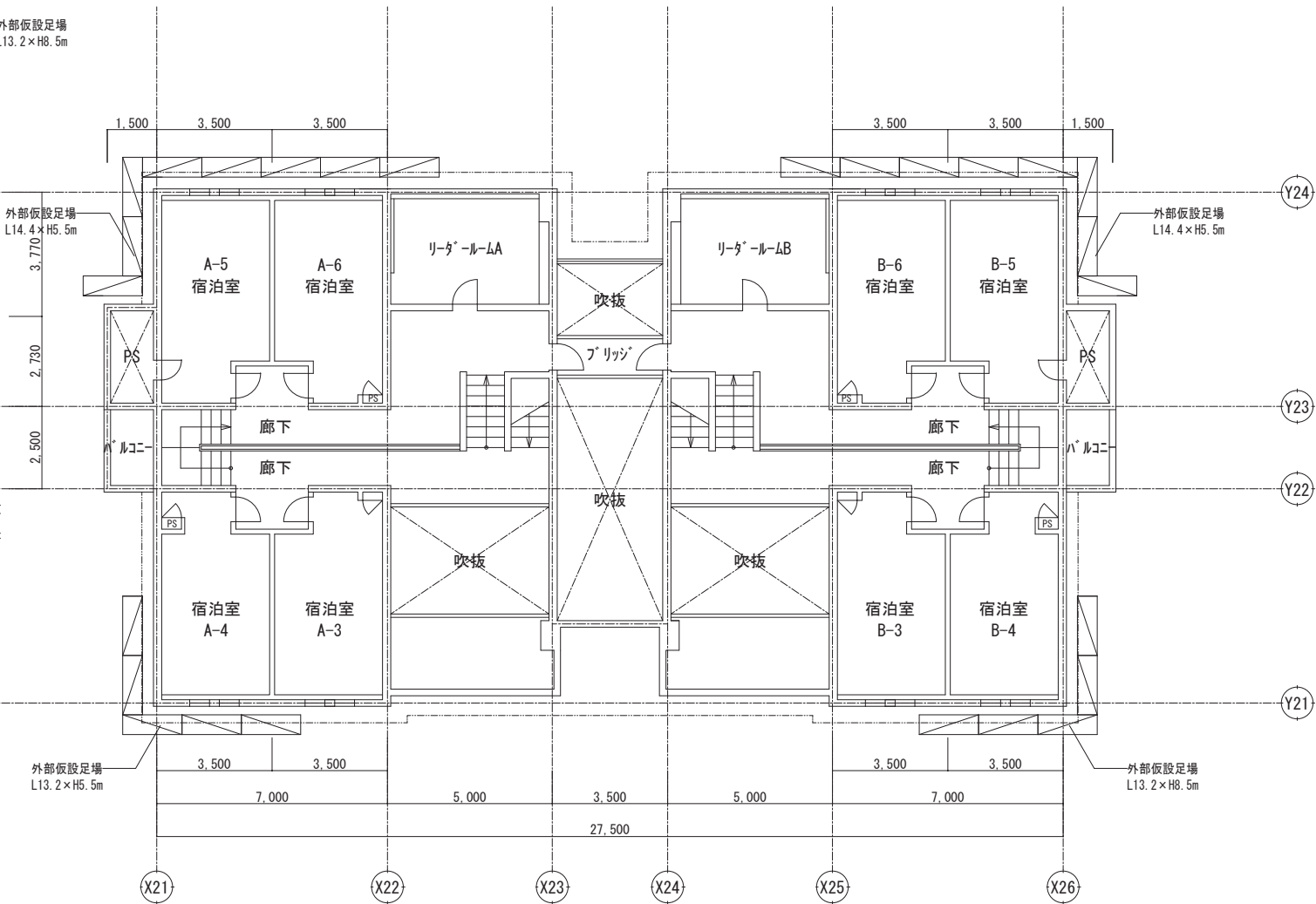


1階平面図



地下1階平面図

凡例
外部仮設足場(枠組足場W600)を示す。



2階平面図

有限会社 オヤマツ設計事務所

一級建築士事務所
新潟県知事登録
(イ) 第5128号
一級建築士登録
第 352384 号
中野 光

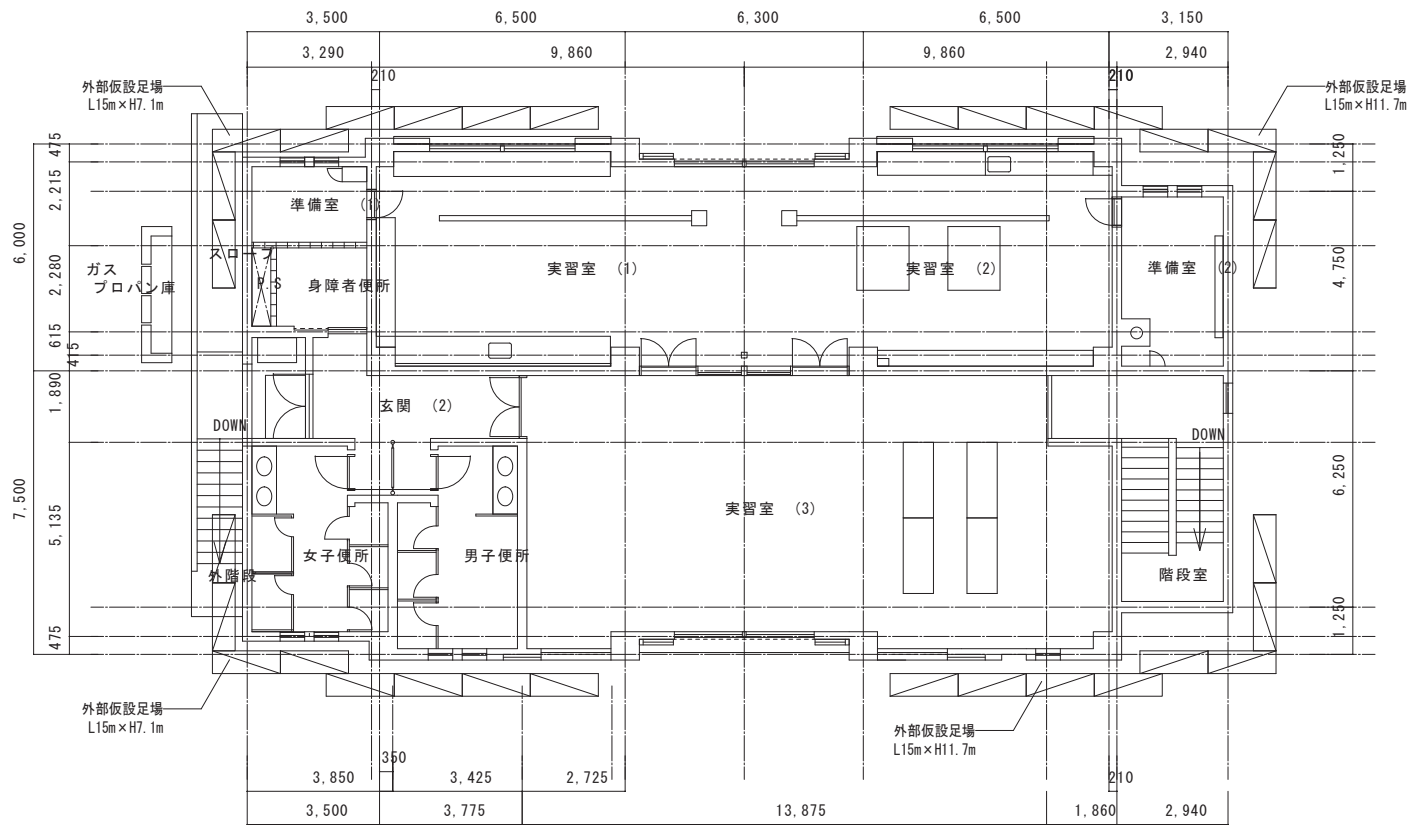
承認	審査	検閲	製図	特記

改訂番号	改訂月日	改訂内容

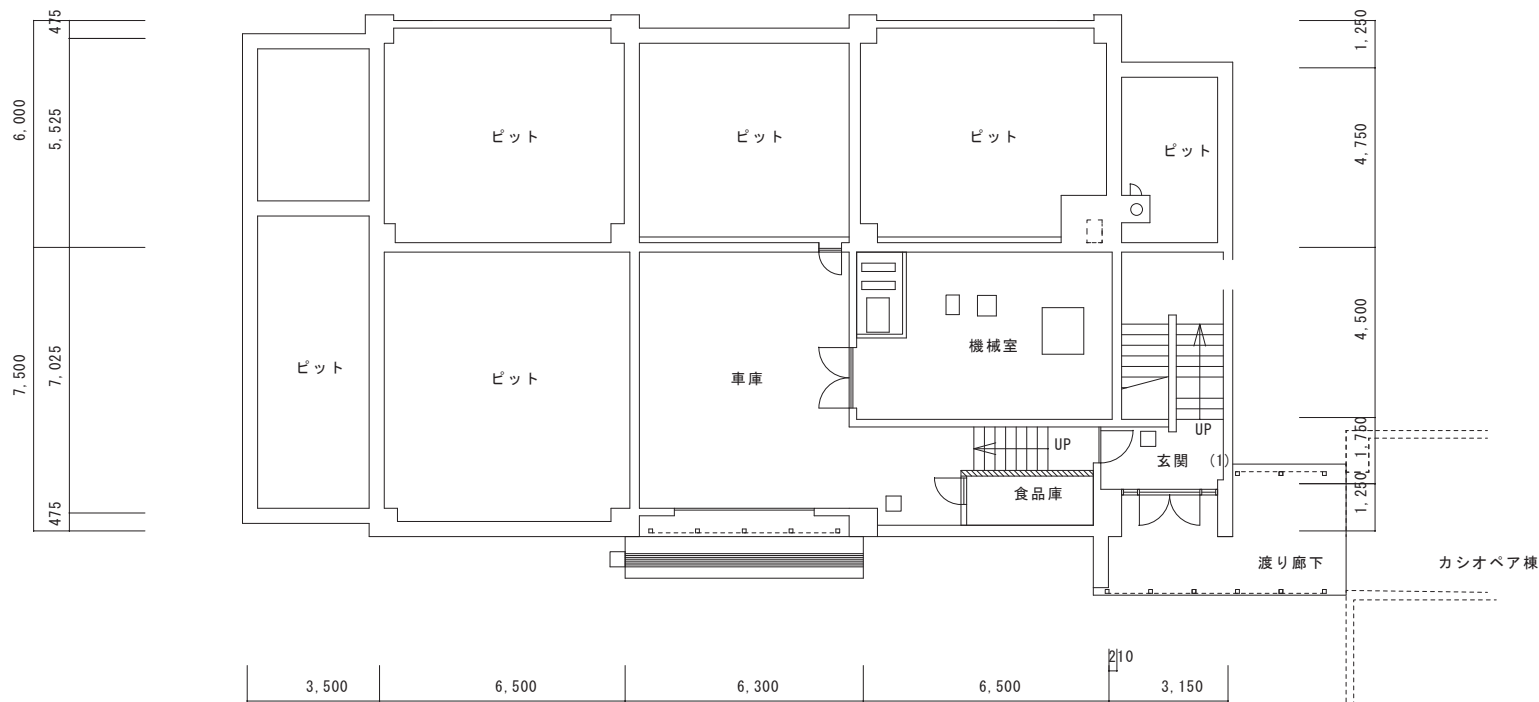
独立行政法人国立青少年教育振興機構		
施設管理課長	施設管理課	担当

業務番号	工事名称
	国立青少年教育振興機構 国立妙高青少年自然の家 空調設備改修工事

図面名称	縮尺	図面区分
仮設計画図 (ヘルメス棟 各階平面図)	1/100	K-04



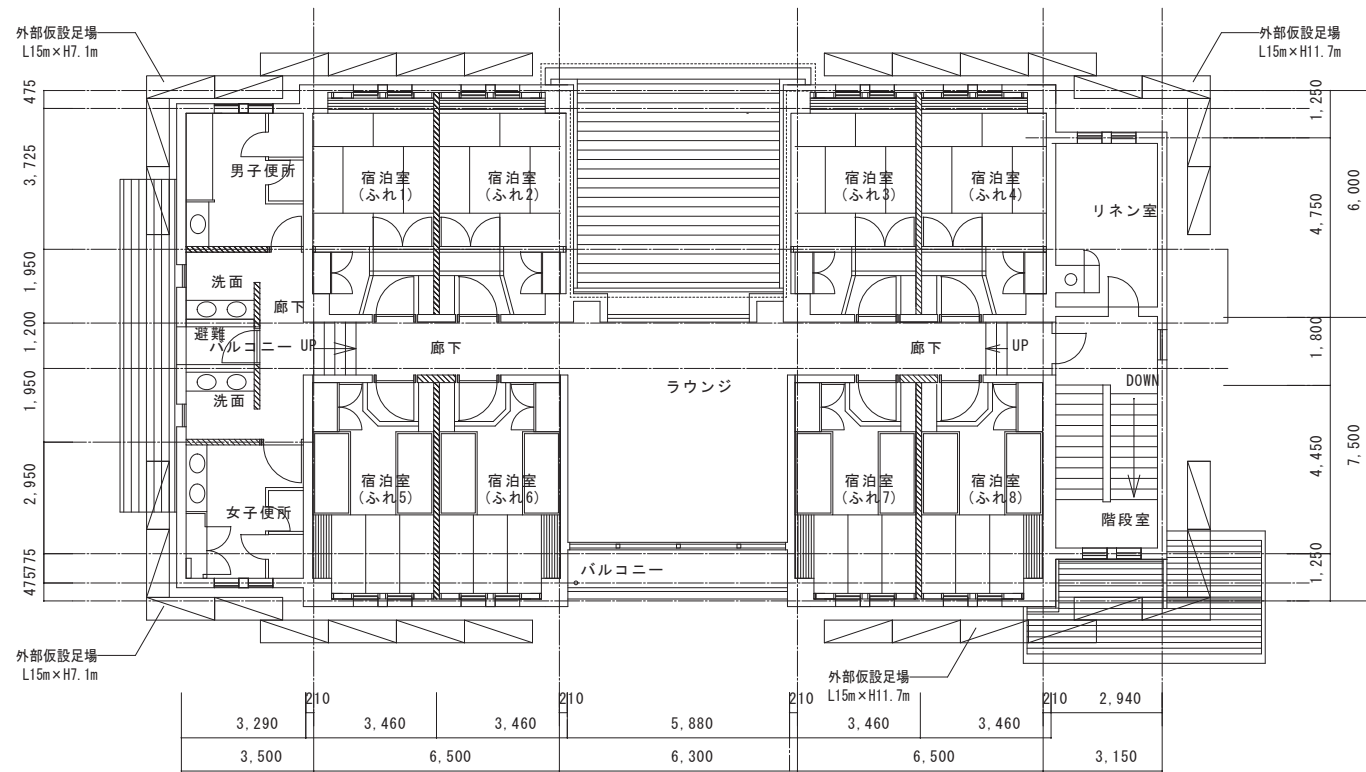
1階平面図 1 : 100



地階平面図 1 : 100



凡例
外部仮設足場 (枠組足場W600) を示す。



2階平面図 1 : 100

有限会社 オヤマツ設計事務所

一級建築士事務所
新潟県知事登録
(イ) 第5128号
一級建築士登録
第 352384 号
中野 光

承認

審査

検図

製図

特記

改訂番号

改訂月日

改訂内容

独立行政法人国立青少年教育振興機構

施設管理部長

施設管理課長

担当

業務番号

工事名称

国立青少年教育振興機構
国立妙高青少年自然の家 空調設備改修工事

図面名称

仮設計画図 (ふれあい棟 各階平面図)

縮尺

1 : 100

図面区分

図面番号
k-05